

平成 29 年度名古屋大学大学院文学研究科
学位（課程博士）申請論文

受益・受害構文の歴史的研究

名古屋大学大学院文学研究科
人文学専攻日本語学専門

山口 響史

平成 29 年 12 月

凡例

- 一、 用例番号，図表番号は各章ごとに付す。

- 一、 注は，章ごとに番号を付し，原則として章末に示す。

- 一、 記号φは，当該形式が非表示であることを示す。

- 一、 例文の前に示した記号は文の許容度を示す。記号*は，非文であることを示し，記号?は，非文であるかどうか迷う文を示す。記号のない文は，実例及び自然な文である。

- 一、 文中で用いる研究対象の言語形式はカタカナ表記とする。用例中の表記は原文のままとし，主な対象形式に下線もしくは囲み線を付す。

- 一、 用例の末尾には，原則として順に用例のジャンル，作品名，調査資料における頁数，（索引のある場合は，その記載事項）を示す。

- 一、 文中において，参考文献は，氏（名）に続けて(年号)の形式で示す。但し，括弧内に含まれる際は，年号の括弧は省く。文献の題目・所収などは本稿末尾の【参考文献】欄にまとめて掲げる。

- 一、 引用に際しては，基本的に用例番号，記号の使い方は原文そのままとするため，以上の凡例には従わない。

(本文一頁：40字×30行)

目次

序章 本研究が目指すこと・位置づけ	1
1. はじめに—問題の所在—	1
2. 方法	2
2.1 テモラウとレル・ラレル（受身用法）の関係	2
2.1.1 研究史概観	2
2.1.2 両形式の類似点と相違点	5
2.2 本稿の課題	6
3. 本稿の構成	8

【第 I 部】 モラウ系補助動詞の成立と展開

第 1 章 補助動詞テモラウの成立と機能拡張	13
1. はじめに—問題の所在—	13
2. モラウの歴史	14
3. テモラウの歴史	18
3.1 後接語	18
3.1.1 意志・願望表現	18
3.1.2 受け手の働きかけ	20
3.1.3 その他の後接語	21
3.2 格表示	22
3.3 迷惑タイプの成立	23
3.4 前接語	27
3.4.1 概観的分類	27
3.4.2 派生関係・交替関係	29

3.4.3	サセテモラウの成立	30
4.	まとめ	31
5.	おわりに—変化の方向と本章の位置づけ—	32
第2章 近世後期における補助動詞テモラウ—上方語と江戸語の対照—		35
1.	はじめに—なぜ上方語・江戸語の差異に着目するのか—	35
2.	方法	35
3.	近世後期江戸語と上方語との比較	40
3.1	複文型の迷惑タイプ	40
3.1.1	複文型の迷惑タイプの有無	40
3.1.2	複文型の迷惑タイプに関する要素	40
3.2	前接語	41
3.2.1	使役助動詞—サセテモラウの有無—	42
3.2.2	状態や変化を表す自動詞, アスペクト形式	43
3.2.3	派生関係・交替関係	44
4.	まとめ—東西差の把握—	44
第3章 テイタダクの成立と展開		47
1.	はじめに—問題の所在—	47
2.	方法と資料	48
3.	イタダクの変化	48
3.1	概要	48
3.1.1	近世期までのイタダク	48
3.1.2	萩野(2009)の記述	49
3.2	近世期の調査	50
3.2.1	18世紀のイタダク	50
3.2.2	19世紀のイタダク	52
4.	近世～近代におけるテモラウの敬語形	57
4.1	成立初期(近世後期)のテイタダク	57

4.2	近世後期のテオモライモウス	60
4.3	明治・大正期のテイタダク	60
5.	まとめ	62
6.	おわりに	63

【第Ⅱ部】 受身文の歴史的展開

第4章	近世を中心とした受身文の歴史—非当事者の受身の発達とその位置づけ—	69
1.	はじめに—問題点の整理—	69
2.	調査結果—前接語から見る受身文の発達—	71
2.1	概観	71
2.2	前接動詞	73
2.2.1	他動詞	73
2.2.2	自動詞	75
2.2.3	前接動詞まとめ	77
2.3	その他の前接語	77
3.	現象の整理—近世の受身文の発達をどのように解釈するか—	78
4.	まとめ	81
第5章	近世後期における受身文発達の背景	85
1.	はじめに—考察の方針—	85
2.	受身文とテモラウ文の比較	85
2.1	前接語の発達	85
2.1.1	概観	85
2.1.2	動作動詞前接例	87
2.2	前接語の観察のまとめ—テモラウ文への類推の可能性—	89
2.3	東西差	89

2.3.1	非当事者の受身（上方語）	89
2.3.2	非当事者の受身（江戸語）	91
2.3.3	使役助動詞の前接	92
2.4	東西差まとめ	93
2.4.1	現象のまとめ	93
2.4.2	非当事者の受身における東西差の理解	94
2.4.3	「使役助動詞+テモラウ／レル・ラレル」における東西差の理解	95
2.4.4	テモラウへの類推と東西差	95
3.	まとめ	96
第6章 中古～近世における受身文の受益用法		99
1.	はじめに	99
2.	中古～近世における受益の意味を表す受身文	99
2.1	意志・願望表現の接続例概観	99
2.2	意志表現の接続例	100
2.2.1	前接動詞	100
2.2.2	動作対象	102
2.3	願望表現の接続例	102
2.4	意志・願望表現を接続しない受益を表すと目される例	103
3.	まとめ	104
4.	テモラウから見た受身文の受益用法	104

【第Ⅲ部】 ス・サスにおける非意図的用法

第7章 ス・サスにおける非意図的用法の変遷		111
1.	はじめに	111
2.	先行研究	111
3.	研究方法	113
4.	非意図的用法の観察	115

4.1	中世末期～近世期の様相（承接関係）	115
4.1.1	概観	115
4.1.2	前接動詞	115
4.1.3	後接表現	116
4.2	文構造	117
4.3	まとめ	118
5.	非意図的用法の解釈	118
6.	なぜ受身表現が想定されるのか	121
7.	まとめ	123
終章 本研究のまとめと今後の課題		125
1.	モラウ系補助動詞に起きた変化と文法史上の位置づけ	125
1.1	テモラウの成立と発達	125
1.2	近世後期におけるテモラウの東西差	126
1.3	テイタダクの成立と展開	126
1.4	モラウ系補助動詞の歴史が意味すること	126
2.	受身文における受害構文としての確立	127
2.1	非当事者の視点から事態を捉えるようになること	127
2.2	受身文発達の背景	127
3.	受益・受害構文の歴史的展開	128
4.	今後の課題—受益構文・受害構文の射程—	129
	【使用資料】	131
	【参考文献】	135

序章 本研究が目指すこと・位置づけ

1. はじめに—問題の所在—

本研究は、これまで個別の形式の記述に留まっていた、受身文や授受補助動詞の歴史を受益・受害構文として包括的に把握し、歴史的展開の記述・叙述を試みるものである。以下、詳しく述べる。

本研究において、(広義の) 受益構文、受害構文とは、「受け手にとって事態から望ましい影響を受ける(受益)か、望ましくない影響を受ける(受害)かに関わる文」を指す。具体的に、受益構文、受害構文に関わる形式は、以下のような形式が挙げられる。

- ・受益構文…テモラウ、テイタダク、テチョウダイ、テクレル、テクダサル等
- ・受害構文…レル・ラレル(受身用法)、テクル、ヤガル等

上に挙げた形式の他¹にも、受益構文に挙げた形式が受害を表す場合や、受害構文に挙げた形式が受益を表す場合もある。意味的な規定によれば、視野に入る形式は多岐にわたるといえ、その外延を把握することは難しい。一方で、上記の受益構文、受害構文の中でも、テモラウ・テイタダクとレル・ラレル(受身用法)は、受け手を主語として述べる文を構成する生産的な形式であり、後述のように現代共通語において受益、受害の形式として対照的な関係を成している。まさに「受益(益を受ける)」「受害(害を受ける)」を表す形式である。そこで、本研究ではこれらの二形式の成す文を狭義の受益構文、受害構文として、まず狭義の受益構文、受害構文の歴史の構築を目指す。

狭義の受益構文、受害構文を成すテモラウとレル・ラレル(受身用法)は、現代共通語において同じ格体制を有し、「受影²」を表す生産的な形式である。基本的に、テモラウは受益(受け手にとって望ましい事態)、レル・ラレルは受害(受け手にとって望ましくない事態)という対照的な関係にある(1)(2)。

- (1) (私/太郎は) 娘に彼氏を連れて来られた。
- (2) (私/太郎は) 娘に彼氏を連れて来てもらった。

上記の二形式は、能動文やテクレル文、テヤル文等との対立から、日本語におけるヴォイ

ス³に参画する代表的な形式として夙に関心を集めてきた。用法や意味、各形式間の関係についても、現代語研究において整理されつつある（次節で詳述）。

一方で、その歴史については、現代語とは大きく異なるにも関わらず各時代の断片的な記述に留まり、歴史的な展開を把握するには至っていない。テモラウとレル・ラレル（受身用法）は、各形式の歴史にのみ着目しても、項の交替・派生、動詞の形態変化、補助動詞化といった日本語文法史の多方面に関わる成果が期待できる。とりわけ、二形式間の歴史を探ることで、日本語ヴォイスの歴史的な展開について、新たな見方を得ることに繋がると考える。

そこで本研究では、テモラウ、レル・ラレル（受身用法）及び各形式の接点に関する用法の歴史を明らかにすることで、テモラウ、レル・ラレル（受身用法）がなぜ・どのようにして現代共通語の様相に至ったのかについて明らかにすることを目的とする。次節では、現代語研究における各形式の研究史を概観し、この目的を達するための具体的な課題を提示する。

2. 方法

2.1 テモラウとレル・ラレル（受身用法）の関係

2.1.1 研究史概観

まずは、歴史的な観察の着地点を確認する。そのためにもまず、本項では、テモラウとレル・ラレル（受身用法）の関係についての研究史を概観しておく。

テモラウとレル・ラレル（受身用法）が類似した用法であることは、古くは Chamberlain(1898)が以下の(3)のように記述している（下線筆者）。

- (3) The verb *morau*, “to receive” (more politely, *itadaku*, “to put on the head,” in allusion to the Japanese custom of raising a present to the forehead), construed with the gerund, helps to form an idiom which closely resembles the so-called passive both in formation and meaning thus:

Shimbun wo ~ yonde morau,
Newspaper (accus.) reading to receive,

Chamberlain(1898)が(3)の下線部のような指摘に留まっていたのに対し、松下(1924)の記述(4)では、「被動」という同じ分類の中でテモラウ（「自主的被動」）とレル・ラレル（受

身用法) (「受動的被動」) を捉える ((4)の旧字体は新字体に改めた)。

- (4) 人格的被動には「殺される」「救はれる」などといふ様な受動的被動と「殺して貰ふ」「救つて貰ふ」といふ様な自主的被動と二種ある。「れる」「られる」を附けたのは受動的であるから利益よりも害の場合が多いし、利としても利の意味が浅いが、「貰ふ」「戴く」などを附けたのは自主的であるから害の方はない。必ず利益である。そうして利益の意が強い。自主的であつても使動とは違ふ。使動は動作を他に与へるのであるが、自主的被動は自主的に動作を受けるのであつて自己の利益になる意味がある。

上記の松下(1924)のように、テモラウとレル・ラレル(受身用法)を受益と受害の対照的な関係を成すものとして捉える点では、金田一(1957)により進んだ記述が見られる。金田一(1957)は、「子供ニ死ナレル。」のような自動詞を前接動詞とする受身文を「間接の受動態」「被害態」と呼び、他動詞を前接動詞とする「受動態」と区別する。さらに、「被害態」をとりたてて、テモラウ「受益態」と対するものであることを述べる。現代語研究において、「(はた) 迷惑の受身」や「第三者の受身」と呼ばれる、主語が動詞の表す事態に関わらない受身文の用法が受害の意味を表す⁴ことに着目し、テモラウと対比する。テモラウとレル・ラレル(受身用法)のどの用法が対照的な関係を成すのかをより詳細に捉えた記述であるといえる。

ここまでに挙げた研究の他にも佐久間(1936)、北原(1981)、寺村(1982)、村上(1986)、益岡(1991)、高見・久野(2002)等の多くの研究において、両形式の対照的な関係(益岡 1991が「[[利害の受け手] ガ+ [利害の与え手] ニ+ [利害の与え手を主体とする出来事] +ラレル/モラウ]」とするような格体制の共通と受益・受害の意味的な対立)が自覚的に記述されている。とりわけ、村上(1986)では、以下の(5)のように、レル・ラレルの受害の意味について、テモラウとの関係から述べる。

- (5) 本来のうけみ構文のなかでの sareru のかたちは、現実動作のなかでの主体と客体との関係を問題にするのであって、利益性を前面にだしているわけではない。sareru のかたちがめいわくという不利益性をおびてくるのは、その構造が、site-morau 構造の文と同じとき、つまり、本来のうけみ構造のぶんからはずれたときである。こ

のことを考えてみると、sareru のかたちに不利益性（めいわく、不利益）がになわされてくるのは、sareru そのものに形式的な理由が内在しているというよりは、むしろ、同じ構造的なタイプ、site-morau 構文の存在のためといえるかもしれない。site-morau 構造の文がひとまとまりの動作、できごとにともなう不利益性のうち、利益、恩恵をうける表現だとすれば、同じ構造的なタイプのなかに sareru のかたちをもちこんだときに、それが、補足的、対立的な意味をになわされてくるということは十分に考えられることである。

村上(1986)の指摘は、金田一(1957)の指摘よりも、受害の意味についてさらに踏み込んだ記述である。すなわち、レル・ラレルの受害の意味が受益を表すテモラウとの関係の中で位置づけられるというものである。

この村上(1986)を嚆矢として、近年の研究（加藤 2013, 宮腰 2014 他）では、テモラウとレル・ラレルの対照的な意味の関係を結び付けて考える見方が示されている。中でも、宮腰(2014)は以下の(6)のようなヴォイスとアスペクトの系列的な対立の構造を示す。

(6)	[S _i [(S _i) [[[[[Verb] -V ₁] -A ₁] -V ₂] A ₂] Aff-Pred]]]
〈受影主〉	$\left\{ \begin{array}{l} \text{ラレル } 1 \\ \text{テモラウ } 1 \end{array} \right\}$ テイル ₁ $\left\{ \begin{array}{l} \text{ラレル } 2 \\ \text{テモラウ } 2 \end{array} \right\}$ テイル ₂ $\left\{ \begin{array}{l} \text{受害 (含意) 述語} \\ \text{受益 (含意) 述語} \end{array} \right\}$

この系列的な対立の構造を示す中で、宮腰(2014)は、(6)の構造のうち、アスペクト形式（テイル₁）を前接するラレル₂が受害の意味を表すとする。さらに、その受害の意味は、ラレル₂と系列的な対立を持つテモラウ₂の不使用を含意するために「〈受影〉－〈受益〉＝〈受害〉」という語用論的推論から発現すると述べる。宮腰(2014)は、レル・ラレル（受身用法）の受害の意味がテモラウとどのような関係にあって、どのように発現するのかについて構造と意味の両面から具体化している。

以上、ここまででテモラウとレル・ラレル（受身用法）との関係についての研究史を概観した。Chamberlain(1898)以降、類似した表現として指摘されていたテモラウとレル・ラレル（受身用法）は、共通した構造を持つことや受身文の用法の中でもいわゆる「第三者の受身」「(はた) 迷惑の受身」においてテモラウと対照的な関係を成すこと、レル・ラレルの受害の意味がテモラウとの関係の中で捉えられることなどが明らかにされてきた。ここまで

の研究史概観を踏まえ、以下、テモラウとレル・ラレル（受身用法）の類似点と相違点についてまとめる。

2.1.2 両形式の類似点と相違点

テモラウとレル・ラレル（受身用法）の類似点は、主として格体制にある。以下の(7)に両形式に共通する格体制を示しておく。

- (7) (利害の受け手) ガ (利害の与え手) ニ ((対象物) ヲ) V テモラウ / (ラ) レル

この格体制の共通に伴って、両者は以下の(8)(9)のように置換可能な用法を有する。

- (8) (私は) 彼に (休んでもらっ / 休まれ) ては困る。

- (9) (私は) 先生に (褒めてもらっ / 褒められ) た。

次に、相違点について意味的な観点から見る⁵。テモラウとレル・ラレル（受身用法）は、以下の(10)に示すように、テモラウでは受益（主語にとって望ましい事態）、レル・ラレル（受身用法）では受害（主語にとって望ましくない事態）という対照的な意味を表す。

- (10)a. (私は) 彼にご飯を食べてもらった。[受益]

- b. (私は) 彼にご飯を食べられた。[受害]

この対照的な意味の関係は、先に見た金田一(1957)が指摘するように、レル・ラレル（受身用法）において、いわゆる間接受身文、とりわけ、これまで「第三者の受身」「(はた) 迷惑の受身」とされてきた受身文に顕著である。例えば、先に見た(9)は、主語が直接の動作対象となる受身文であり、「褒める」という語彙の意味が受益である動詞を接続するため、受身文は受益の事態を表す。また、以下の(11)は、「けなす」という語彙の意味が受害である動詞を接続し、受身文の主語が直接の動作対象となる受身文であるため受害を表す。

- (11) 私は友達にけなされた。

一方で、以下の(12)は、主語が動詞の表す事態に関わらない。また、語彙の意味が利害性に

関して中立的な動詞「いる」を接続する例であるが、テモラウは受益、レル・ラレルは受害を表す。

(12)a. (私は) 妹に下の階にいてもらった。[受益]

b. (私は) 妹に下の階にいられた。[受害]

つまり、テモラウは基本的に受益を表すのに対し、レル・ラレル(受身用法)では一部の用法が受害を表すといえる。そして、その一部の用法においてテモラウとの意味的な対立が観察できる。

以上、現代共通語におけるテモラウとレル・ラレル(受身用法)の類似点と相違点を記述した。先行研究の記述を援用すれば他にもさらに詳細に両形式の類似点と相違点を記述することは可能であるが、本節ではひとまず上記の基本的な点のみをおさえておく。

2.2 本稿の課題

前節までで、現代共通語におけるテモラウとレル・ラレル(受身用法)が、対照的な関係を成していることを見た。本節では、現代共通語の様相を踏まえ、両形式の歴史を探るための課題を確認する。

本研究の目的を達するためには、まず、テモラウ、レル・ラレル(受身用法)における古代語⁶と現代共通語との明確な差異を確認しておく必要がある。テモラウとレル・ラレル(受身用法)がどのようにして現代共通語の様相に至ったのかについて明らかにするためには、当然のことながら、古代語と現代共通語との差異に説明が与えられなければならない。この差異の解決が課題にも成り得る。そこで、まずは古代語と現代共通語における形式の有無について確認しておく。

宮地(1975)や荻野(2007)によれば、テモラウが成立したのは中世末期とみられている。実際、本稿の調査においても、中世末期以前のテモラウの例は見えていない。つまり、古代語にはテモラウは存在しないことになる⁷。テモラウについては、その成立～発達をレル・ラレル(受身用法)との関連を視野に入れながら包括的に記述することが必要である。

一方で、レル・ラレルを見てみると、周知のように古代語(中古)から用例が見られる。但し、小田(2008)、川村(2012)、堀口(1983)、金水(1991)が指摘するように、現代共通語の様相とは異なる。古代語と現代共通語との違い(13)を以下に挙げる。

(13) 受身文における古代語と現代共通語との主な相違点

- a. 古代語には、いわゆる「第三者の受身」「(はた) 迷惑の受身」と呼ばれる用法が見られない (堀口 1983)。
- b. 古代語には、使役助動詞の前接例が見られない (小田 2008)。
- c. 古代語には、アスペクト形式の前接例が見られない (小田 2008)。
- d. 古代語では、非情物主語の受身において制限 (「結果状態」を表す状態性の例に限られる) がある (金水 1991)。

上記の相違点のうち、非情物主語の受身に関する歴史的な課題(13d)については、近代以降、翻訳文献の影響で発達したとの見方が既に示されている (金水 1991, 韓 2010)。このことに加えて、本稿で対象とする受益構文と受害構文は、基本的に有情物を主語とするものを指す。従って、(13d)は、本稿において優先的に扱われるべき相違点ではない。一方で、いわゆる「第三者の受身」「(はた) 迷惑の受身」の歴史的な課題(13a)は、被害を表す受身文の発達が遅れたことを指す、まさに受害構文の歴史である。また、(13a)は、堀口(1983)によって時期的な指摘はなされているものの、なぜ、どのようにして見られるようになったのかについては、明らかになっているとは言い難い。(13a)と同様、使役助動詞、アスペクトの前接(13b,c)に関しても、第4章で後述するように受身文の被害の意味に関わる相違点である。また、(13b,c)は、発達時期も明らかになっておらず、検証の必要がある。そこで、本稿では、主として「(13a~c)の相違点について、いつ、どのようにして、なぜ現代共通語に至るまでに見られるようになったのかについて明らかにすること」をレル・ラレル (受身用法) の歴史を明らかにするうえでの課題とする。

以上、テモラウとレル・ラレル (受身用法) の歴史を明らかにするうえでの課題を確認した。以下にまとめる。

- 本論文の課題: 狭義の受益構文 (テモラウ) と受害構文 (レル・ラレル (受身用法)) は、それぞれどのようにして古代語から現代共通語の様相に至ったのかを明らかにすること。また、その中で、現代共通語に見えるテモラウ、レル・ラレル (受身用法) の対照的な関係はどのような背景のもとで、いつ、どのような過程を経て形成されたのかを明らかにすること。

と。

◎テモラウの歴史についての課題：テモラウの成立～発達を受身文との関わりを視野に入れつつ、包括的に記述・叙述すること。

◎レル・ラレル（受身用法）の歴史についての課題：テモラウと顕著に対照的な関係を成す受身を表す用法がいつ、どのようにして発達したのかを明らかにする中で、受身文における「受身」の意味の歴史的な展開を明らかにすること。

小課題①…いわゆる「第三者の受身」「(はた) 迷惑の受身」と呼ばれる用法の成立を明らかにすること

小課題②…使役助動詞を前接する用法の成立を明らかにすること。

小課題③…アスペクト形式を前接する用法の成立を明らかにすること。

3. 本稿の構成

前節で述べた課題を踏まえ、本稿は、第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部で構成する。第Ⅰ部「モラウ系補助動詞の成立と展開」では、受益構文であるモラウ系補助動詞の成立・発達について論じる。まず第1章においては、テモラウの歴史を成立期である中世末期、から近世後期まで、上方語資料を用いて観察・考察する。次に、第2章では、近世後期以降、中央語としての地位が上方語から江戸語に移っていくことを踏まえ、近世後期以降の上方語と江戸語の比較を行う。最後に、第3章では、現代語研究においてテモラウの敬語形とされているテイタダクの成立から発達までを観察する。

続く第Ⅱ部「受身文の歴史的展開」では、受身構文であるル・ラル（レル・ラレル、受身用法）の発達について、前節で述べた小課題①～③を中心に論じる。まず、第4章では、中古から近世後期までのレル・ラレル（受身用法）について、近世以降見られるようになるとの指摘がある、主語が動詞の項成分に含まれない用法（非当事者の受身）について、前接語を観点として観察する。この観察によって、非当事者の受身の歴史的な位置づけを確認し、発達の背景を考察する。次に第5章では、第1部で観察したテモラウの発達と合わせてレル・ラレル（受身用法）の発達を観察することで、両形式の発達の接点について探る。最後に第6章では、受身文の受益用法について、中古から近世までの様相を述べ、受益を表すテモラウとの歴史的な関係を述べる。

第Ⅲ部第7章の「ス・サスにおける非意図的用法の推移」は、第1部、第2部を補う章

である。先に挙げた問いには直接関わらないものの、狭義の受益構文、受害構文に近い特性を持つ、使役構文の歴史について、看過することのできない、古代語に特徴的な「非意図的用法」を取り上げて論じる。

なお、本稿における各章の元となる論文の初出は以下の通りである。いずれも、一部を改変してある。

第1章

山口響史(2015)「補助動詞テモラウの機能拡張」『日本語の研究』11(4)pp.1-16 武蔵野書院.

第2章

山口響史(2017)「近世後期における補助動詞テモラウー上方語・江戸語の対照一」『名古屋大学国語国文学』110 pp.133-148.

第3章

山口響史(2016)「テイタダクの成立と展開」『國語國文』85(7)pp.34-51 臨川書店(京都大学文学部国語学国文学研究室) .

序章, 第4~7章, 終章は書下ろしである。

注

- 1 「受益」や「受害」というのは生産的な形式を伴わない(例, 私は両親が交通事故に遭った。)場合も考え得るが, 本稿では生産的な形式を含む文に限る。
- 2 本研究において, 広義の「受影」は有情物主語が物理的・心理的影響を受けることを指す。狭義の「受影」は, 広義の受影の影響の中でも利害性に関わるものを指す。
- 3 「ヴォイス」という用語については, 先行研究によって定義が分かれる。ここでは, その一つ一つを取り上げることはせず, 宮腰(2014)の述べる以下の定義に従って用いることとする。
 - ・ヴォイスとは, 項の数/種類/際立ちの点で対立し, 語根を共有する述語(を主要部とする表現)の体系である。
 - ・ヴォイスとは, その対立関係を表す文法範疇である。
- 4 受身文の受害の意味がどのような条件でなぜ発現するのかについては, 多くの議論がある。この課題は歴史的な検証の内容にも含まれるため, 第4章で詳述する。ここでは, 金田一(1957)の挙げる「被害態」が, いわゆる「第三者の受身」「(はた)迷惑の受身」

と呼ばれる用法に相当し、これらの用法が必ず被害を表す点のみを注意しておく。

⁵ 顕著な相違点を挙げるならば、テモラウはモラウを語彙的資源とする補助動詞であり、レル・ラレルはいわゆる助動詞であることも指摘できる。但し、このことについては、歴史的な問題をはらむため、本論で詳しく扱う。ここでは現代共通語に見える意味的な相違点を取り上げる。

⁶ 本稿における主な時代区分は以下の通り。

中古…794年-1192年

中世…1192年-1603年

近世…1603年-1867年

近代…1868年-1945年

なお、近世については、宝暦(1751-1764)頃を境にして、前期と後期に分ける。この中で、主として中古～中世前期を古代語、中世後期～近代を近代語と呼ぶ。

⁷ 松下(1924)も「中古以前の文には自行自利態がない。」と述べる。

【第 I 部】

モラウ系補助動詞の成立と展開

第1章 補助動詞テモラウの成立と機能拡張

1. はじめに—問題の所在—

補助動詞テモラウについては、先行研究において補助動詞形の成立時期や視点¹の成立プロセス等が次第に明らかになってきている（宮地 1975, 荻野 2007 他）。しかし、その詳細な歴史は、未だ十全に把握されているとは言いがたい。

さらに、序章で既に述べた通り、テモラウでは、現代語において、恩恵と迷惑という対立する両用法を持つが、後発の用法と目される（少なくとも先行研究の指摘する中世末期資料には見られない）迷惑タイプ(1)の成立過程は明らかになっていない。現代語同様、条件節内で用いられる早い例を挙げる。

- (1) モシ茄子一つでも夢に見てもらふたら、大事の代ものに疵が付。(1777年, 噺本, 時勢話綱目, 85)

また、現代語においては「使役助動詞+テモラウ」と分析できるサセテモラウという頻出の形式(2)を有するものの、その成立過程も明らかになっていない。同じく早い例を挙げる。

- (2) 春は伊勢参りもさしてもらふはへ (1798年, 洒落本, 十界和尚話, 192)

補助動詞テモラウの成立については、従来、中世末期の狂言資料から見られるようになるとの指摘がある（宮地 1975, 米澤 1996 他）。本稿の調査においても、中世末期～近世初期の資料とされる「大蔵虎明本狂言集」（以下、『虎明本』）から用例が見られた。また、先行研究の指摘の通り、狂言資料の時期に見られる成立初期テモラウは、「テモラバヤ、テモラオウ、テモライタイといった願望を表すモダリティが多い」（荻野 2007）という特徴がある。

- (3) 爰にお目をかけらるゝ先達のござる、是へ参て、よひ事かあしひ事か、うらなふてみてもらはふと存る（狂言, 虎明本, 上 422）

しかし、先行研究ではこのようなテモラウの成立初期の特徴についての記述にとどまる。また、近世期以降の詳細な記述もなされていない。本稿の調査では、近世後期以降、迷惑タ

イプやサセテモラウが多く見られ、連動して特徴的な分布が見出された。現代語のテモラウ文の様相の確立過程は、中世末期から近世後期のテモラウ文の歴史的展開を明らかにすることによってはじめて説明が与えられるだろう。

本章の目的とするところは、中世末期から近世後期までの資料²を用い、テモラウがどのような歴史的変化をしてきたのかについて、その成立以降観察される現象を記述し、どのようなプロセスを経た結果であるのかについて説明することにある。また、現象を記述するばかりでなく、テモラウの歴史的変化がどのような方向性を持ったものなのかについて説明を与えることも目指す。

2. モラウの歴史

テモラウを観察するにあたって、語彙的資源となった本動詞モラウの調査は欠かせない。テモラウとモラウの歴史的変化を同一視することはできないが、特に、派生されて間もない中世末期のテモラウは、モラウとの親和性の高いことが予測される。そこで本節では、テモラウの歴史的変化の背景を捉えるべく、語彙的資源であるモラウを含む文（以下、モラウ文）の中世末期から近世後期までの様相について記述する。

まずは、モラウの概要を把握しておく。モラウは、中古から用例が見られることが指摘されている（『日本国語大辞典 第二版』他）。以下に中古の用例を示す。

- (4) 昔一の比丘有り。山に住みて座禅す。齋食の時毎に、飯を拆チテ烏に施し、烏常に啄ミ効ヒテ、日毎に来リ^{モラ}候フ（毛良不）。(810年－824年、日本霊異記、305)

『名語記』（1268年 - 75年）では、「人に物^{こふ}を^{もら}うとなつく如何。答、みつらかはむの反、満の心歟。まつらかはむの反、貧き義也。又待心也」と説明されており、『日葡辞書』（1603年 - 1604年）には、「Morai,ō,ōta モライ、ウ、ウタ^{乞い}求める例、Iifiuo morō（慈悲を貰ふ）慈善・寄進を乞う」（『邦訳日葡辞書』による）と説明されている。いずれの記述も、「乞う」行為を含むものであり、荻野（2007）の指摘の通り「十七世紀前半まで「私が乞い求めた結果、相手から授受をうける」という意味があった」と考えられる³。以下の『虎明本』の用例(5)(6)においても、「人」（モラウ文の主語、三人称）が娘を「乞い求める」もののやらないと解釈できる。現代語における、モラウ文の主語（話し手、または、それに近い立場の者）が他から何かを「受け取る」という、人称制約を伴う意味とは明らかに異なる

る用例である。一方、近世前期以降の用例では、全例で一人称（または、それに近い立場の者）が主語となる。モラウにおける視点の確立は、近世前期といえ、この点も併せて重要である。

(5) 独りむすめをもたれて、人がもらへどもやらいで（狂言，虎明本，上 376）

(6) 某ひとりむすめをもつて御ざあるが、はう\／よりもらせらるれども、ぞんずる子細の有てしんぜぬ（狂言，虎明本，上 375）

以上の先行研究を踏まえれば、モラウは大局的に見て「乞い求める」意味から「受け取る」意味へ、さらには話し手（または、それに近い立場の者）が受け取る意味へと変化していると指摘できる。モラウを調査する際には、この意味変化を中心に記述する必要があると考えられる。そこでまず、近世におけるモラウの対象物について調査した（表 1）。なお、表 1 中の数字は、用例数を示す。

表 1 モラウ対象物

中世末期（抄物）：酒 1，書物 1，衾 1，食べ物 2
（キリシタン資料，狂言資料）：暇 13，色々な物品 1，牛 1，刀 1，金 2，五穀 1，米と金 1，親類 2，魚 2，花 2，種 1，盆山（箱庭の類） 2
近世前期：暇 6，命 1，織物 1，傘 1，金 13，起請文 2，着る物 1，薬 1，喧嘩 1，親類 12，凧 1，煙草入れ 1，食べ物 2，猫 2，万事 1，火 2，引出物 1，封がしてある何か 1，元結と紙 1，遊女 7
近世後期：暇 1，お守り 1，刀 1，金 11，かんざし 1，着る物 1，芸子 2，号 1，酒 1，親類 1，煙草入れ 1，猪口 1，人形 1，猫 1，腹 1，人 2，物品 2，話者 1

中世末期の抄物では、具体物のみを対象としているのに対して、少し時代を下ったキリシタン資料，狂言資料からは、「暇」のような抽象物も対象としている。近世前期になると、「喧嘩」のような動作名詞をも対象とするようになる。授受の対象物において、抽象化が認められる。

- (7) 兄ノ家へ行テ物ヲモラウテ食ソ (抄物, 山谷抄, 112)
- (8) なふ\／うれしや, おもしろおかしう申て, 一やの隙をもらふた, いそひでまいらふ (狂言, 虎明本, 下 223)
- (9) それハ両方ともに御尤。先ヅ拙者が此けんくわハもらい申 (噺本, 軽口瓢金苗, 129)

この表1において、先に見た「モラウが「乞う」行為を含むものか」という観点からすれば、近世前期に見られる「引出物」が注目される。「引出物」は、現在では、結婚式などの祝い事の際に、出席者に渡される贈物である。つまり、乞うことでもらう物ではない。以下の近世前期の用例(10)も、「祝言の際に、舅から聳へ贈る物」としての使用である。

- (10) この脇差は、死んだ母と身どもが祝言の時。婿引出物として舅より貰ひ (近松, 生玉心中, 369)

(10)では、特別に「乞う」行為に相当する表現が明記されておらず、文脈上も読み取れない。モラウの対象物の変化から見れば、近世前期の(10)は、「乞う」行為を含まないモラウの用例であると言えよう。

次に、前述の「乞う」行為を含むか否かに関してさらに詳しく捉えるためにモラウの与え手の格表示についての調査を行ったところ、以下の結果が得られた (表2)。

表2において、非表示、ニ格表示の用例はどの時期も見られる。また、起点を表すヨリ格で表示する用例(10)(11)やカラ格で表示される用例(12)が近世前期から見られる。

- (11) イヤ, 一家より紀念わけに銀子を壺目貰ふたが (噺本, 落噺千里薺, 143)
- (12) 天狗の鼻に取りついて, 女護の島へ渡ると見た.そのあくる日, 余所から松茸と赤貝をもらうたと (近松, 薩摩歌, 328)

表2 モラウ与え手格表示

		φ	に	から	より	総計
中世末期	抄物	5				5
	キリシタン資料	2	1			3
	狂言資料	25	1			26
近世前期	紀海音浄瑠璃	10				10
	近松浄瑠璃	33	5	2	1	41
	歌舞伎台帳	3				3
	噺本	4				4
近世後期	噺本	5	1		1	7
	洒落本	7	4	2		13
	滑稽本	10	1			11
総計		99	13	4	3	119

近世前期からのヨリ格，カラ格の用例では，全ての用例が(11)(12)のように与え手を動作の起点として表示し，受け手（モラウ文主語）の「乞う」行為を含まない用例であった。これらのヨリ格，カラ格の用例は，授受に際してモラウ文の主語からの働きかけを要さない動詞への，モラウの意味変化を示す現象であるといえる。

以上の近世期におけるモラウの様相（対象物，格表示の観察）から得られた結果によって17世紀末～18世紀末にかけて「乞う」行為を含まないモラウの用例が確認できた。その内実は，モラウの対象が具体物から抽象物へと拡大する中で生じた，「乞う」意味の希薄化（「受け取る」意味への変化）であると考えられる。

本節の観察から，近世のモラウは以下の二つに分けられる。

Aタイプ 主語が与え手に対して「乞い」，対象物を受け取るもの。

Bタイプ 主語が与え手に働きかけず，与え手の動作の結果対象物を受け取るもの。

本節で確認したモラウの変化をこの二つの分類から見れば，中世末期から近世前期にかけてAタイプ>Aタイプ+Bタイプという意味の拡張が起きたものと捉えられる。

3. テモラウの歴史

3.1 後接語

3.1.1 意志・願望表現

中世末期～近世におけるテモラウの記述として、まずは後接語について記述する。テモラウ成立初期の特徴としては「テモラバヤ、テモラオウ、テモライタイといった願望を表すモダリティが多い」（荻野 2007）との指摘がある。そこで、この記述に従い、後接語を意志・願望表現⁴とその他に分けて整理したところ、以下の結果が得られた（表 3）。

表 3 テモラウにおける意志・願望表現の数と割合

		意志・願望表現	その他	総計
中世末期	狂言資料	15 (83.3%)	3 (26.7%)	18
近世前期	紀海音浄瑠璃	2 (28.6%)	5 (71.4%)	7
	近松浄瑠璃	20 (58.8%)	14 (41.2%)	34
	噺本	4 (28.6%)	10 (71.4%)	14
近世後期	洒落本	1 (9.1%)	10 (90.9%)	11
	噺本	4 (19.0%)	17 (81.0%)	21
	滑稽本	10 (18.2%)	45 (81.8%)	55
総計		56	104	160

中世末期には、テモラウの用例の内、80.0%以上を意志・願望表現が占めていたのに対し、近世後期には、どの資料においても20.0%に満たない。テモラウの用例数に占める意志・願望表現の割合は、時代を経るにつれて低下していることがわかる。以下に表 3 中の意志・願望表現の用例を示す。

(13) 名をかへてもらいた^ひと申に付て（狂言，虎明本，上 114）

(14) 此足そつちへよせてもら^を（洒落本，郭中奇譚（異本），323）

この意志・願望表現との結びつきの強さは、主語が望んで「乞い求める」という当時の本動詞モラウの意味的な特徴に矛盾しないが、モラウには見られない（中世末期のモラウ

における意志・願望表現の後接する例は 34 例中 5 例 (14.7%)。なぜ、補助動詞テモラウの成立初期にのみこのような特徴が見られたのだろうか。

上記の問いを考えるにあたって、まずは「成立初期」という時期に着目し、補助動詞テモラウの成立に目を向けてみる。補助動詞テモラウの成立初期である中世末期に「V てもらう」という形式をとるものの中で、明らかに本動詞の用例である(15)のような例が見られる。「(妻に) 今夜座禅をすると言つて (暇を) もらつた」という台詞である。

(15) 今夜ざぜんをするといふてもらふたが (狂言, 虎明本, 中 211)

「乞う」意味を含む 17 世紀以前の本動詞モラウには、上記の例のように前接 V テ形で授受行為前の「乞う」行為を具体的に表示するものが見られる。(15)のような例において、補助動詞テモラウ成立の形態的な条件が整ったと見て取れる。しかし、(15)のような用例では、「前接 V の主語 = モラウの主語」の場合に限られるため、現代語におけるテモラウ文の「前接 V の主語 ≠ モラウの主語」⁵という構造に反する。両者の間には、「前接 V の主語 ≠ モラウの主語」の場合を表現するようになる (つまり、[V+て+もらう]が[V+てもらう]と再分析される) 過程が存したと考える。ここで、成立初期のテモラウでは、次例(16)のように対象物の授受行為を伴う用例が多いこと⁶を押さえておこう。テモラウ成立初期は、モラウの意味特徴の影響から「与え手が V して対象物をテモラウ文の主語が求める (受け取る)」という対象物の授受行為を伴う用法であり、モラウとの連続性を保持した表現であったと考えられる。

(16) よささうなお仏をつくつてもらはふと存る (狂言, 虎明本, 下 135)

以上の補助動詞テモラウの成立過程を踏まえ、改めて先の問いを考えてみたい。2 節で確認したように、当時のモラウにおいては、現代のような人称制約が確立していなかった (例えば(5)(6))。従って、当時の「V てもらう ([V+て+もらう])」という形式では、モラウの主語において二人称、三人称を取りうる。一方で、中世末期の意志・願望表現を前接するテモラウでは、間接引用の 1 例⁷を除けば、全例の前接 V の主語が二人称、三人称に限られる。そのため、意志・願望表現 (等の一人称を要求するモダリティ⁸) を後接した場合に限り、積極的に「前接 V の主語 ≠ モラウの主語」であることを示すことができる

(先にも述べたように、意志・願望表現の後接は当時のモラウの意味にも矛盾しない)。
人称制約の成立した近世前期以降は、意志・願望表現によって「前接Vの主語≠モラウの主語」を明示する必要がなくなり、共起率が低下したものとみられる。

3.1.2 受け手の働きかけ

後接語において観察されたテモラウの意志・願望表現との結びつきをより詳細に捉えるために、テモラウ成立初期の中世末期の様相について、さらに詳しく観察してみよう。

中世末期の用例は18例存する。これらの用例を観察すると第2節で確認したAタイプとBタイプを援用して、以下のように分けられる。

A' タイプ 主語が事前に事態の参与者に対して働きかけ、事態が生起するもの。

B' タイプ 主語は、事前に事態の参与者に対して働きかけず、与え手を起点として生起した事態の影響を受けるもの。

この二つのタイプのうち、(17)のように意志表現が後接する場合と(18)のように依頼文である場合は、すべてA'タイプとなる。

(17) だうやら。おてもとがわるい。なおしてもらお。(狂言、狂言記、3・34お8)

(18) こなたに付たう御ざある(狂言、虎明本、上114)

(17)は、テモラウ文の主語の意志によって何らかの行為を起こし、与え手の「なおよす」という動作を惹き起こすので、A'タイプとなる。(18)は、テモラウ文の主語が与え手に対して、「名前を付けてもらいたい」と頼んでいる場面である。依頼文は、その文自体が主語の与え手に対する働きかけを表すので、A'タイプである。

一方、次例(19)は、話者である主語を探すために下男たちが勝手に太鼓や鉦を鳴らそうとした後の台詞であるので、下男たちの「祝う」行為に対して、事態が生起する前に主語は何に対しても働きかけていない。よってB'タイプとなる。

(19) ア、仰山な。涼みがてらに紙鳶見に出た、太鼓、鉦が入らうとは、朔日早々、祝うてもらうて忝い(近松、心中刃は氷の朔日、266)

ここで、中世末期の用例全 18 例を観察すると、18 例のうち 11 例が意志表現を後接しており、4 例が依頼文において使用されている。この 15 例は表 3 で示した中世末期における意志・願望表現の 15 例である。18 例のうち、残りの 3 例は、以下の用例である。

(20) 殿達をたのふで、付てもらはひで、我らがいふこそ道理なれ（狂言、虎明本、上 114）

(21) 某は物覚がなひ物じやほどに、かき付て下されひと申て、是も衣の、右の程に書付てもらふた（狂言、虎明本、中 331）

(22) いや人にみてもらふたが、きずはなひといふ（狂言、虎明本、下 136）

これらの例は、3 例中 2 例(20)(21)が二重下線部のように主語の事態生起前の関与が示されているものである⁹。示されていない(22)の用例も「他の人に牛の鑑定をしてもらったが、欠点はない」の意であり、牛の鑑定を与え手が勝手に行うことは考え難いため、話し手が事態の生起前に関与したものと考えられる。つまり、中世末期の用例はすべての用例が A'タイプの用例であるということである。近世前期からは、(19)のような B'タイプの用例も見られるようになることを踏まえれば、テモラウ文においても、中世末期から近世前期にかけて本動詞モラウ文と同様に A'タイプ>A'タイプ+B'タイプという意味機能の拡張が捉えられる。さらに、この変化を別角度から見れば、受け手の与え手への働きかけのある使役的なテモラウから、受け手の与え手への働きかけがないまま、生起した事態の影響を受け手が被る受身的なテモラウへという方向性を持った意味機能の拡張として捉えられる。

3.1.3 その他の後接語

次に、表 3 中のその他に含まれる用例について詳しく観察してみよう。中世末期から近世後期における表 3 中の意志・願望表現以外の後接語の詳細を示すと下記の表 4 となる。なお、表 4 中の数字は用例数を示す。

意志・願望表現以外の後接語を観察すると、近世前期から後期にいたるまでに種々の語が見られるようになることが分かる。その中でも、タラ、タラバ、タレバ、テハ、テモ、トといった条件節を構成する接続助詞が近世前期から近世後期にかけて見られるようになることは注目される¹⁰。以下に用例を示す(23)(24)。

では、なぜ条件節内での使用が多く見られるようになったのだろうか。

表4 表3中その他用例後接語¹¹

中世末期：イデ1, タ2	
近世前期：キ（過去）3, シャンス1, ズ1, 終止1, タ3, タリ1, 中止2, テ2, テタモ1, ト（引用）1, ハ1, マス3, ル1	タラ2, タラバ1, タレバ1, ドモ1, ネバ3,
近世後期：イデ2, カ（疑問）1, キ（過去）1, シ1, シャル1, シラン1, タ11, タリ2, 中止法3, ツモリ2, テ9, テアル1, テイル1, デエナ1, テクレル2, テオク1, テヤル1, ト（引用）1, ナイ4, ノダ2, ワエ1, マス11, ヨウダ1, ヨッテ1	タラ6, テハ1, テモ2, ト（条件）1

(23) 廓の衆を頼んでこちらから避けてもらうたらば, 根性も取り直し, 人間にもならうかと（近松, 冥途の飛脚, 132）

(24) その死霊が付ているのじやそふナ。よふ\／此あいだ, たつと出家さんにミテ貰ふたら, そふじやけな。（噺本, 落噺千里藪, 152）

先に確認したように, テモラウ成立初期の用例では, 18例中11例が意志表現を後接するものであり, 3例がテモラウに願望表現を後接する依頼文において使用されているという特徴的な様相を見せていた。意志表現と依頼文は, 現代語においても古代語においても条件節には入り得ないとされる（近藤2000, 南1974）。従って, テモラウは, 成立初期の中世末期において, 意志・願望表現との結びつきの強さ故に, 条件節内で用いられにくかったと指摘できる。そして, 前述したようにモラウにおいて話し手の視点が確立したことで意志・願望表現を後接する必要もなくなった。このことは, 条件節内での使用制限を解除した一因といえる。

3.2 格表示

3.1.2 項で確認した, A'タイプ>A'タイプ+B'タイプという意味機能の拡張は, 格表示についても特徴的な分布として観察される。

利益・迷惑の与え手の格について調査すると, 非表示の例や二格で表示される例(25)は,

中世末期から近世後期まで一貫して用例が見られる¹²。それに対して、ガ格で表示される例(26)やカラ格で表示される例(27,28)は、近世後期の滑稽本からしか見られない。

- (25) 我供につれしこんがうに、帯をもちてもらいて (噺本, 軽口はるの山, 296)
- (26) おまへらがひよろ\／してもらふと, わたしの身が立ところがないよつて (滑稽本, 諺臍の宿替, 65)
- (27) モシお家さん, あんたからサウくづれてもらい升と, 内証の事が世けんへしれて, わたしの身にかゝり升。(滑稽本, 諺臍の宿替, 65)
- (28) 元服したとき本家から祝ふてもらふたお納戸紬。(滑稽本, 諺臍の宿替, 120)

ここで、近世後期から見られる与え手がカラ格で示される用例(27)や、ガ格で示される用例(26)は、いずれも迷惑タイプの用例であることに注目したい。「与え手」がニ格以外で表示される用例では、迷惑タイプに大きく偏る。また、迷惑タイプの多さは、3.1.2項で確認したA'・B'タイプ、つまりテモラウ文の主語からの働きかけの有無の分類にも関わる。迷惑タイプは、テモラウ文の主語にとって、前接動詞の表す事態の生起を迷惑(望ましくない事態)と捉えるものであるため、主語からの働きかけを要する表現とは考えづらい。また、カラ格の用例は、(27)が迷惑、(28)が受益であるが、前接動詞の主体がいわば起点となって「崩れる」「祝う」という行為が行われることを表す点で、ともにA'タイプではない。つまり、近世後期から多様化する与え手の格表示は、3.1.2項で確認したB'タイプの用例であり、A'タイプ>A'タイプ+B'タイプという意味機能拡張の中で捉えられる現象であると言える。

3.3 迷惑タイプの成立

前節までに、後接語、格表示について観察した。本節では、前節までの観察を踏まえ、本章の大きな課題の一つである迷惑タイプの成立について考察する。まずは、近世期の用例を①本来の受益の意味用法(以下、受益タイプ)と②迷惑タイプに分類した(表5)。

表5 ①受益タイプ・②迷惑タイプ時代別用例数

		①受益タイプ	②迷惑タイプ	総計
中世末期	狂言資料	18		18
近世前期	紀海音浄瑠璃	5	2	7
	近松浄瑠璃	32	2	34
	噺本	14		14
近世後期	洒落本	11		11
	噺本	20	1	21
	滑稽本	48	7	55
総計		148	12	160

表5を見ると多くが受益タイプの用例であることが分かる。一方で、迷惑タイプは少数ながらも近世前期資料から用例が見られる。

ここで迷惑タイプの用例が、大きく二つのタイプに分けられることを確認しておこう。一つは、「テモラウ文が単文を構成し、打消意志の助動詞マイを後接するもの」である。近世前期に偏在し、4例中3例が相当する。以下に用例を示す。

(29) 門には大勢人ばかり、客の邪魔してもらふまい (近松, 長町女腹切, 467)

(30) 必ず女房ぶり損なうてもらふまい (近松, 心中宵庚申, 455)

もう一つは、「テモラウが複文の従属節内で用いられ、タラ、ト、テハ、テモといった条件を示す接続助詞を後接するもの」である。近世後期の8例全例がこのタイプである。以下に用例を示す。

(27) あんたになめてもらふたら, お家さんに言わけがムリ升ぬけれど (滑稽本, 諺臍の宿替, 86)

(31) ソフ大ごへに言てもらふてハどふも御近所の手まへ外聞かたゞ \ / じやマアしづかにして下され (滑稽本, 穴さがし心の内そと, 447)

迷惑タイプの用例を確認したところで成立について考える。迷惑タイプの用例では、3.2節でも確認したように、テモラウ文の主語にとって、前接動詞の表す事態の生起が迷惑と捉えられている。そのため、主語からの働きかけを要する表現とは考えづらい。従って、すべてB'タイプとなる。つまり、迷惑タイプ全体の成立は、ここまでに確認してきたA'タイプ > A'タイプ+B'タイプという拡張の中で捉えられる¹³。中でも、近世後期以降見られる複文型の迷惑タイプは、必ず条件節内で用いられる。従って、3.1.3項で確認したように、近世前期以降、受益タイプ・迷惑タイプのいずれも条件節内で用いられるようになるが、この現象の中で複文型の成立¹⁴も捉えられる。但し、ここで注意しておきたいのは、近世後期以降顕著となる、テモラウが条件節内に生起し複文を構成する、典型的な迷惑タイプとは異なり、(29,30)のようにマイを後接する単文型の用例が、A'タイプに近い側面も認められることである。例えば(29)では、前接動詞の表す「客の邪魔をする」こと自体はテモラウ文の主語にとって望ましくない事態であり、通常は、テモラウ文の主語が前接動詞の表す事態の生起に対し、事前に働きかけるものとは考えにくい。働きかけがなければ、B'タイプと考えることができる。しかし、(29)(30)のような用例は、打消しの意志表現マイを後接する。この点では、望ましくない事態を予測し、未然に防ごうとして、受け手が事前に事態に働きかけていると言える。意図通り防ぐことができれば、それは意味的には「受益」となる。この点において、マイを後接する単文型の(29)(30)のような例は、A'タイプとも位置づけられる。従って、マイを後接する単文型の例は、前接動詞の表す事態がテモラウ文の主語にとって望ましくないという点では、迷惑タイプとして捉えられるものの、A'タイプとも捉え得る過渡的な例と言えよう。

一方で、近世前期には、近世後期に見られる迷惑タイプのように条件節における使用ではないものの、複文を構成する迷惑タイプの例も、1例のみであるものの観察できる(32)。

(32) 一もん共も笑ふである其上に娘に迄すねてもらふはぜひがない。(紀海音、八百やお七、217)

現代共通語におけるテモラウの迷惑タイプは、山田(2004)が「テハなどの接続助詞を伴って現れ、後件に「困る」など話し手の感情を表す表現などが来る」と述べるように、複文を構成し、条件節に現れる。上記(32)が複文型の迷惑タイプの初期の例であると捉えられる。

以上、ここまで確認した現象の中で、迷惑タイプを位置づけ、成立の過程について考察し

た。しかし、迷惑タイプ成立の原理はどのように説明できるだろうか。この原理の説明に関して、現代共通語の迷惑タイプでは以下の例のように、迷惑タイプか受益タイプか判断に迷う例が見られることに着目する。

- (33) 顔も見えない遠くから、ぼんやりした声をかけてもらっても、こっちとしては有り難さ半分、迷惑半分（久世光彦、『女神』）

テモラウは、元来、主語が事前に働きかける事態を表していたことから基本的に受益を表す表現である。しかし、上の例(33)のように、事前の働きかけがない、B'タイプの場合、話者（受け手）としては有難いものの、前接動詞の事態が成立した帰結は望ましくない、ということもあり得るのである。先の注13で述べたように、テモラウ文の迷惑タイプは、テモラウ自体が迷惑を表す形式として機能しているのではなく、テモラウ文全体で迷惑を表している。基本的に受益を表すテモラウが文全体で迷惑の意味を表し得たのも、このように、事前の働きかけがない場合は、結果として受け手にとって迷惑であるという事態があり得ることを端緒として考えられる。実際に、近世前期には、受益タイプか迷惑タイプか迷う例が見られる(34)。

- (34) いたづららしめげいふりにうつゝて男こま付て。京大坂にうきな立身の行すへを八ゑ桐が。きやうげんにしてもらふたら泣であらふとつぶやくを。(紀海音、袂の白しぼり、35)

(34)は、受け手である「お染」が不義を演じる役者「荻野八重桐」の好むような衣装を買おうとする場面である。また、受け手である「お染」の「仮に世間に浮名が立ったあとの顛末」を「狂言にして演じてもらう」と、「世間の人々は泣くことであろう」というお染の恋人「久松」の言葉である。受け手であるお染にとって、自分のことが狂言にして演じられ、世間の人々が泣くこと自体は、受益とも考え得る。一方で、世間に浮名が立った後の顛末を演じられることは「お染」にとっても話者である「久松」にとっての望ましいことではない。(34)は、動詞の表す事態（狂言にして演じること）が、望ましいこととも、望ましくないこととも捉えられる。いずれにせよ、この例においても、受益ではないと捉え得るのは、主語が事前に事態へ働きかけていないこと（B'タイプである）によるのである。

ここまで述べた、迷惑タイプ成立の過程、原理を踏まえると、迷惑タイプの意味的な成立条件として重要なのは、事前に働きかけるという制約が解除されることであり、B'タイプへの機能拡張であるといえる。そして、このB'タイプへの拡張は、本動詞モラウに見られた「乞い求める」意味から「受け取る」意味への変化に沿う変化であると捉えられる。

3.4 前接語

3.4.1 概観的分類

最後に使役助動詞の前接（サセテモラウ）を確認するためにも、テモラウの前接語について観察する。以下、調査に際しては、前接語について、動詞の性質を把握するため、動詞とそれ以外に分け、動詞については、対象ヲ格を要求するか否かによって自他別に分類した（表6）。

表6 前接動詞の自他別用例数

		他動詞	自動詞	アスペクト形式	使役助動詞	総計
中世末期	狂言資料	18				18
近世前期	紀海音浄瑠璃	5	2			7
	近松浄瑠璃	32	2			34
	噺本	14				14
近世後期	洒落本	9	1		1	11
	噺本	14	2		5	21
	滑稽本	47	6	1	1	55
総計		139	13	1	7	160

他動詞の用例はどの時期も一貫して見られることが分かる。一方で、自動詞の用例は中世末期には見られない。自動詞の用例は、近世前期から見られはじめ、近世後期に至って多くの用例が見られるようになることがわかる。また、前接語で注目されるのが、使役助動詞とアスペクトの前接例が近世後期から見られるようになることである。

自動詞の用例についてさらに詳しく見てみると、近世前期の4例(32)(35)~(37)は、「退く」

「往ぬ」「泣く」「すねる」の4語である。これらは、動作を表す動詞である¹⁵。

- (35) とつとと退いてもらはうと (近松, 山崎与次兵衛壽の門松, 491)
- (36) 同じくは, 往んでもらひたいと (近松, 心中宵庚申, 455)
- (37) 高四貫五百目のねうちに涙も入て有。大氣に泣てもらふまひ。(紀海音, 三勝半七二十五年忌, 73)
- (32) 一もん共も笑ふである其上に娘に迄すねてもらふはぜひがない。(紀海音, 八百やお七, 217, 再掲)

近世前期の前接する自動詞に対して, 近世後期の前接する自動詞には, 状態(アスペクト)や変化を表す動詞「しっかりしている(38)」「ひよろひよろする(3.2節用例(26))」「崩れる(3.2節用例(27))」が見られるようになる。

- (38) サア壱兵へさんも竹七さんも, しっかりしてゐてもらはぬと, 今がわたしの大事のところでもり升ぜ。(滑稽本, 諺躰の宿替, 65)
- (26) おまへらがひよろしてもらふと, わたしの身が立ところがないよつて(滑稽本, 諺躰の宿替, 65, 再掲)
- (27) モシお家さん, あんたからサウくづれてもらい升と, 内証の事が世けんへしれて, わたしの身にかゝり升。(滑稽本, 諺躰の宿替, 65, 再掲)

以上の動作を表さない動詞の前接するテモラウ文では, 全例が複文の条件節内での使用であり, その内2例(26)(27)が迷惑タイプの用例であった。これらの用例の主節では, 前接動詞の事態の帰結が述べられる。状態や変化を表す動詞では, 他への影響がないために, テモラウ文の主語が前接動詞の結果, 次にどうなるのかを明示する傾向があると考えられる。これは, 「受け取る」意味へ重きが移ったモラウの意味の変化に矛盾しない。

さて, 動作動詞から性質や変化を表す動詞への拡がりをこれまでに確認した現象と合わせて考えてみよう。3.1.1項で確認したように, 中世末期のテモラウは, 与え手が動作した結果の対象物をテモラウ文の主語が受け取るものであった。そのため, 与え手が意志的に動作して対象物を授ける必要がある。しかし, 対象物の移動を伴わなくなり, 「動作の影響」を被ることを表すようになったことで, 与え手が意志的に授ける必要も無くなる。この流れ

に沿い、意志性の低い動作にまで広がったものと思われる。従って、前接動詞の取り得る範囲の広がり、2節で述べた、本動詞モラウにおける対象物の抽象化の流れにも沿うものであると言える。

以上の前接動詞の取り得る範囲の広がりを巨視的に観察すれば、「与え手の動作における他動性¹⁶の低下」という方向性を持った変化として捉えられるだろう。では、使役の助動詞の前接例（以下、サセテモラウ文）ではどうだろうか。使役文は基本的に他動詞文と連続性のある表現である。そのため、「与え手の動作における他動性」という観点では、サセテモラウの用例が遅れて見られるようになることが、一見この流れに矛盾しているようにも見える。しかし、近世後期のサセテモラウの用例を観察してみると、使役者（与え手）が被使役者（受け手）を「強制」する用法の使用は見られない。いずれの例においても、使役者（与え手）は受け手が主語となる行為に対して形式的に「許可」を与えるのみである。例えば、以下の(39)では、与え手の「聾さん」は、受け手である「おべん（話者）」の頼みを「許可」して、てらやを「休ませ」ることを表す。

(39) 聾さんにたのんで、いつ日も／＼てらやを休ま[□]てもらひますハへ（嘶本、諺躰の宿かへ、289)

つまり、サセテモラウの成立は、「与え手の動作における他動性の低下」という方向性を持った前接動詞の取り得る範囲の広がりに沿った現象であると言える。

3.4.2 派生関係・交替関係

さて、ここで再度表6に目を向け、近世期に一貫して見られる他動詞の前接例に注目しよう。この他動詞の前接例に変化はなかったのだろうか。

近世期の他動詞前接例を主語の項と前接 V の対象物¹⁷との関係という観点から見てみると、中世末期では、すべて(40)のように前接 V の対象物以外の参加者をテモラウ文の主語として派生させて、テモラウ文をつくる用例（以下、派生関係）であった。派生関係の用例は、中世末期以降も近世期を一貫して見られる。以下の(40)は、テモラウ文の主語である「何某（話者）」は、「見る」の対象ではない。

(40) 此ほど牛をもとめた程に、みてもらはふと思ふて行よ（狂言、虎明本、下 135)

一方で、近世前期以降は、(41)のように前接Vの項成分を交替させてテモラウ文の主語とする用例（以下、交替関係）が見られるようになる。以下の(41)において、テモラウ文の主語である「三吉（話者）」は、「斬る」の直接の対象である。

- (41) この恥かいて助けられ. なんと生きてみられう。慈悲なら斬つてもらはう (近松, 丹波与作待夜の小室節, 379)

つまり、近世期の他動詞前接例では、派生関係>派生関係+交替関係という統語的機能の拡張が指摘できる。

周知のように、受身文は、レル・ラレルが前接することで、動詞の対象物である旧主語と新主語を交替させ¹⁸、使役文は、セル・サセルに前接する動詞の項成分ではなく、新たな項を主語として派生させる。テモラウ文は、受身文と使役文の特徴を持つとされる（寺村 1982）。本節において確認した「交替関係」の用例が見られるようになることは、使役的なテモラウから受身的なテモラウへという方向性を持った統語機能の拡張として捉えられる。

以上の前接語の観察を踏まえ、次項では、本稿のもう一点の大きな課題であるサセテモラウの成立について考察する。

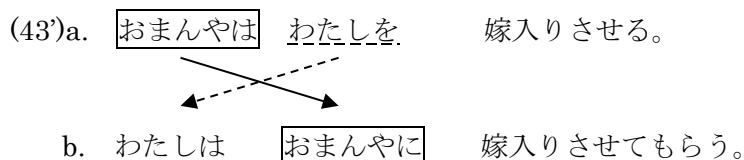
3.4.3 サセテモラウの成立

近世におけるサセテモラウ全7例を観察すると、以下の(42)(43)のように、テモラウ文の主語は常に話者に限られる。

- (42) 大木戸でござり升。此間ハ相かはず、そろへをおありがたふ。時に三番を入さ
してもらひませにや、どふもなりません (噺本, 落噺千里藪, 136)
- (43) わたしハとらやのおまんやへよめ入さしてもらひますハへ。(噺本, 臍の宿かへ, 289)

さらに、(サ)セテテモラウ文の構造について近世後期の例から考えてみると、これらの例は「XハYニ(Zヲ)Vサセテモラウ」という構造を持っていることが分かる。そしてテモラウに前接する使役文の構造は「YハXニ(Zヲ)V(サ)セル」となる。つまり、近世後期のサセテモラウ文は、(43)に代表させると、(43'a)の使役文から、以下のように使役文

の使役者の項と被使役者の項を交替させて、テモラウ文(43'b)がつくられているため、交替関係の用例であると指摘できる。



従って、サセテモラウが見られるようになることも、(41)のような交替関係の用例が見られるようになるという現象の中で捉えられる¹⁹。

4. まとめ

前節までに述べた近世におけるテモラウの機能拡張を以下にまとめる。以下の①は迷惑タイプ、②はサセテモラウの成立過程にそれぞれ対応する。

(中世末期)

「前接Vの主語＝モラウの主語」の場合に限り「Vてもらう」が成立する。→「前接Vの主語≠モラウの主語」の場合にも「Vてもらう」が用いられるようになる([V+て+もらう]が[V+てもらう]に再分析される)。(テモラウ成立)。

テモラウ成立初期の特徴

- ・意志・願望表現との結びつきが強く、受け手が事前に事態の成立を働きかける用法 (A'タイプ) に限られる。
- ・前接動詞対象物の授受行為を伴う用例が多数を占める。
 - 前接動詞の項成分以外の項がテモラウ文の主語である用例 (派生関係) に限られる。

- ↓
- (a) モラウにおいて話し手の視点が確立する。
 - (b) モラウにおいて「乞う」意味が希薄化する。
 - (c) モラウにおいて対象物が抽象化する。

(近世前期)

①- i (a,b)の影響を受け、意志・願望表現との結びつきが薄れ、受け手が事前に事態の成立を働きかけない用法 (B'タイプ) が見られるようになる。

→迷惑タイプが成立する (単文型が多い)。

→条件節での使用が増える。

②- i (b,c)の影響を受け、前接動詞対象物の授受行為を伴わない用例が多くなる。

→前接動詞の項成分を交替させてテモラウ文の主語を派生させる用例（交替関係）が見られるようになる。

→自動詞（動作動詞）の前接例が見られるようになる。

(近世後期)

①- ii 複文型の迷惑タイプが多く見られるようになる。

②- ii 自動詞（状態・変化動詞）の前接例や使役の助動詞の前接例（サセテモラウ）が見られるようになる。

5. おわりに—変化の方向と本章の位置づけ—

以上見てきたように、近世におけるテモラウは近世前期から後期にかけて大きく機能を拡大してきた。大局的に見れば、A'タイプからB'タイプへという意味機能の拡張と捉えられる。一方で、その機能拡張は意味機能にとどまらず、形態統語面でも、従属節内での出現や交替関係の出現が観察された。

ここで、テモラウ文の歴史と受身文との関わりを確認しておこう。先にも述べたように、テモラウ文は、現代語において受身文と格体制が共通しており、恩恵／迷惑という意味的な対立から、対照的に捉えられることが指摘されている（山田 2004, 加藤 2013 他）。例えば、以下の(44)では、同じ事態に対して、テモラウ文は恩恵、受身文は迷惑であると話し手が捉えている場合に用いられる。

(44)a. 私はマスコミに記事を書いてもらう。(恩恵)

b. 私はマスコミに記事を書かれる。(迷惑)

また、一方でテモラウ文は使役文とも、格体制が共通しており、意味的な類似が指摘されている（寺村 1982, 山田 2004 他）。以下の(45)では、テモラウ文も使役文も生起する事態は同じである。

(45)a. 私は彼にテレビを見てもらう。

b. 私は彼にテレビを見させる。

序章で述べたように、現代語研究の立場からは、受身文とテモラウ文は両者が対比される中で発達していったという見解も示されている（加藤 2013, 村上 1986 他）。この見解の歴史的現象面からの検証は課題として残されているが、本章で明らかにしたように、テモラウ文における「主語が与え手に対し事前に働きかけるもの（A'タイプ）から働きかけないもの（B'タイプ）への拡大」から起きた「迷惑タイプの成立」は、モラウに観察された「乞う」意味の希薄化の帰結として説明可能であり、近世におけるテモラウの変化は、事前の関与の強い使役的な性質を持つテモラウから事前の関与が無く迷惑を表す受身的な性質を持つテモラウへという方向性を持った変化であった。「迷惑タイプ」は、テモラウの中でその受身的な性格をもっとも顕著に有する。さらに、「派生関係から交替関係への拡大」も、項の交替という典型的な受身文の統語的な特徴を有するようになった変化として捉えられる。

以上、テモラウの成立から近世後期までの機能拡張を論じた。本章での調査は上方語に限っていたため、江戸語の様相が課題として残されている。そこで、次章では、上方語と江戸語の対照を行う。

注

- 1 授受動詞には、話し手（または、それに近い立場の者）の視点を置く項に関して制約が存する。例えば、本稿で扱うモラウでは、「XがYにZをモラウ」という場合、Xが話し手（または、それに近い立場の者）となる（久野 1978 他）。
- 2 本章では、地域的な隔絶を埋めるため、近世前期から後期まで全て上方語資料を用いた。資料中には、ト書き、歌、題名、地の文にも用例が見られたが、会話文が中心である。基本的には、会話文以外の用例を除いている。
- 3 但し、荻野(2007)では、16世紀における以下の抄物の例を挙げて「相手からの授受行為のみを指す場合」の両方があったと指摘する。
・老杜カ錦衾ヲ入ニモロウテ有タレハ終夜盗ノ用心ヲシテムツカシカツタ程ニ夜ノ明ト同シヤウニ巻テカヘスソ（1534年、抄物、四河入海、15・4・34）
16世紀以前の用例では、この例以外に「乞い求める」意味が無い可能性のある例は見られない。また、この例も「乞い求める」意味があったと解釈して矛盾はない。そこで、本稿では判断を保留し、ひとまず「17世紀前半まで」との見解に従っておく。
- 4 願望表現としたのは、ウ、タイ、マイ、バヤ、マシタイ、マシヨウ、マラシヨウである。
- 5 本稿では、「前接Vの主語≠モラウの主語」の用例を補助動詞テモラウとして扱う。
- 6 中世末期は18例中15例（83.3%）、近世前期は55例中12例（21.8%）、近世後期は83例中22例（26.5%）。ここでの対象物は抽象物も含む。
- 7 ・われらにみてもらはふとおほしめして、ひいて出させられた（狂言、虎明本、下136）
- 8 仁田(1991)では、発話・伝達のモダリティで使用される限り、意志・願望表現は一人称

と結びつくと述べる。

- 9 『虎明本』にはト書き例が1例見られる。この例も意志・願望表現を後接せず、以下に示す二重下線部のように、事態生起前の関与が示されている。
- ・又女いんだふりにて、はしがりにいて、太刀はいたる男につけて、とりかへしてもらふて(狂言, 虎明本, 下51)
- 10 表4では、テモラウ直後の後接語を示したため、マス+接続助詞がマスに含まれているが、近世後期の滑稽本『診臍の宿替』にマシテハ、マスト、マセヌトが後接する例がそれぞれ1例ずつ、近世後期の噺本『落噺千里藪』にマセネバが後接する例が1例見られた。
- 11 後接語に関しては、テモラウ直後の語を抽出したが、連語として機能していると思われる助詞に関しては、取りまとめて抽出した。
- 12 非表示の用例数は、中世末期15例、近世前期40例、近世後期60例。二格表示の用例数は、中世末期3例、近世前期11例、近世後期19例。その他、格表示ではなく、「～を頼んで」のように具体的な動詞で表示される場合もある。
- 13 迷惑タイプは、呼称に「迷惑」を含めたものの、テモラウ自体が「迷惑」の意味を表すとは考えない。すなわち、複文型の迷惑タイプにおいて、「迷惑」の解釈となるのはあくまで主節でテモラウ文の主語にとって望ましくない帰結が述べられるからである(「あなたに舐めてもらう。')のように単文型のテモラウ文であれば受益読みとなる)。従って、テモラウ自体が「迷惑」を表しているのではないと考えられる。つまり、「迷惑タイプ」とは文全体で見た際の呼称である。テモラウは、基本的に「受益」となるが、これについてもあくまで、事前に働きかけるということ(A'タイプであること)が結果的にテモラウ文の「受益」の意味に解釈されると考える。逆にB'タイプであれば、事態の帰結がテモラウ文の主語にとって望ましい結果であるとは限らなくなる。
- 14 注13で述べたように、複文型の迷惑タイプが必ず条件節内で用いられるのは、本来テモラウが「受益」を表す形式であり、その語彙的意味を強く残すため、特別な表示をしなくては「迷惑」の意味を表し得ないためであろう。そのため、単文の迷惑タイプにおいても「マイ」等で明示する場合にのみ迷惑の解釈が成り立つと考える。
- 15 近世前期に見られるこれらの例のうち、「退く」「往ぬ」「すねる」を前接動詞とする例は、テモラウ文の主語が動詞の項成分に含まれない(テモラウ文の主語が事態の当事者とならない)例の初期の例として注目される。
- 16 前接動詞の取り得る範囲の広がりには、動作性、意図性、働きかけ性、項数といった複合的な面から捉えられる。ここでは、上記の要素を含めた広義の「他動性」とする。
- 17 前接他動詞において、二項動詞(斬る、食べる等)ではヲ格、三項動詞(見せる、教える等)ではヲ格と二格を対象物とした。
- 18 但し、受身文においてもいわゆる間接受身文は能動文から新たに主語を派生させてつくられる(ex.友人は車を壊した。⇒彼は友人に車を壊された。)。ここでは、能動文の項を交替させてつくられる典型的な受身文の特徴をさす。
- 19 本節で述べたことは、サセテモラウの成立条件であり、成立に対する積極的な理由を述べたものではない。この理由に関しては、受け手にとって様々な事態をテモラウで受益であると表現し、与え手に要求することが可能になる中で、受け手の動作を幅広く表現可能にするス・サスが好まれた可能性が考えられる。但し、以上の理由に関しては、さらなる検討の余地がある。今後の課題としたい。

第2章 近世後期における補助動詞テモラウ —上方語と江戸語の対照—

1. はじめに—なぜ上方語・江戸語の差異に着目するのか—

第1章では、中世末期から近世後期までのテモラウの調査を行い、近世後期資料からまとまった用例が見られる「複文型の迷惑タイプ」及び「サセテモラウ」の成立について考察した。但し、第1章の調査では、中世末期から近世後期までの資料を当時の上方語を反映すると考えられる資料に統一している。上方語資料に統一することは、地域的な断絶無く、言語史を記述できるという点で必要なことである。一方で、近世後期（宝暦～寛政期）以降、中央語としての地位が江戸語に移っていくことを考えれば、現代共通語へのより連続的な歴史の構築を視野に入れた中央語史の記述のために、江戸語の様相を記述することも必要である。また、テモラウを含めた授受動詞については、現代語研究において地域差があることが明らかにされている（尾崎 2013, 日高 2007 他）。テモラウの東西差を見逃すことはできない。

そこで、本章では近世後期以降のテモラウの歴史についてより精確に把握するため、上方語と江戸語の比較を行う。

2. 方法

本節では前章で確認したテモラウの様相を元に観察の観点を設定する。そこで、以下では、再度テモラウの上方語の様相を確認する。

第1章で確認したように、補助動詞テモラウは、中世末期資料である大蔵流「虎明本」から用例が見られる。成立当初は、現代と比して用法が限られていた。以下にその用例(1)と用法の特徴(2)を示す。

- (1) よささうなお仏をつくつてもらはふと存る（狂言，虎明本，下 135）
- (2) テモラウ成立初期（中世末期）の特徴
 - a. 意志・願望表現との結びつきが強く、受け手が事前に事態の成立を働きかける用法（A'タイプ）に限られる。
 - b. 前接動詞は他動詞に限られる。
 - c. 派生関係に限られる。

d. A' タイプであることと連動して、受益タイプに限られる。

例えば、上記の(1)では、話者（受け手）が仏を作る動作主を与え手として「仏を作ってもらおう」としている文脈であって、受け手が与え手に依頼等の行為を通して働きかけることで事態が生起する A' タイプである。テモラウ文の主語となる受け手が自ら働きかけることが、自分にとって望ましくないこととは考え難い。

また、(2)の前接動詞「作る」の項を見ると、動作主は与え手であって、受け手は前接動詞「作る」の対象物とならない（「与え手」が「仏」を作る）派生関係である(2c)。この特徴も、A' タイプと同様本動詞モラウに由来するものであると考えられる。すなわち、成立初期のテモラウにおいては、対象物の授受行為を伴う例が多かった（中世末期の 18 例中 15 例 83.3%）。この時、テモラウに前接する動詞の対象物が、授受行為の対象物となる。従って、テモラウ文の主語（受け手）は対象物とならない。つまり、本動詞モラウにおける対象物の授受行為という制約が成立初期のテモラウには保持されていたと考えられる。

一方で、受け手が事前に事態の成立を働きかけない用法（B' タイプ）は、成立から遅れて近世前期頃見られるようになる(3)。これに伴って、意志・願望表現との結びつきも薄れ、条件節での使用も見られるようになる(4)。また、受け手が前接動詞の事態の直接の受け手（対象物）となる、交替関係の用例も近世前期頃見られるようになる(5)。これら近世前期のテモラウの様相は、本動詞モラウの「乞い求める」意味の希薄化、及び、テモラウがより文法的な形式となる（対象物の授受行為を伴わなくなる）変化として理解した。

(3) ア、仰山な。涼みがてらに紙鳶見に出た、太鼓、鉦が入らうとは、朔日早々、祝うてもらうて忝い（近松、心中刃は氷の朔日、266）

(4) 廓の衆を頼んでこちらから避けてもらうたらば、根性も取り直し、人間にもならうかと（近松、冥途の飛脚、132）

(5) この恥かいて助けられ、なんと生きてゐられう。慈悲なら斬つてもらはう（近松、丹波与作待夜の小室節、379）

さらに、近世前期には、受益タイプだけでなく、テモラウ文の表す事態が受け手にとって望ましくないものと考えられる用例「迷惑タイプ」が見られるようになる。受け手が事前に事態の成立を働きかけないという点において、「迷惑タイプ」は B' タイプの一部と

言える。但し、「迷惑タイプ」はテモラウ文全体の意味解釈上の区分、「B'タイプ」はテモラウの意味と連動する運用上の条件であって、それぞれ独立である。(3)のように、B'タイプかつ受益タイプの例もある。近世前期の「迷惑タイプ」には、マイを後接する単文の例(6a)のほか、マイを後接せず複文となる迷惑タイプも1例見られた(6b)。

- (6)a. 門には大勢人ばかり、客の邪魔してもらふまい (近松, 長町女腹切, 467)
- b. 一もん共も笑ふである其上に娘に迄すねてもらふはぜひがない。(紀海音, 八百やお七, 217)

これらは、前接動詞の表す事態が受け手にとって望ましくない事態であるという点で、前代までの受益タイプとは異質である。

上記の近世前期の過程を経て、近世後期には、条件節にテモラウが現れる複文型の「迷惑タイプ」が見られるようになる(7)。この複文型の「迷惑タイプ」では、前接動詞に状態や変化を表す自動詞が見られる(7a)(7b)点にも注目できる。

- (7)a. モシお家さん、あんたからサウくづれてもらい升と、内証の事が世けんへしれて、わたしの身にかゝり升。(上方, 滑稽本, 諺躰の宿替, 65)
- b. おまへらがひよろ／＼してもらふと、わたしの身が立ところがないよつて(上方, 滑稽本, 諺躰の宿替, 65)
- c. モシ茄子一つでも夢に見てもらふたら、大事の代ものに疵が付。(上方, 噺本, 時勢話綱目, 85)
- d. ソフ大ごへに言てもらふてほどふも御近所の手まへ外聞かた／＼じやマアしづかにして下され(上方, 滑稽本, 穴さがし心の内そと, 447)

さらにこれらの状態や変化を表す動詞を前接する例(7a)(7b)では、テモラウ文の主語が前接動詞の表す事態に参加しない。また、B'タイプであるために、テモラウ文の主語からの働きかけもない。すなわち、近世後期の段階において、上方語では、受け手が事前に事態の成立を働きかけ、前接動詞の表す事態の(直接的であれ間接的であれ)参与者として捉えられる用法から、受け手が事前に事態の成立を働きかけず、前接動詞の表す事態に参加しない(いわば、テモラウ文の主語にとって望ましい事態であれ望ましくない事態であれ

受け手への事態の帰結だけに着目する) 用法をも表せるようになったと捉えられる。

なお、第1章では述べなかったが、ここで近世後期上方語の複文型の迷惑タイプに関する補足をしておく。近世後期上方語の複文型の迷惑タイプの例(7)を見てみると、現代共通語とは様相が異なることが指摘できる。すなわち、現代共通語では、山田(2004)が「テハなどの接続助詞を伴って現れ、後件に「困る」など話し手の感情を表す表現などが来る」と述べるように、複文型の迷惑タイプの使用において一定の傾向が見られる(8)。とりわけ、本稿における現代語の調査では、接続助詞は「ては」に偏っていた¹。一方で、近世後期上方語に見られる複文型の迷惑タイプでは、後接語を見ると「たら」2例、「ては」2例、「ても」1例、「と」1例であり「ては」への偏りは見られない。さらに、主節述語の「困る」「迷惑」「嫌」等への偏りも見られず、条件節のテモラウ文の結果、どのような帰結になるのかが主節において具体的に述べられる。これらの点で、近世後期上方語の複文型の迷惑タイプ(成立初期の迷惑タイプ)は、現代共通語の迷惑タイプの特徴と異なる。江戸語の様相を確認しつつ、どのようにして現代共通語の様相に至ったのかについて明らかにする必要があるだろう。

- (8)a. そのようなことをしてもらっては、こちらが困ります。(火浦功, 『ハードボイルドで行こう』)
- b. 彼らと自分たち水主を同等に扱ってもらっては迷惑であるとしている。(樋口和雄, 『信州の江戸社会』)
- c. 日本の捕鯨と一緒にしてもらったら困る。(川端裕人, 『クジラを捕って、考えた』)

さらに、近世後期上方語の特徴として、サセテモラウの例(9)も見られるようになることが挙げられる。近世後期上方語のサセテモラウの例(9)では、受け手の意志を表す例(9a~e)が多く見られることが指摘できる(7例中5例)。

- (9)a. わたしハとらやのおまんやへよめ入さしてもらひますハへ。(上方, 噺本, 臍の宿かへ, 289, 再掲)
- b. 今のうちに、アノ風呂屋の湯さんにひかしてもろて、銭とりでもさしてもらをかしらんテ。(上方, 滑稽本, 諺臍の宿替, 107)

- c. アノ私しや妾宅になりましたらのせの妙見さんや春は伊勢参りもさしてもらふはへ（上方，洒落本，十界和尚話，192）
- d. 山のあちらへ嫁入して，聳さんにたのんで，いつ日も／＼てらやを休ましてもらひますハへ（上方，噺本，臍の宿かへ，289）
- e. わたしハ小間物屋へよめ入して，べつこうのかんざしをたんとさしてもらひますハへ。（上方，噺本，臍の宿かへ，289）
- f. これへ旦那かたより，でつち衆がお使に来て，あまりねぶたさに，妾宅にてしばらくねさしてもろふてゐる所へ（上方，噺本，落噺千里藪，134）
- g. 時に三番を入さしてもらひませにや，どふもなりません（上方，噺本，落噺千里藪，136）

サセテモラウ文では，ス・サスがテモラウに前接することで，動作主が受け手となる。従って，サセテモラウを用いずとも，動詞単体の意志形でも同じ内容を表現することができる。上記の受け手の意志を表す例(9a~e)では，動詞単体の意志形で表す場合に比して，与え手の使役行為（ス・サス）や受け手の受益（テモラウ）を明示的に表現することになる。近世後期上方語では，この明示的な表現方法が確立していることも大きな特徴である。

以上，上方語におけるテモラウの概要を確認した。本稿で江戸語と比較する近世後期の段階では，以下の特徴(10)が見られるといえる。

(10) 近世後期上方語におけるテモラウの特徴

- a. 条件節にテモラウ文が使用される複文型の迷惑タイプが見られるようになる。このタイプでは，主節においてテモラウ文の主語にとって望ましくない帰結が述べられる。
- b. サセテモラウ（交替関係に含められる）が見られるようになる。
- c. 状態や変化を表す自動詞も含めたあらゆる動詞を前接動詞とするようになる。

この近世後期の様相を踏まえ，次節では，迷惑タイプ（とりわけ複文型）の有無，サセテモラウを含めた前接動詞を主な観点として江戸語と比較する。

3. 近世後期江戸語と上方語との比較

3.1 複文型の迷惑タイプ

3.1.1 複文型の迷惑タイプの有無

本節では、近世後期江戸語のテモラウについて、近世後期上方語のテモラウと比較していく。

まずは、複文型の迷惑タイプの有無について確認する。近世後期江戸語に目を向けると、複文型の迷惑タイプの例を見ることができる。

- (11) コウよしねへ延喜がわりいわな。泣てもらつちやア近頃気の毒だ。(江戸，人情本，春色梅児誉美，81)

しかし、調査の範囲内で確認できる例は、上記の(11)のみである。一方で、上方語では、江戸語に比べ、複文型の迷惑タイプの例が多く確認できる（表1）。

表1 受益タイプ・迷惑タイプ別用例数

		受益タイプ		迷惑タイプ		総計
		単文	複文	単文	複文	
上方	洒落本	5	6			11
	噺本	10	10		1	21
	滑稽本	21	28		6	55
江戸	洒落本	10	5			15
	噺本	20	11			31
	滑稽本	39	14			53
	人情本	18	21		1	40

近世後期において複文型の迷惑タイプは、主として上方で用いられる表現であったと考えられる（用例は前掲(7)）。

3.1.2 複文型の迷惑タイプに関する要素

前項において、上方語・江戸語における迷惑タイプの有無について確認したところ、江

江戸語では、迷惑タイプが僅かにしか見られないことが分かった。それでは、江戸語において迷惑タイプの成立に関する文法的な条件は整っていたのだろうか。前述したように、第1章において、複文型の迷惑タイプ成立までの過程を記述した。近世後期に見られる複文型の迷惑タイプは、テモラウ文の主語が事前に働きかけないB'タイプであること（近世前期の例は(3)）、統語的な要素として条件節にテモラウ文を含むこと（近世前期の例は(4)）が挙げられる（近世前期においてこれらの条件を過程として観察した）。そこで、複文型の迷惑タイプに関わる各条件について、江戸語の様相を確認する。

まずはB'タイプの存否について見ていく。上方語においては、先にみたように近世前期からB'タイプが見られた（上例(4)）。江戸語においても、以下の例(12)のようにB'タイプの例が見られる。但し、意味解釈の上では「受益タイプ」である。

- (12)a. 彦さんも私についちやア何だのかだのとお金を遣ツてゐますし借金まで拂ツて貰ツちや彦さんはいゝにした（江戸、人情本、春色恋廻染分解、初31う8）
b. てめへに指を切てもらつたとて、黒焼にして、むしぐすりにはなるめへし、しほをつけて焼いてもくはれねへ。（江戸、洒落本、総籬、381）

また、江戸語にはテモラウが条件節内に出現した複文型も見られる。但し、これも意味解釈上は受益タイプとなる。

- (13)a. 神がくしになつたのでございますから、生死はわかりません。占て貰つたら生居るとは申しましたが（江戸、滑稽本、浮世床、337）
b. ある人の出生の男子、おさな名を非人に付てもらへば、そく才延命也と聞て、早く非人をよび寄る。（江戸、噺本、無事志有意、192）

つまり、江戸語においては、上方語で迷惑タイプに大きく偏るB'タイプ、そして複文型が運用される文法的な条件は整っていたものの、いずれも受益タイプでの使用に限られていたと見ることができる。

3.2 前接語

次に前接語について比較する。上方語では、近世後期から状態・変化を表す自動詞が見

られるようになり、ス・サスを前接したサセテモラウも出現した。そこで、近世後期江戸語の前接語についても動詞を自他と使役助動詞に分けて調査する。調査の結果を以下に示す（表2）。

表2 前接語一覧

		他動詞	自動詞	アスペクト形式	使役助動詞	総計
上方	洒落本	9	1		1	11
	噺本	14	2		5	21
	滑稽本	47	6	1	1	55
江戸	洒落本	14		1		15
	噺本	31				31
	滑稽本	41	9	3		53
	人情本	29	7	2	2	40

3.2.1 使役助動詞—サセテモラウの有無—

まず、使役助動詞の有無に着目したい。表2より、上方語では、7例見られたサセテモラウが江戸語では以下の(15)の2例のみしか見られないことが分かる。この2例のうち、以下の(14a)では、「よりを戻らせる」となり、被使役者が対象物と一致する。これは、他動詞を前接するテモラウに意味的・統語的に近い特徴である（「よりを戻す」という他動詞で表される事態が前接するテモラウ文と意味的・統語的に非常に類似した内容を表す）。従って、サセテモラウという形態的な特徴だけではなく、意味的（使役の意味である「ある動作を行うように仕向けること」）・統語的（被使役者が二格となること）にも「使役の助動詞+テモラウ」という特徴を持つサセテモラウの例は、江戸語において(14b)1例のみしか見られないことになる。

- (14)a. 只三吉が可愛そうで戻るよりならもどら[□]てお貰ひ申たいとぞんじました
 (江戸, 人情本, 春色恋廻染分解, 初 53 お 8)
- b. コレ手めへを骨を折てそだてたのはな, 老躰て寐酒の一盃づゝも呑[□]てもらはふと思ふから (江戸, 人情本, 春色辰巳園, 405)

一方で、上方語では、(14a)のようなサセテモラウは見られず、全例で被使役者が対象物と一致しない。受け手が被使役者（前接動詞の動作主）となる(14b)のような例である。

3.2.2 状態や変化を表す自動詞、アスペクト形式

次に、使役助動詞以外の前接語に目を向けてみる。前述したように、サセテモラウの成立は、テモラウにおける前接動詞の取り得る範囲の拡大の一つと位置付けられテモラウの意味機能の拡張を表す現象といえる。この拡大において、近世後期の上方語では、(7)のように状態や変化を表す自動詞、さらには(15)のように動詞テイル形（アスペクト）を前接する例が見られるようになっていた。そこで、江戸語においても、変化や状態を表す自動詞等が前接し得るかについて確認したい。

- (7)a. モシお家さん、あんたからサウくづれてもらい升と、内証の事が世けんへしれて、わたしの身にかゝり升。(上方、滑稽本、諺躰の宿替、65、再掲)
- b. おまへらがひよろしてもらふと、わたしの身が立ところがないよつて（上方、滑稽本、諺躰の宿替、65、再掲）
- (15) サア壱兵へさんも竹七さんも、しつかりしてゐてもらハぬと、今がわたしの大事のところでムリ升ぜ。(上方、滑稽本、諺躰の宿替、65)

江戸語でも、以下の(16)のように、状態や変化を表す自動詞の前接する例が確認できる。また、上方語の例(15)と同様、アスペクト形式がテモラウに前接する例(17)も見られる。

- (16)a. 庄兵衛ちよと下に居て貰かい（江戸、滑稽本、浮世床、294）
- b. お前に持みが有ト言なア外でもねへ、情合に成て貰ひてへのだ。（江戸、滑稽本、七偏人、1013）
- (17) 手がふさがつてゐるゆへ、もつてゐてもらつて、三くち四くちのむ（江戸、洒落本、傾城買四十八手、396）

その他の自動詞の例において、江戸語では、基本的に(18)のような動作を表す動詞を前接する例が多く見られる²点が特徴的であるものの、前接動詞の拡大に関しては、上方語と大きく違いは無いと考えられる。

- (18)a. 少し西の方へよつてもらへ (江戸, 噺本, 戯忠臣蔵噺, 211)
- b. 今日は直と, 千葉の宅へ這入てもらふ相談をと, 来かゝる爰への庭傳ひ (江戸, 人情本, 春色梅児誉美, 219)
- c. 何卒お前様と夫婦になつて幾末和合暮してお貰ひ申たうざいます (江戸, 人情本, 春色恋廻染分解, 五6才4)

3.2.3 派生関係・交替関係

最後に, 交替関係の例が江戸語においても見られるかについて確認しておく。交替関係は, 上方語において近世前期には見られ, サセテモラウ成立初期の全例で見られた特徴である。

江戸語でも, (19)のように, 交替関係の例が確認できる。

- (19) 次郎さん, とてもの世話ついでに, おめへの心安い医者さまを頼んでくんなせへ。先爰で見てもらいてへもんだ。(江戸, 滑稽本, 花暦八笑人, 195)

この点において, 上方語, 江戸語における大きな差は見られない。従って, 江戸語においても, 本動詞モラウにおける「対象物の授受」の意味からは離れ, 文法的な形式としてテモラウが確立していたと考えられる。

4. まとめ—東西差の把握—

以上, 近世後期の上方語, 江戸語におけるテモラウの比較を行った。比較の結果, 次の点が観察できた。

I 意味的な側面

- (i) 複文型の迷惑タイプが, 江戸語では僅かにしか見られず, 上方語にまとまった例が見られる。
- (ii) 受益タイプの B'タイプは上方語・江戸語いずれにも見られる。
- (iii) 複文型の受益タイプは上方語・江戸語のいずれにも見られる。

II 前接語の拡大

- (i) サセテモラウは、江戸語では僅かにしか見られず、上方語にまとまった例が見られる。上方語の例では、受け手の意志を（特に言い切り形で）表す例が多い。
- (ii) 状態や変化を表す前接動詞、アスペクト形式の前接は、上方語・江戸語のいずれにも見られる。

III 構文的な側面

- (i) 交替関係の例は、上方語・江戸語のいずれにも見られる。

I (i) (複文型の迷惑タイプ) は、江戸語において人情本の 1 例しか見られなかった。このことを踏まえると、江戸語においては、上方語に比して迷惑タイプが後発の用法であったと考えられる（江戸語では単文型は見られない）。但し、江戸語においては、B'タイプ、複文型における受益タイプは観察できた。すなわち、近世後期江戸語においては、上方と異なり、「受益タイプから逸脱しない」という制限が強かったと言える。

II (i) サセテモラウについても、江戸語では人情本の 1 例のみしか認められなかった。江戸語においては、サセテモラウも後発の用法であったと目される。但し、II (i)(ii) III (i) が示すように、江戸語のテモラウ文においても、前接語は状態や変化を表す動詞や使役助動詞、アスペクト形式への拡大が認められ、交替関係の例も見られた。前述したように、状態や変化の動詞の表す事態には、テモラウ文の主語（受け手）が参与しない。また、交替関係の例は、テモラウが本動詞モラウの表す対象物の授受行為から離れたことを示す（2 節で述べたように、派生関係は本動詞モラウにおける対象物の授受行為の意味に伴う特徴だった）。すなわち、江戸語においても、テモラウは、事態の帰結としての受益を表示する文法形式といえる。従って、上方語、江戸語のいずれにおいても、テモラウは本動詞の意味から離れ、文法的な形式として確立していると捉えられる。江戸語においては、テモラウが文法的な形式として未発達であったのではなく、サセテモラウという形式のみが選択されなかったと考えられる。さらに言えば、上方語のサセテモラウは受け手の意志を表す際の配慮表現として機能していた。このことを踏まえれば、上方語における配慮表現としては選択されたものの、江戸語では選択されなかったものと考えられる。

以上、I、II の差違を踏まえると、江戸語のテモラウでは上方語に比して受益タイプとしての運用の制約が強く、それ故に、迷惑タイプの出現や、サセテモラウの出現に遅れがあったと考えられる。I (複文型の迷惑タイプ)、II (i) サセテモラウ) に認められた人情本

の1例は、江戸語における複文型の迷惑タイプ、サセテモラウの萌芽と見ることができよう。現代共通語には、上例(8)のように「～テモラッテハ困る」という類型に偏重する複文型の迷惑タイプ、そしてサセテモラウ、サセテイタダク文の運用が顕著に見られる。江戸語から東京語へ、近代から現代にかけての両者の拡大が予測される。例えば、サセテモラウについては、明治・大正期において使用が広がっていくことがすでに確認されている(伊藤 2015)。一方で、サセテモラウ、サセテイタダクが戦前の東京には存在せず、京阪語から東京語へ流入した言葉であるということ指摘も夙になされている(大石 1973, 岩淵 1978 他)。近代以降も東西差について着目し、テモラウの記述を進める必要がある。さらに、本稿で観察した東西差の生じた背景については、矢島(2016)の指摘する東西の表現志向³も視野に入れつつ考察することも必要であると考え。今後の課題としたい。

注

- 1 迷惑タイプの例を現代日本語書き言葉均衡コーパス(BCCWJ)で全ジャンルを検索すると、「たら」7例、「ては」61例、「ても」13例、「と」5例であった。さらに、これらの迷惑タイプの用例の主節を見ると、「ては」では全例、「たら」では7例中6例、「ても」では13例中11例、「と」では5例中4例が「困る」「迷惑」といった話し手の感情を表す表現が見られた。
- 2 近世後期における上方語、江戸語で見られた自動詞について、以下にまとめておく。
上方語：行く、いぬ、くずれる、来る、しっかりしている、つきあう、ひよろひよろする、惚れる、
江戸語：行く、居る、かかる、勝手元をする、気を付ける、暮らす、来る、苦勞する、喧嘩する、情合(いろあい)になる、立つ、出る、飛び込む、泣く、這入る、妬く
- 3 矢島(2016)では、上方語、江戸語の表現志向をそれぞれ「共有指向性/説明・打診型」「一方向性/主張・提示型」として説明する。上方語に見える「共有指向性/説明・打診型」とは、事実に対して「話者がどう評価・認識するかを説明し、それが聞き手にも共有され得るかどうかを打診して確認する」方法であり、江戸語に見える「一方向性/主張・提示型」とは、「事実に対する認定情報を一方向的に主張し、聞き手に提示する方法」であると述べる。本稿で見られた上方語における特徴的な表現(複文型の迷惑タイプ、サセテモラウ)も、この表現志向に沿うものであることは見逃せない。

第3章 テイタダクの成立と展開

1. はじめに—問題の所在—

受益構文において、受け手を主語とする表現の中心的形式はテモラウである。但し、テモラウの他にも現代語研究において敬語形として位置づけられている形式にテイタダクが挙げられる。テイタダクは、後述のようにテモラウの発達時期に重なる近世後期以降見られるようになり、テモラウの敬語形としての地位を確立させる。従って、受益構文、受害構文の歴史的な展開に関わるのかについては別の検証が必要になるものの、テモラウの歴史を記述・考察する上では看過することのできない形式の一つである。そこで、本章では、現代語研究においてテモラウの敬語形とされているテイタダクの成立と展開を述べる。

テイタダクは近世後期から用例が見られるとの指摘がある（金澤 2011）。本稿の調査においても同様の結果が得られた¹。

(1) 詠艸を直していたゞいた。ことがござりましたが。(人情本、春色江戸紫、87)

さて、ここで注意しておきたいのは、(テ)イタダクが、(テ)モラウとは全くの別語形であるという点である。確かに現代語においては、(テ)イタダクが(テ)モラウの敬語形としての地位を占めており、研究面でも両者は基本形・敬語形として扱われている。しかし、歴史的に観察した場合、どの時期から(テ)モラウの敬語形として捉えられるのか(統語的・意味的類似を示すのか)は明確ではないため、イタダクの授受動詞化、補助動詞化をもってそのままテモラウにおける敬語形の成立とは言えない。従って、まずは(テ)イタダクの個別の歴史を記述し、その上で、いつから、どのようなプロセスを経て(テ)モラウの敬語形としての機能を備えたのかを考えねばならない。具体的には、以下の問題点が挙げられる。

【問題点Ⅰ】 上代から本動詞イタダクの用例があるにも関わらず、なぜ近世後期(19世紀頃)にイタダクが補助動詞化したのか。どのような過程を経て、どのような用法からイタダクは補助動詞化したのか。なぜ補助動詞化したのか。

【問題点Ⅱ】 テモラウとは全く別語形の(テ)イタダクが(テ)モラウと統語的・意味

的類似を示すに至ったのはいつか。

2. 方法と資料

用例観察の前に、調査方法を確認しておく。【問題点Ⅰ】に関しては、(テ)イタダクの用例観察によって説明を与えることが可能であると考えられる。一方で、【問題点Ⅱ】に関しては、(テ)モラウの敬語形²としての機能を考えるため、テモラウの観察も必須である。本稿ではテモラウの用例とともに近世後期資料から見られるテオモライモウスに着目する。近世後期からの一定の期間テオモライモウスはテモラウの敬語形というべき地位を占める。

- (2) イエ此通りで御座いますから、見てお貰ひ申てお薬を戴きたい積り（滑稽本，妙竹林話七偏人，1079）

現代共通語では、テモラウの敬語形としてテイタダクのみが見られ、テオモライモウスは見られない。テオモライモウスは現代にいたるまでに衰退したものと見られる。テイタダクとテモラウの関係を把握するには、テオモライモウスの（テイタダクとの交替の）様相の観察が欠かせない。

調査に際しては、前述したようにテモラウの敬語形が近世後期から見られることを考慮し、近世から近代の口頭語を反映していると考えられる資料³を使用する。

3. イタダクの変化

3.1 概要

3.1.1 近世期までのイタダク

テイタダクの成立に関して観察するには、その元となった本動詞イタダクの様相の観察が欠かせない⁴。

『日本国語大辞典第二版』（以下、『日国大』）によれば、イタダクは、上代から現代まで一貫して用例が見られ、上代では「頭の上に載せる。また、上にあるようにする。」意味や「つつしんで受けたり、ありがたい気持ちを表わしたりして、物を高くささげる。また、敬って大切にす。上の者として敬い仕える。奉戴する。」意味を表していた。以下に、例を挙げる。

- (3) あもとじも玉にもがもやいただき (伊多太伎) て角髪の中にあへ纏かまくも
 (万葉集, 20・4377)
- (4) 我がかく云ふ其の父と侍る大臣の, 皇が朝を助奉り輔け奉りて, 頂伎 (いただき)
キ 恐み供奉つつ (続日本紀一天平元年 (729) 八月二四日・宣命)

イタダクは, 元来「頭より高い位置に物を掲げる, 被る, 載せる」意であり, 現代のような授受の意味の用例を見るにはさらに時代を下る必要がありそうである。それでは, いつから授受の意味を中心として表すようになったのだろうか。授受の意味のイタダクは, 『日国大』に14世紀の『太平記』の例が挙げられている。

- (5) 足利殿は代々相州の恩を戴き徳を荷って (太平記, 山崎攻事)

一方で, 『古語大辞典』ではイタダクにおける授受の意味の成立を江戸時代以降 (一般化するの江戸時代後期以降) としており⁵, 辞書記述を見る限り授受の意味の成立時期は定まっていない。

3.1.2 荻野(2009)の記述

以上のような辞書記述をうけ, 荻野(2009)では, 江戸時代のイタダクの用例を精査し, 授受の意味への変化を調査している。用例精査の中で(5)の用例にも触れており, 「古代語の意味を抜け出していない」と述べる。また, 『日葡辞書』(1603-1604年)に以下の(6)の記述 (『邦訳日葡辞書』による)が見られること, 大蔵流『虎明本』(1642年書写), 和泉流狂言『狂言六義』(1624-1643年書写)には頭や額に載せる動作の例や「あがめる」の意味で用いられている例しか見られないことから, 17世紀初期までイタダクは「まだ対象が限定的であり, 掲げる動作が強い古代語の特徴を持っている」として, 「十八世紀初期頃 (1700年前後)には現在のイタダクの意味が成立していたと言えそうである。この時期は, ちょうどモラウが現代語の授受を意味するようになった時期と重なる⁶。こうして非敬語形のモラウと敬語形のイタダクの対が次第に形成されていったのであろう。」と結論づける。「現在のイタダクの意味」の内実が曖昧ではある⁷が, 本研究でも荻野(2009)の結論に異論はない。

- (6) Itadaqi, u, aita イタダキ, ク, イタ (戴き, く, いた) 頭の上に物をのせる。 Sacazzuquiu itadaqu (盃を戴く) 盃を (Sacazzuqui) を上へさし上げる。 Siraga, yuqi, l, ximouo itadaqu (白髪, 雪, または, 霜を戴く) 頭に白髪がたくさん生えている。

さらに、この授受の意味への変化について、荻野(2009)では、『版本狂言記』から多く見られる(7)のように、「盃を受け取る時に「いただきます」と言うようになった」ことを大きな変化として捉える⁸。

- (7) しょうと たへて申。ふん ▲むこ いたゞきますのふん (狂言記, 正篇, 一, 一う一二)

そして、(7)のような用例が、「定着した後、十八世紀前期の近松の作品では、額に掲げるようなありがたい気持ちで物を受け取る時であれば、イタダクが使用でき、お酒以外でもお金、財布、着物、湯、お菓子等をイタダクことができた。ここに授受動詞としてのイタダクの萌芽を見ることができる。」と結論づける。荻野(2009)の記述から、イタダク本来の「頭より高い位置に物掲げる、被る、載せる」意味での使用が盃を受け取る時のような授受行為を伴う場面で多く使用されるようになったことで、授受の意味への変化が起きたと捉えることもできよう⁹。

以上のように荻野(2009)では、イタダクにおける授受の意味の成立時期について用例の精査から特定しようとしている。但し、イタダクが補助動詞化した時期(19世紀以降)の用例については検討されておらず、補助動詞化についての説明がなされていない。前述したように補助動詞形は19世紀以降確認可能であるため、補助動詞形の派生を捉える上でも同時代の本動詞の様相は記述しておかねばならない。そこで次節では、先行研究をふまえ、18～19世紀のイタダクについて観察する。

3.2 近世期の調査

3.2.1 18世紀のイタダク

18世紀の資料では、荻野(2009)の指摘の通り、近松世話物や噺本に授受の意味として捉えられる用例が見られる。

(8) これは御前のお菓子，有難う戴きや（近松浄瑠璃，丹波与作待夜のこむろぶし，349）

(9) これでマア取をかしやれ。 イ、エ，是ハ思ひかけもない。八メから上のかりを上ぬのミか，ドウマア是がいたゞかれませう。（噺本，仕形噺，299）

一方で，本稿で採取した 18 世紀の用例（45 例）では，頭や額の上に被る・掲げる動作を表す例も 7 例見られる。

(10) 頭に雪をいたゞいて（近松浄瑠璃，薩摩歌，304）

(11) 額に戴く一分を，股にはさんで股が冷えう（近松浄瑠璃，生玉心中，370）

18 世紀は，授受の意味の萌芽が見られる時期として捉えられるが，(10)(11)のような用法を残しており，授受を表す場合でも，荻野(2009)が述べるように，イタダク元来の用法である上位者から下位者への下賜という構造に由来する「額に掲げるようなありがたい気持ち¹⁰」を伴った時の限定的な用法であったと考えられる。この限定的な用法では，(10)(11)のように明らかに頭や額の上に被る・掲げる動作を表す例を除けば¹¹，多くの例は与え手を起点として事態が生起する例として解釈できる¹²。例えば，(8)は，「奥方のお菓子を有り難くいただけ」という与え手からの行為指示¹³での使用であり，(9)は，二重傍線部で示したように与え手からの行為指示後の受け手の返答での使用である。従って，(8)(9)のいずれの例も，与え手を起点として事態が生起している。これらの例は，「与え手起点」という点で 17 世紀の狂言資料に見られた盃を受け取る際の例と意味的に連続的であると言える（盃を受け取る際には，与え手からの行為指示等が前文脈で示される）。つまり，狂言資料の様相と合わせて考えれば，盃を受け取る際の使用がイタダクにおける授受の意味の端緒であると捉えられる。この「与え手起点」という特徴は，換言すれば与え手の好意を起点としていると言える。従って，荻野(2009)の述べるように当時のイタダクは「額に掲げるようなありがたい気持ち」を伴う表現であり，このことが「与え手起点」という特徴に表れていると考えられる。

一方で，18 世紀の用例のうち，受け手を起点とする例も以下の 4 例が見られる。

- (12) ヤア荒神の神酒がある。冷でも一つ戴いて。胸のもや\／はらさん（近松浄瑠璃，心中二枚絵草紙，64）
- (13) モシ，お菓をいたゞきとふござります（噺本，御伽噺，213）
- (14) おどけてきんちやくより，小判とり出し，ほうしに見せれば，「是はいたゞきたい」と，つかみつけば「こればかりはならぬぞ」（絵入狂言，傾城ならみやげ，427）
- (15) （盃を回して飲んでいる時）「其さかづきをおれがいたゞかふ（絵入狂言，壬生秋の念仏，104）

(12)は，受け手の一人言であり，お供え物のお神酒を勝手に飲める状況にある。(13)は，医者に対する病人の発話である。いずれも，受け手にとって授受が確定的である場面での使用である。(14)(15)も同様で，与え手の意志に関わらず，受け手にとって状況的に授受が許可されていると想定できる場面での使用である。18世紀に多く見られる例（「与え手起点」の例）と比すると，与え手と状況という違いはあるが，受け手にとっては授受の「許可」を既に得たと認識した状態での発話である。従って，(12)～(15)は与え手起点の用例と意味的に連続性が高いものとして捉えられる。

以上，18世紀のイタダクを見てみると，古代語からの意味を強く残しており，「額に掲げるようなありがたい気持ち」を伴うことが重要であることが分かる。「与え手起点」という特徴も，当時のイタダクが持つ「ありがたい気持ち」が一現象面として表出したものであると考えられる。

3.2.2 19世紀のイタダク

19世紀¹⁴に入ると，18世紀に見られた頭や額の上に被る・掲げる動作を表す例がほぼ見られなくなり¹⁵，多くの用例が授受を中心とした意味を表すようになる。

- (16) それにお手厚お土産杯を頂て置ましては。雪さんに済ませず（人情本，毬唄三人娘，65）

ここで19世紀のイタダクをさらに詳しく観察するためにも，先の18世紀の様相から，以下の2点を主な観点として調査する。

- (i) 誰を起点として生じた事態か（与え手等か受け手か）。

(ii) 対象物は何か。

(i)について用例の種類を詳しく確認しておく。(i)は、大きく分けて与え手等か受け手かに分かれる。与え手等起点の用例の中で最も多く見られるのが(17)のように与え手等からの行為指示(二重傍線部)に対する受け手の返答での用例である。この場合の行為指示者は、与え手の場合もあれば、第三者の場合もある。本節以降では受け手以外に明確な起点があるという点で、「与え手起点」の場合に準じて、「与え手等起点」として扱う。

(17) 亀もしあなたとおあがり 正ハイおいたゞき (洒落本, 粋の曙, 295)

さらに、(18)のような行為指示の例も見られる。

(18) いたゞいて, のまつせい。(噺本, 駅路馬士唄二篇, 28)

また、与え手等を起点とする例には、行為指示が明示されていないものの文脈から判断できる例もある。以下の(19)は、受け手にとって受動的に与え手等からの授受が起きたことを表す用例である。

(19) 私風情の役にたゞずが。お長屋を頂いたり。御扶持お切米を頂いたり。何様いたして一通りで。出来ます事ちやアございません。(人情本, 毬唄三人娘, 94)

与え手等を起点とする例に、以上の三種類が見られる。一方で、3.2.1項で見たように、受け手を起点とする例も見られる(20)。(20)のような例では、与え手等からの行為指示がなく、受け手から授受を求めている。

(20) そこでどなたでも、お鼻紙を一枚いたゞきたいネ。(滑稽本, 花暦八笑人, 133)

以上、起点が与え手等か受け手かによって分けた結果に、(ii)の対象物の調査を組み合わせた結果を次頁の表1に示す。なお、表中の数字は用例数を示し、最も多い対象物には下線を付した。さらに、下部には各起点に多かった対象物上位3つを挙げた。

表 1 19 世紀イタダク対象物・授受行為の種類別用例数

	起点:与え手等			起点:受け手	その他 (不明)
	返答での使用 例	行為指示で の使用例	受動的な使用例		
嘶本	<u>飲食物 5</u> 金 3, 包み 1, 運賃 1	<u>薬 1</u>	<u>鼠 4</u> 飲食物 1, 金 1, 薬 1	<u>飲食物 3</u> 暇 1, 作徳 1, 運賃 2, 戒名 1	飲食物 1
	10 例	1 例	7 例	8 例	1 例
洒落 本	<u>飲食物 6</u>	<u>飲食物 1</u>	<u>飲食物 1, 金 1</u>	<u>飲食物 1</u>	
	6 例	1 例	2 例	1 例	0 例
人情 本	<u>飲食物 16</u> 金 3, 帯 1, 初 穂 1, 土産 1, 薬 1, 手紙 1, 文庫 1	<u>飲食物 3</u> 帯 1	<u>飲食物 8</u> 金 3, 扇 1, 種々の物 1, 帯 1, 思召し 1, 米 1, 物 品 1, 手道具 1, 長屋 1, 人形 1, 服 1, 土産 1	<u>暇 9</u> 飲食物 7, 薬 1, 縮緬 1, 褒 美 1, 離縁状 2	和歌の 直し 1
	25 例	4 例	22 例	21 例	1 例
滑稽 本	<u>飲食物 8</u>	<u>飲食物 1,</u> <u>煙草 1</u>	<u>飲食物 3, 小言 3</u>	<u>暇 1, 薬 1, 鼻 紙 1</u>	
	8 例	2 例	6 例	3 例	0 例
総計	49 例	8 例	37 例	33 例	2 例
	94 例				
	<u>飲食物 53, 金 11, 鼠 4</u>			<u>暇 11, 飲食物 11</u> 運賃 2, 離縁 状 2	飲食物 1, 和歌 の直し 1
	129 例				

表 1 より、与え手等を起点とする例（太枠）が多く、中でも与え手等からの行為指示を受けた返答での用例（網掛け）が最も多くを占めていることが分かる。さらに、この種の

用例の対象物で最も多いのが飲食物である（49 例中 35 例）。狂言資料から見られる返答での用例は 19 世紀においても多いと言える。この用法の中で人情本に目を向けると、飲食物以外の多様な対象物をとっていることも分かる。以下に用例を示す(21)(22)。

(21) 夫じやア其お手簡をいたゞいてお暇といたませう（人情本、毬唄三人娘、93）

(22) ハイ有がたうコレこの通り。お前様のお盃だものヲ。戴かないて何様いたませう（人情本、湊の月、1,59）

返答での使用例を含めた事態生起の起点が与え手等である用例を見ると、129 例中 94 例（約 72.9%）見られ、18 世紀に引き続き 19 世紀のイタダクにおいても多くを占めていることが分かる。与え手等（の好意）による動作を起点とする用法が多く見られるのは、イタダク元来の「額に掲げるようなありがたい気持ち」が 19 世紀にも引き継がれていることが影響していると考えられる。以下に与え手等起点の用例を示す。

(23) 何のお役にも立ませぬ吾儕に此様に結構なお召物やら御天窓の物迄いたゞ頂戴ては濟ませぬ（人情本、春色江戸紫、62）

(24) さきへぜにを二百つゝんでやつたら、これさへいたゞきますと、もふよばいにお出にハをよびませぬとぬかしをつた（噺本、落咄屠蘇機嫌、119）

一方で、受け手起点も、129 例中 33 例（約 25.6%）と、まとまった数が見られる。18 世紀には僅かしか見られなかったことを考えれば、受け手起点が多く使用されるようになっていることが分かる。

(25) 此間、太神宮さまへお神酒をあげて、それからさげていたゞかうとおもつて（噺本、しんさくおとしばなし、176）

(26) 夫れぢやア此おぬるく成たのを。私しが不残手酌で。戴て仕舞ませうかネへ。（人情本、處女七種、6,30）

この受け手起点の用例では、18 世紀の用例と同様、状況的に授受が許可されている用例が

多くみられる(25)(26)。例えば、(25)は、話者の独話であり、「神酒」を飲むかどうかについて実質的には話者に委ねられている状況である。(27)では酒が温くなってしまったという状況から話者が自ら飲もうとしている。一方で、受け手起点の用例の対象物に着目すると、与え手等起点の用例では見られない「暇」も「飲食物」に並んで最も多いことが分かる(27)(28)。

(27) 旦那、今日は少しの中おひまを戴いてもよろしうございませうか（人情本、春色梅児誉美、161）

(28) 宿へも何共申さずに。出ましたから吾儕は。お暇を頂きますが。お組おまへ一宿お願いな（人情本、春色江戸紫、88）

この「暇」を対象物とする用例(27)(28)では、状況的にも授受の許可を想定することが難しい。18世紀には見られない用例である。第一章のモラウの調査では、中世末期の成立以降、モラウの対象物で多く見られるのは「暇」である。さらに、元来「乞い求める」意味を表していたため受け手を起点とする用法を主として表していた（注6）。つまり、本動詞イタダクでは、19世紀においてモラウの表す授受の意味の領域と重なる用法を広げ始めていったと捉えられる。但し、「暇」についても、奉公の休暇（暇）を乞う場合(27)は、先に見た「ありがたい気持ち」を伴うと考えられ、イタダク元来の用法と意味的に連続的である。与え手起点の用法が多い事も踏まえると、「ありがたい気持ち」を伴うことは19世紀においてもイタダクの特徴であったと考えられる。一方で、その場から「退席」することを表す場合(28)には、「ありがたい気持ち」を伴っているとは考え難い。(28)の場合、受け手が自ら「暇」を求めることに対する配慮表現としてイタダクが使用されており、モラウに近い用法の萌芽であると捉えられる。

以上の調査から、イタダク成立初期である19世紀のイタダクでは、授受の意味を表す用法が中心となっており¹⁶、与え手等を動作の起点とする用法が多く見られるという特徴を持っていたことが分かった。一方で、受け手を起点とする用法もまとまった用例数が見られた。この受け手の起点とする用法では、18世紀の用例には見られなかった「状況的にも許可のない用例」が見られたが、これはモラウへの接近として捉えられる。この結果をふまえ、次節では、成立初期のイタダクを観察する。

4. 近世～近代におけるテモラウの敬語形

4.1 成立初期（近世後期）のテイタダク

前述したように、テイタダクは先行研究において近世後期以降の成立と見られている。中でも、金澤(2011)の博搜によって、近世後期の洒落本、滑稽本、人情本から 21 例が見出されている。この 21 例に対し、金澤(2011)では、前接語、後接表現、位相、敬意の基盤という多くの観点から分析を行っている。金澤(2011)の成果を以下の表 2 にまとめた。なお、表中の数字は用例数を表す。

表 2 金澤(2011)における近世後期テイタダクの調査まとめ

前接語	する 3, 致す 2, 見る 2, 直す 2, 買う 1, 来る 1, 譲る 1, 取る 1, なさる 1, 泊める 1, 可愛がる 1, 書く 1, 思う 1, 聞く 1, 拵える 1, 著ける 1
後接表現	～たい 5, ～う 4, ～ましょう 2, ～た 2, ～て 2, ～ば 2, ～たら 1, ～ますが 1, ～より 1, ～しゃれ 1
話者性別	男性 7, 女性 14
話者職業	男性: 駕籠屋, 店主, 息子, 若者, 宗匠, 修業者など 女性: 不明多数, 娘, 年増, 下女など
敬意の基盤	地位的なもの 6, 恋愛的な対象に関わるもの 5, 商売に関わるもの 4, 夫婦関係 3, 仲間内の関係 2

しかし、結論としては、「特に際立った特色が見られないということ自体が、一種の特徴である」と述べている¹⁷。以上の金澤(2011)の研究成果を踏まえ、本稿では、さらに別角度から考察を加える。なお、本稿における用例の抽出基準では、金澤の挙げる 21 例のうち 19 例が該当する。以下、この 19 例（全例が江戸語資料の用例¹⁸）を対象として観察する。

近世後期のテイタダクに特徴的な用法として、以下の(29)(30)のような与え手等からの行為指示を受けた使用が挙げられる。19 例中 7 例がこの用法である。これは、前節でみたように、当時の本動詞イタダクの特徴と合致する。従って、成立当初のテイタダクは当時の本動詞の機能を引き継いで派生された連続性の高い表現であると考えられる。そこで以

下では、本動詞の様相をふまえ、事態生起の起点を主な観点として観察する。

- (29) 是から琵琶堀へ往て来ようハネ 富「夫じやア左様していただきまう」（人情本、毬唄三人娘、69）
- (30) 御恩ほうじは吾儕どもから致ませねばならぬはづおことばに。あまへまして左様致していただければ難有ぞんじ舛（人情本、毬唄三人娘、88）

(29)(30)と同様、与え手等が事態生起の起点となる用例がさらに1例見られる(31)。これら与え手等を起点とする用法では、与え手等からの好意的な動作に対する配慮表現であると捉えられる。この配慮は、本動詞イタダクが元来表していた「額に掲げるようなありがたい気持ち」に由来するものであると考えられる。

- (31) 不便だとか思ツてさへいただければ今快よりははるかのたのしみ（人情本、春色恋廻染分解、四、15う5）

一方で、テイタダク文の主語（受け手）が事態生起の起点となっている用例が8例見られる。この8例のうち5例(32)～(36)は願望表現を後接する依頼文での使用である。

- (32) 私しもお見捨てなく。可愛がつて戴たいと。存て居ので御座います（人情本、處女七種、6,59）
- (33) 亦御笛の手も。拵へたいたゞき度と。存じ舛から。（人情本、春色江戸紫、79）
- (34) モシ憚りさまながら。あなたのお庭へ。鶏が飛んでまゐりましたが。どうぞお押へなされて頂きたうぞんじます（人情本、戀の若竹、4,12）
- (35) うし屋の厂木へつけていただきたい（人情本、春色玉襷、88）
- (36) 全たいこの御扇すは何だか白ツぼいからどうぞ貴郎に願ひ申て何ぞ書て頂きたいものだと。被仰処で丁どようございます（人情本、秋色紋朝顔、1,27）

願望表現を後接する用例(32)～(35)では、「与え手＝聞き手」であり、聞き手への直接的な依頼である。一方で、(36)は、他者の発言の引用であり、直接聞き手に依頼している用例

ではなく、単なる願望表出の例である。受け手起点の用例の内、残りの3例は、以下の例である。

(37) 石やさんでもいゝから、一寸脈を見ていたゞかうちやアねへか。(滑稽本、七偏人、1080)

(38) 何は兎もあれ早く見て戴たらよからう。(滑稽本、七偏人、1079)

(39) 琴の師匠と二人で。其のうちの艸紙笑と申スのへ。ゑんやらやツと手を附ましたから。貴君にも聞いていたゞいて。悪い所は直しておもらひ申たし。(人情本、春色江戸紫、79)

(37)(38)は、いずれの例も与え手が聞き手ではない例（「聞き手の≠与え手」）であり、独話的な意志表出の表現として捉えられる。一方で、(39)は後続の文においてテオモライモウスも使用されており、「聞き手=与え手」の場合に使用されている点で注目される。(39)や「聞き手=与え手」で使用される(32)～(35)については、次節で確認するように、テモラウ（テオモライモウス）に近い特徴を持つ初期の例として捉えたい。

残りの3例(1)(40)(41)は、過去に和歌の直しをしてもらったことを述べた用例で、事態生起の起点が受け手であるか、与え手かは不明確である。

(1) 詠艸を直していたゞいた。ことがござりましたが。(人情本、春色江戸紫、87、再掲)

(40) 池の端の永機さんに直して頂きますがなか\／出来ませんヨ（人情本、春色玉禪、70）

(41) そうでござへしやう。養生坊さまから譲つていたゞいたのだ。(人情本、戀の若竹、3,8)

以上より、成立初期のテイタダクでは、当時の本動詞イタダクの特徴と同じく、与え手等からの行為指示のある用法を含めた与え手等を事態生起の起点とする用法が半数近くを占めることが分かった。これは、本動詞イタダクの変化を反映したものといえ、19世紀では、本動詞イタダクと補助動詞テイタダクとの連続性の高さが窺われる。

4.2 近世後期のテオモライモウス

前節でテイタダクの様相を見たところで、本節では、近世後期のテオモライモウスの様相を確認する。本稿の調査では19世紀の江戸語資料¹⁹に15例の用例が見られた。ここまでの調査をふまえ、これらの15例を事態生起の起点に着目し観察する。

近世後期のテオモライモウスでは、与え手等起点の用例は1例のみ(42)で、残りの14例は受け手起点であるという特徴が見られる。テモラウは、成立初期において受け手が与え手等に働きかけて事態を生起させる用法(受け手起点の用法)に限られ(第一章)、19世紀まで一貫して受け手起点の用法を保持していた²⁰。このことからテオモライモウスがテモラウの敬語形として捉えられる。

(42) とうか左様してお貰ひ申し度(人情本, 春色玉襷, 100)

特に、願望表現との結びつきが強く、受け手起点の用例14例中7例が以下の(43)(44)のように願望表現を後接し依頼文で用いられている。

(43) 只三吉が可愛そうで戻るよりならもどらしてお貰ひ申たい(人情本, 春色恋廻染分解, 初五三お八)

(44) これ迄のことは。お互に夢だと思つてお貰ひ申たい。(人情本, 春色江戸紫, 106)

オ～モウスが謙讓表現であることを考えれば、与え手(聞き手)への配慮が必要となる依頼場面で多く使用されることは首肯できる²¹。テイタダクが「ありがたい気持ち」を伴う与え手からの好意に対する配慮を主として表すのに対し、テオモライモウスの場合は、依頼の場合に与え手へ負担をかけることに対する配慮を主として表している²²。

以上より、テオモライモウスはテイタダクに比べて受け手起点の例で多く使用されていることが分かった。

4.3 明治・大正期のテイタダク

最後に、明治・大正期のテイタダクを観察する。

近世後期のテイタダクでは、与え手等起点の例が多く見られたのに対し、明治・大正期

の用例には、僅かにしか見られなくなる（34 例中 2 例）。

(45) ヘエ、養子にして頂きますが人間でも養子になれますか（落語速記，雷飛行，229)

(46) 有難う存じます。思ひ掛けない花のお接伴をさして戴きまして（落語速記，百年目，22)

これに対して、受け手起点の例が 34 例中 29 例と多くを占めるようになる（残りの 3 例は不明確な用例）。

(47) 先達貴郎に御無心をして三越で造へて頂いた私の着物に帯と羽織ソツクリ出来て参りましたが（落語速記，自動車の蒲団，221)

(48) 呼び寄せまして誠に済みません併し来て戴きました訳ハ（落語速記，解やらぬ下関水，27)

中でも、願望を表すタイを後接する依頼文での使用は、28 例中 13 例を占める。これら 13 例では、全例が「与え手＝聞き手」の場面で使用されており、聞き手への直接的な依頼である。

(49) マア貴郎も御愛顧にちよい／＼と聘で遣て下さりましたら共々に悦んで戴きた
い（落語速記，解やらぬ下関水，10)

(50) 貴所を見込んでお願いがあつて出ましたのですが、助けて頂きたい（落語速記，言訳座頭，159)

以上のように、明治・大正期には、近世後期にテオモライモウスが主として表していた領域をテイタダクが表すようになっていくことが分かる。依頼等の聞き手のいる場面での使用が増え、聞き手重視の表現へとシフトし、上位者から下位者への下賜という構造に由来する「ありがたい気持ち」から離れた受け手起点の用法へと拡大していったものと考えられる。大正末期以降、オ～モウスは衰退していき（小松 1967，伊藤 2013 他），それに伴ってテオモライモウスについても用例が見られなくなる²³。テオモライモウスの衰退原

因については他の要因を考慮する必要がある²⁴が、テイタダクがテオモライモウスの表す領域に意味用法を拡大し交替したと捉えられる。つまり、明治・大正期には、テイタダクはテオモライモウスに代わってテモラウの敬語形としての地位を確立したと捉えることができよう²⁵。

5. まとめ

本稿のまとめをはじめに挙げた問題点に答える形で以下示す。

【問題点Ⅰ】 上代から本動詞イタダクの用例があるにも関わらず、なぜ近世後期（19世紀頃）にイタダクが補助動詞化したのか。どのような過程を経て、どのような用法からイタダクは補助動詞化したのか。なぜ補助動詞化したのか。

→ 19世紀にイタダクにおいて授受の意味を中心として表すようになったため補助動詞化したと考えられる。この意味変化は、狂言資料に多く見られた盃を受け取る際の使用が端緒となったと見られる。さらに、この授受の意味は「ありがたい気持ち」を伴う「与え手等起点」の用法を主としており、この用法を中心として補助動詞化していた。補助動詞化し得た理由については、成立初期のテイタダクにおいて主として表していた与え手起点の用法が当時の受け手を主語とする授受補助動詞の中で、独自の価値を持つに至ったことが考え得る。当時、テモラウは受け手起点の用法を主として表しており、テオモライモウスは受け手起点の用法を中心に据えた敬語形であった。そのため、与え手等を起点とする用法を主として表していたテイタダクと衝突しない。但し、この仮説はさらなる検証が必要である。今後の課題としたい。

【問題点Ⅱ】 テモラウとは全く別語形の（テ）イタダクが（テ）モラウと統語的・意味的類似を示すに至ったのはいつか。

→ 統語的機能としては、近世後期の成立初期にテモラウと同様の機能を有するが、意味的には明治・大正期に入ってから類似を示す。近世後期にはテオモライモウスが担っていた受け手起点の用法の領域を、テイタダクが次第に獲得していった。テイタダクは依頼行為において使用される中で、配慮の対象が聞き手へとシフトし、イタダクが元来表していた「ありがたい気持ち」よりも対聞き手の敬語表現としての機能を強める。その中で受け手起点の用法へ拡大したものと考えられる。

6. おわりに

本章で確認した(テ)イタダクの変化は、テモラウの敬語形としてテイタダクが位置づけられるようになる変化として捉えられる。但し、この変化は、イタダクに起きた個別の変化が結果としてテモラウの敬語形として結びついたものと見るべきである。つまり、本研究では、テイタダクがテモラウの敬語形として採用されたのではなく、元々、上位者から下位者への行為に使用されるという敬語形としての性質²⁶を備えたイタダクに授受の意味への変化が起きたことによって、結果的にモラウ敬語形として採用されるようになったという見方を支持する。

注

- 1 本稿では、補助動詞テイタダクを「テイタダク文の主語(受益者)≠前接Vの動作主」であることを基準として抽出した。
- 2 ここでのテモラウの敬語形とは、受け手が主語となり、受け手に利益のある事態が生起する(求心的)用法を持った授受補助動詞をさす。
- 3 用例は口頭語での変化を正確に捉えるため、会話文に限定し採取している。近世後期以降の日本語史研究では、地域的な連続性を考慮し上方語資料を使用する方法と、中央語史形成のため江戸語資料を使用する二通りの方法がある。本章では、江戸語、上方語のいずれの用例も採取し、両者の間に特別な差異が認められる場合はその旨を述べる。用例数には両者を含むこととする。なお、人情本刊行会編『人情本刊行会叢書』の翻刻には、様々な問題があることが指摘されている(浅川 2014 他)。本稿では、極力使用しない方針をとったが、本稿末尾に示した通り、『假名文章娘節用』『戀の若竹』『秋色紋朝顔』『湊の月』『處女七種』に関しては、『人情本刊行会叢書』で検索した後、当該用例を版本(早稲田大学図書館蔵本、立命館ARC蔵本)で確認した。
- 4 イタダクには、他動詞形のイタダカスが存在する。但し、イタダクと同一視することはできないため、本稿では調査対象としていない。
- 5 「いただく」が明らかに「もらふ」の謙讓語としての用法を示すのは、だいたい江戸時代に入ってからである。もっとも江戸前期にはまだ、頭上にささげ持つという、具体的な動作の意を伴ったと思われるものも多い。「飲む」「食ふ」の謙讓語としての用法も同様であり、一般的になるのは、だいたい江戸時代後期以降である(蜂谷清人)
- 6 第一章で見たように、中世末期のモラウは以下の例のように「乞い求める」意味だったが、18世紀初頭に授受の意味となる。
・独りむすめをもたれて、人がもらへどもやらいで(狂言, 虎明本, 上 376)
- 7 後述のように授受の意味は細分化できる。従って、現代語のイタダクのように授受の意味全般を表すのかについての言及は慎重に検討されなければならない。
- 8 荻野(2009)の調査によれば、『正篇』(1660年出版)ではイタダク 11例中 1例、『外五十番』(1700年出版)では 3例中 3例、『続狂言記』(1700年出版)では、5例中 2例、『狂言記拾遺』(1730年出版)では 17例中 10例が酒関係の例であった。本研究の調査でも同じ結果を得ている。
- 9 荻野(2009)では、盃を受け取る際の例を「大きな変化」として捉えるのみである。
- 10 この「ありがたい気持ち」は、今回対象外とした地の文の用例をみるとより明確にな

- る。例えば、以下の例では、「いただく」動作の前に「忝い（ありがたい）」という発話が見られる。
- ・お亀忝しと。夫もろとも戴きて（近松浄瑠璃，卯月紅葉，106）
- 1¹ 18世紀のイタダク（全45例）では、授受の意味を表すのか自体が不明確である例が多いが、明らかに頭や額の上に被る・掲げる動作を表す例（7例）を除けば全例で授受行為を想定することはできる。ここでは、残りの38例を指す。
 - 1² 与え手からの許可を受けた後の授受（与え手からの好意による授受）から授受の意味が見られるようになることは、当時イタダクの持っていた「ありがたい気持ち」とも矛盾しない。この「ありがたい気持ち」の意味は古代語から表されており、18世紀においても(8)のように文中に明示される用例が見られる。
 - 1³ 熊取谷(1995)では、依頼や勧め、命令などを連続的なものと見て「行為指示」とする。本稿もこれに従う。
 - 1⁴ 本節では近世期に限る。
 - 1⁵ 18世紀の例のように「頭に」「額に」と明示する例は見られず、解釈可能な例は2例見られる。
 - ・手に受ていたぐいてよく見れば、手足があり、何じやいやらしい塩漬ゆへ（噺本，花競二卷噺，五七）
 - ・サア／＼どなたも前を立，さわがづと，しづかにいたゝいてかへりやしやれヤ。（滑稽本，諺臍の宿替，199）
 - 1⁶ なぜ授受の意味のイタダクが採用されたのかについて、荻野(2009)では、「拝領す」や「頂戴す」が使用されていたが、漢語サ変動詞であるため使用しにくかったことを挙げる。類似した意味を表す語の体系から考えると、確かに一要因として首肯できる。一方で、イタダクの持つ「ありがたい気持ち」を伴う授受が、当時、和語の領域で表す語がなかったことを考えると、イタダクの持つこの独自の価値が採用の一要因になったことも考え得る。
 - 1⁷ 金澤(2011)において、後接語において意志・願望表現が比較的多い事は、「現在の傾向とも共通する現象であり」、女性の使用が多い事は、「資料における登場人物（発話者）の割合を考えると、やはり一般には女性が多い傾向」があると述べる。
 - 1⁸ 近世後期には上方語の資料が量的に乏しいが、それを考慮しても江戸語に19例とまとまった用例数が見られることは注目される。授受動詞史を記述するためには近世期の東西差の様相も記述すること必要ではあるが、本章ではイタダクにおける共通語史の記述をするに努め、今後の課題としたい。
 - 1⁹ テオモライモウスが江戸語資料に限られるのは、オ～モウスが元来江戸語の表現であったことに由来すると考えられる。
 - 2⁰ 例えば19世紀の滑稽本を見てみると、テモラウ（テオモライモウスを含まない）のうち受け手起点と見られる例は、上方語資料では55例中42例、江戸語資料では、38例中35例であった。
 - 2¹ テオモライモウスの成立については、近世前期以前の江戸語資料に制約もあって検証が難しい。また、テモラウ（受益構文）の発達においては中心に据えられる課題でもないため、詳細な検討は今後の課題としたい。
 - 2² 例えば、明治期の用例には以下の例のように聞き手へ負担をかけることに配慮する前置きの表現が見られる。
 - ・私ハ汝に誠に御足劳ぢやけれどもこれから上の関の旦那の処まで行ツてお貰ひ申したいがお厭ですか（落語速記，解やらぬ下関水，28）
 - 2³ 『現代書き言葉均衡コーパス少納言』で全メディア・ジャンルを検索したところ、テオモライモウスの用例は以下の1例のみ見られたが、1862年生まれの森鷗外の翻訳例で

あり現代の例とは言えない。現代では見られなくなっていると言える。

- ・今までの罪を許しておもらい申すがいい。(『新筑摩の森』「サロメ」, オスカー・ワイルド, 森鷗外訳)
- ²⁴ オ～モウスの衰退については伊藤博美氏の一連の論考が詳しい。オ～スルやサセテイタダクの伸張ともに近代の様相を観察している。
- ²⁵ 『明治期国語辞書大系』で明治期の辞書記述を確認すると、多くの辞書のイタダクの記述に「物を貰う」の意味が記述されている。例えば、『日本大辞書』(1892-93年)には、「(中略) (一)○スベテ, 頭ノウヘニ載セル。(二)高クサシアゲル。(三)タフトブ＝ウヤマヒ, アフグ。(四)●もらふノ敬語。—「トノサマカラ御メシヲいただく」。(五)▲オモニ東京デイフ語。ヤリソコナフ。」とある。さらに、『和漢雅俗いろは辞典』(1888-89年)では授受の意味は記述されていないが、『和漢雅俗いろは辞典増訂二版』(1892-93年)では「いただく(他)戴, 頂戴, のせる(頭に), うける(上より), 一又もらふ」と記述され、モラウの意味が追加されている。
- ²⁶ 『日葡辞書』には、(6)で挙げた記述の他にも、Guiofaiの項に「例, Guiofaiuo itadaqu. (御盃を戴く) 尊敬すべき人からの盃をおし頂く」とある。「尊敬すべき人から」と説明されていることから、上位者から下位者への行為に使用されていたことがわかる。

【第Ⅱ部】

受身文の歴史的展開

第4章 近世を中心とした受身文の歴史

—非当事者の受身の発達とその位置づけ—

1. はじめに—問題点の整理—

本章では、受身文において「(はた) 迷惑の受身」「第三者の受身」と呼ばれてきた用法の成立について探る。そこでまずは、上記の受身文の歴史について述べた先行研究をさらに詳しく見てみよう。

現代共通語の受身文は、一般に主語が直接事態の影響を被るいわゆる直接受身文(1)と主語が直接事態の影響を被らないいわゆる間接受身文(2)に分けられる(寺村 1982 他)。間接受身文には、動作対象が主語の所有物である例(2a)、動作対象が主語の関係者である例(2b)、動作対象が主語にとって占有・保持したい事物の例(2c)や、動作対象が無い例(2d)を認めることができる。

- (1) (私/太郎) は二郎に殴られた。
- (2)a. (私/太郎) は財布を盗まれた。
- b. (私/太郎) は兄を殴られた。
- c. (私/太郎) は敵に先を越された。
- d. (私/太郎) は息子に死なれた。

一方、序章で述べたように、古代語の受身文では、間接受身文の様相において現代共通語とは異なる点が指摘されている(堀口 1983, 川村 2012 他)。中でも、川村(2012)では、古代語の間接受身文について以下のようにまとめる(3)(下線筆者)。

(3)イ 間接受身文は古代語和文に存在する。「もちぬしのうけみ」タイプを中心とした他動詞によるタイプも、自動詞によるタイプも、中古には確実に存在するし、上代にもそれと目される例が存在する。

ロ ただし、それらの間接受身文の多くは、主語者が文に述べられた物理的動きを直接被ったり、心理的態度等の対象となっているもの、あるいは主語者の所有物・関係者が動作対象となるものである。少なくとも、現代語では許容される「娘に交通事故を起こされる」「子に泣かれる」「親に死なれる」などに相当する例、また、家

の中から外を見て、「こう大雨に降られては花がだめになってしまう」とつぶやく
ような例は存在しない。

ハ そのことと連動して、明らかに〈はた迷惑〉を表すと言えるものは上代には見出しがたく、中古でも、知覚行為によるものを除けば限られたものしかない。

上記引用の下線部に示したように、古代語では間接受身文（上記の(2d)に相当）の制限が指摘されている。以下に、川村(2012)の挙げる古代語に見られる間接受身文の用例を示す。

- (4)a. 石川の高麗人に帯を取られて（於比乎止良礼天）からき悔する（催馬楽，呂，石川）[所有物]
- b. 己が子を鷹に捕られて（於乃加古乎太加尔止良礼天）泣く鳩の目には見えずて音のさやけさ（風俗歌，たのしりはやし）[関係者]
- c. 秋の野の露に置かるる女郎花はらふ人無み濡れつつやふる（後撰 275）[自動詞の受身]

この問題に対し、堀口(1983)では、(2d)や以下の(5)のような受身文の主語が動詞の項成分に含まれず、物理的影響も認められない例（堀口 1983 では「C 型間接の受身」とする）を「近世以降の例しか見出していない。近世後期になれば多彩な例を見ることができると指摘する。

- (5)a. コレサ\／，足下のやうに，[甘次（話者）ハ] さう意地悪く出られては，どうもかなはぬ（滑稽本，浮世風呂，226）
- b. [短八（話者）ハ] 其顔で色気があられちやア糞色だ（滑稽本，浮世床，304）

さらに堀口(1990)では、(5)のような新たな受身文の発達過程について、以下の(6)のような、受身文の主語が他者と競合する物を対象物とする例（「競合の受身」）が「下地となった」としている。

- (6)a. [平家の兵共ガ] しばしさゝへて防ぎけれ共、こらへずして、そこをも遂に攻
おとさる。(平家, 下 20)
- b. [殿上人たちガ] 呉竹の名を、いととく言はれていぬるこそいとほしけれ。
(枕草子, 248)

以上の先行研究の指摘から、受身文の主語が動詞の項成分に含まれず、物理的影響も認められない用法（以下、非当事者の受身）が近世以降発達したことが窺われる。但し、先行研究の指摘においては、未だ以下の問い(7)が残されている。

- (7) これまで間接受身文と位置づけられてきた例（持ち主の受身、競合の受身、ある種の自動詞の受身）は中古以来見られるにも関わらず、堀口(1990)が下地とする競合の受身の成立からも歴史的に離れた近世に、なぜ同じく間接受身の一種である「非当事者の受身」が新たに発達するのか。

また、この問い(7)に関して、堀口(1983,1990)では、非当事者の受身の出現にのみ言及が留まっているために、受身文全体の歴史の中で非当事者の受身の発達がどのように位置づけられるか、必ずしも明らかとは言えない。従って、上記の問い(7)を明らかにするためにも、以下の課題(8)について取り組むことが必要であると考え。

- (8) 受身文の歴史的変化を包括的に把握することで、受身文の発達がどのような基準で把握できるのかを歴史的な観点から見直し、受身文全体の歴史の中に非当事者の受身の発達を位置づけること。

2. 調査結果—前接語から見る受身文の発達—

2.1 概観

前節で見た問題点を踏まえ、本節では中古～近世の観察を行う（使用資料は本稿末尾に示す）。この調査の中で、堀口(1983,1990)の指摘について再度確認しつつ、「非当事者の受身」の発達をより具体的に理解するため、近世の受身文全体において起きた変化を把握する。

まず本稿では、受身文の用法の決定に深く関わる前接語の内実を中心にその歴史的変化

を觀察する。中古～近世の受身助動詞の前接動詞（動作動詞，状態動詞，自他¹⁾），その他に分けたところ以下の結果が得られた（表1）。以下では，表1の他動詞，自動詞，その他についてそれぞれ觀察する。

表1 中古～近世におけるル・ラルの前接語

		動詞				その他		総計	
		動作動詞		状態動詞	不 明 ²⁾	補助動詞 (アスペ クト形 式)	使役 助動 詞		
		他動詞	自動詞						
中古		403	13				416		
中世	宇治拾遺物語	251	2		1		254		
	平家物語	858	5				863		
中世 末期	虎明本	343	1				344		
近世 前期	絵入狂言本	44					44		
	近松浄瑠璃	726	7				733		
	紀海音浄瑠璃	171	2				173		
近世 後期	洒落 本	上方	97	1			1	99	
		江戸	59	4			1	64	
	噺本	上方	90	1			1	92	
		江戸	57	4			1	62	
	滑稽 本	上方	162				2	12	176
		江戸	130	6	1		1	1	139
人情 本	江戸	256	7				3	266	

2.2 前接動詞

2.2.1 他動詞

まずは、表1の他動詞について見る。表1の他動詞の例は、中古以降一貫して受身助動詞の前接語の多くを占めることが分かる。ここで、他動詞の例をさらに詳しく観察するために動作対象を分類してみよう(表2)。

表2 中古～近世における前接他動詞の動作対象³

		受身文 の主語	所有物	関係者	競合物	その他	
中古		365	32	3	3		
中世	宇治拾遺物語	228	19	2	2		
	平家物語	738	88	15	17		
中世 末期	虎明本	287	51	2	3		
近世 前期	絵入狂言本	40	3	1			
	近松浄瑠璃	602	111	7	4		
	紀海音浄瑠璃	148	15	7	1		
近世 後期	洒落本	上方	85	11	1		
		江戸	54	5			
	噺本	上方	81	8	1		
		江戸	53	4			
	滑稽本	上方	132	26		1	3
		江戸	110	19			1
	人情本	江戸	228	18	9	1	

表2より、まず、堀口(1983)の指摘の通り、中古から、前接動詞の対象物には受身文の主語(9)、さらには受身文の主語の所有物(10)、関係者(11)、競合物⁴(12)の例を見出せる。さらに、これらの例では、受身文の主語が対象ヲ格となる(9)の場合はもちろん、所有者、関係者、競合物が動作対象となる(10)(11)(12)の場合も含め、動詞の項成分(ヲ格、ニ格、

ノ格、ヨリ格等)に含まれる点に注目したい。主語を直接の対象とせず、受身文内にヲ格句を残すという点で、所有物、関係者、競合物の例はこれまでいわゆる「間接受身文」としてまとめられてきた。一方、主語が動詞の項成分には含まれるという点で、これらの例(9)~(12)は、主語が一貫して「事態の当事者」である用法としてまとめることができる。堀口(1990)では、競合物を対象物とする例を非当事者の受身の「下地となった」とするようにより、競合物の例を受身文の主語、所有物、関係者の例とは一線を画す用法として扱っている。しかし、主語が占有、保持を望むものであるという点で、競合物の例は所有物や関係者の例と連続的であり、主語をノ格やヨリ格に想定可能である。本稿では、受身文の主語が「競合者」として事態の当事者となると捉える。

(9) このあひだに、使はれむとて、つきて来る童あり。(土佐, 934) [受身文の主語]

(10) [童女ガ] えもいはずと思ひたるなどを, そばへたる小舎人童などに引きはられて泣くもをかし。(枕草子, 91) [所有物]

(11) 児におはしけるより, [父の大將ガ] この少將を, 世になくかなしうしたてまつりたまふに, 人に誉められ, 帝もよき人に思し召したれば(落窪, 167) [関係者]

(12) [右方の人ガ] さらにかずささるまじと論ずれど(枕草子, 265) [競合物]

一方で、近世後期になると、表2のその他(所有物や関係者、競合物に該当しない)を対象物とする例が現れる(13)。

(13)a. [亭主(話者)ハ] 此頃の金相場に無茶那仕かけをしられてハ間やものばかりしてたら御かげで菰をかぶらんならん片店で夫力細工でもせにやならんやうになつた(上方, 滑稽本, 穴さがし, 482)

b. 内外の事をおれ独でしてヨ, それで[飛助(話者)ハ] 不足におもはれちやア割にあはねへ。(江戸, 滑稽本, 浮世床, 309)

このような例では、受身文の主語が動詞のどのような項成分にもならず、物理的影響も認められないという点で、事態の当事者とは捉えられない(堀口 1983 の指摘する「C型

間接の受身」である)。つまり、近世前期以前の例とは一線を画している。受身文の主語が動詞の項成分に含まれない(事態の当事者ではない)という点で、本稿では「非当事者の受身」と呼ぶ。

- (14) 当事者の受身：受身文の主語が動詞の項成分となる、または、主語への物理的影響が認められるもの。これまで、直接受身、持ち主の受身、関係者の受身、競合の受身とされてきた用法や自動詞の受身の一部(堀口 1983 の「A 型直接の受身」「B 型関係事物の受身」、堀口 1990 の「A 型直接の受身」「B 型所有の受身」「C 型競合の受身」)に相当する。

非当事者の受身：受身文の主語が動詞の項成分とならず、主語への物理的影響が認められないもの。これまで、(はた)迷惑の受身、第三者の受身とされてきた用法の中で、主語への物理的影響が認められないもの(堀口 1983 の「C 型間接の受身」、堀口 1990 の「D 型」)に相当する。

この当事者か非当事者かという点で見れば、表 2 に見える歴史的な様相も、近世前期以前は受身文の主語が事態の当事者でなければならなかったという合理的理解が得られる。なお、この区分に連動して、事態の当事者の視点からみた被害の意味を「当事者の被害」、事態の非当事者の視点からみた被害の意味を「非当事者の被害」と呼ぶ⁵。

2.2.2 自動詞

次に、表 1 の自動詞を見ると、中古から近世まで一貫して見られることが分かる⁶。但し、近世前期までの自動詞の例を見てみると、堀口(1983)が指摘するように受身文の主語が実際に事態から何らかの物理的な影響を受ける条件での用例(15)(視覚、触覚、聴覚等への刺激を伴う例が多い)、もしくは、受身文の主語を二格に想定できる例(16a：南風が(主語ニ)吹く、16b：嘉平次が(主語ニ)惚れる)しか見られない。つまり、近世前期までの自動詞の受身文は、その主語が「事態の当事者」であるものに限られる。

(15) 春は[伽藍ガ]霞にたちこめられ、秋は霧にまじはり(平家、上 291)

(16)a. [船ガ]南海に吹かれおはしぬべし。(竹取、46)

- b. [竹という飯炊きガ] 惚れられ自慢で、もうそのことを触れ歩く（近松，生玉心中，343）

一方で、近世後期になると、受身文の主語を二格に想定できず、主語への物理的な影響が認められない自動詞の例が見られるようになる(17)。また、同じく近世後期から見られる状態動詞の例(5b)も、受身文の主語を二格に想定できず、物理的な影響が認められないという点で同様である。これらの例では、前項で見た他動詞の例(13)と同様、「非当事者の受身」の例と位置づけられる。

- (17)a. わたしの寐るのハ勝手次第だが、[おふくろ（話者）ハ] 茶やでねられてたまるものか（江戸，嘶本，春色三題嘶初編，249）
- b. [すてき亀（話者）ハ] その面で啼れちやア，密柑船の地震だ（江戸，滑稽本，浮世床，285）
- (5)b. [短八（話者）ハ] 其顔で色気があられちやア糞色だ（滑稽本，浮世床，304，再掲）

以上より、本稿の前接動詞の調査においては、自動詞も他動詞も、近世後期（宝暦～寛政期）以降、「非当事者の受身」が発達したと指摘できる。一方、非当事者の受身相当の種類の出現・発達を記述した堀口(1983,1990)では、近世前期資料から以下の例(18)を挙げている。しかし、(18a)は、波線部「先に」とあるように受身文の主語が競合者（すなわち事態の当事者）であって、当事者の受身と考えられる。また、(18b)も動詞は「降り出す」であるが、受身文の主語が実際に物理的な影響を受けていないか否かは不明確な例である。いずれの例も非当事者の受身の確例とは言い難い。非当事者の受身の確例が見られるのは近世後期以降であるといえる。

- (18)a. 次第につのるうちに無分別なる相手に出合い、(刀ヲ) 先に抜かれてこなたはおくれ、おもはざる疵をもとめ（新吉原常々草，下）
- b. 賭にして [詠み手ガ] 降出されけりさくら狩（続猿蓑，下）

2.2.3 前接動詞まとめ

以上、前接動詞の観察の結果、近世前期までは動詞の項成分に受身文の主語が含まれる（事態の当事者となる）ものに限定されていることが確認できた。つまり、近世前期以前の受身文では、他動詞であれ自動詞であれ、受身文の主語が実際に動詞の表す事態から影響を受け、動詞の項成分に含まれることが要件であったと考えられる。このことは、表1、表2からも分かるように、受身文の主語が動作対象となる例が中古以降最も多く、受身文の基盤的な用法であったことや、動作対象が所有物や関係者、競合物の場合、対象への影響と主語への影響が連続的であること⁷からも首肯できる。

現代語研究では「雨に降られる。」のような実際に受身文の主語が影響を受ける例も、自動詞であれば「子供に死なれる。」のような、本稿における非当事者の受身と同じ用法（はた迷惑の受身、第三者の受身等）とする場合がある。しかし、本稿の観察からは、近世前期以前の制約として、主語が事態の当事者となるという条件が挙げられる。実際に影響を受ける場合は自他に関わらず「雨に降られる。」のような受身文を表し得たと考えられる。

ここまでの、前接動詞の観察から近世後期における非当事者の受身の発達を捉えた。他動詞では対象物が「受身文の主語」「所有物」「関係者」「競合物」以外の例、自動詞では受身文の主語が物理的な影響を被らず、二格にも主語を想定できない例を非当事者の受身の確例と位置づける。次節では、動詞以外の前接語の観察に移る。

2.3 その他の前接語

本節では表1における動詞以外の前接語（その他）を見る。表1より、アスペクト形式⁸の前接する例(19)が近世後期から見られることが分かる⁹。

- (19)a. [下くぐる人（話者）ガ] こう上に乗^てい^られ^ては、とふも下くゞつたかみが
がないは。（上方、滑稽本、諺躰の宿替、80）
- b. [こしのない人（話者）ハ] 大きな穴をもつ^てき^られ^ちや、どふもじつとし
ていられめへから、かう薬代をもつて、早く誤りなせエ。（上方、滑稽本、諺躰
の宿替、171）
- c. [女房ガ] ハテおめへ女房で候と打居^て置^れて、売薬屋の銅人形見たやうに
看板にされたばかりもつまらねへぢやアねへか（江戸、滑稽本、浮世風呂、

さらに、表1を見ると、使役助動詞の前接例（以下、使役受身文）が、近世後期以降見られるようになることが分かる。日本語記述文法研究会編(2009)が「意志動詞から作られる使役受身文は、被使役者（動作の主体）から自分の意志に反して、使役者によって事態の実現を強制されることを表す」と述べるように、現代語の使役受身文では意志動詞に接続した時のみ、受身文の主語の意志に反して、使役者（動作主）によって事態の実現を強制されること（いわゆる「させられ感」）を表す。近世後期の使役受身文を見ると、意志動詞を使役助動詞に前接する例(20)¹⁰が比較的多く見られる。これらの例では、受身文の主語の意志に反して強制される事態（受害）を表す。近世後期以降、現代語同様の使役受身文の「させられ感」を表す受害の用法が確立したとみられる¹¹。

- (20)a. モフ [女（話者）ガ] こんな重たいめをさられると、どふやら肩かへたいわいなア。（上方、滑稽本、諺躰の宿替、131）
- b. ア、やれ／＼けふハ [歌学者（話者）ガ] 終日源氏物語を講じさられてほとんど俺はてたが其酬ひとしてしろ金一分一枚をまふけた（上方、滑稽本、穴さがし、460）

3. 現象の整理—近世の受身文の発達をどのように解釈するか—

以上、前節までで受身文の発達として以下の(21)を確認した。本稿では、堀口(1983)の指摘を踏まえ、古代から近世前期までの受身文では主語が当事者と位置づけられることを再確認し、非当事者の受身の発達時期を「近世後期」と改めた(21a)。併せて、新たに(21b,c)の現象を前接語の観察から指摘したことになる。

- (21)a. 近世後期において、非当事者の受身が見られるようになる。
- b. 近世後期において、アスペクトが前接するようになる。
- c. 近世後期において、使役受身文が見られるようになる。また、それらの例の一部は、いわゆる「させられ感」（受害）を表す。

近世後期以降見られるようになる用法(21)においては、全てが受身文の主語にとって望

ましくない事態（「受害」）を表すという点で共通している。そこで、まずは非当事者の受身(21a)の表す「受害」について整理しておく。

非当事者の受身は、受身文の主語が前接動詞の項成分とならない、追加項である（事態の当事者ではない）という点で、近世前期以前の受身文（主語が動詞の項成分であり、昇格した項と見なせるもの）とは構造的に一線を画すものである。従って、非当事者の受身は事態に無関係の（事態の外側にいる）主語があたかも事態から影響を受けるように表現する用法であるといえる。事態の当事者ではないにも関わらず、影響を受けるということは、話者が事態に対する見方（利害性）を補わなくては受身文として表現できない。つまり、非当事者の受身の主語は、利害の受け手として追加された項と見なせる。また、非当事者の受身は（近世後期の例も含め）すべて受害読みとなるが、この場合の受害の意味は、文脈や動詞の語彙的意味から読み取れるものではない。すなわち、非当事者の受害は、レル・ラレル自体が「受害」の意味を担う用法として理解できる¹²。一方で、近世前期以前に見られる用法（当事者の受身）は、受身文の主語が動詞の項成分となる。この場合、受身文の主語への影響は前接動詞の表す事態から受けることになる。従って、非当事者の受身のように事態に対する見方（利害性）は、必要とならない。つまり、近世前期以前の受身文において、受害の意味（当事者の受害）は、文脈や動詞の語彙的意味から読み取れるものであり¹³、構造的に受害を表す用法は見られないといえる¹⁴。

構造的に受害を表すという点では、アスペクト形式の前接例(21b)も同様の捉え方ができる。山田(2000,2001)や宮腰(2014)では、現代語において、レル・ラレルにアスペクト形式を前接する受身文が構造的に受害読みになる¹⁵ことを指摘する（少なくとも近世後期のアスペクト形式の前接例は全例で受害を表す）。とりわけ、山田(2001)が、「ある事態を間接的に外から捉えた場合には、その出来事の開始、持続、終結といった時間的な展開のあり方が捉えられる」と述べるように、アスペクト形式を前接する場合、非当事者の受身と同様、事態を捉える視点は事態の外側に位置することになる。つまり、近世後期においてアスペクト形式が受身助動詞に前接するようになることは、受身文において、主語の事態の捉え方が当事者の視点から非当事者の視点へと拡大したこととして捉えられる。例えば、上例(19a)では、受身文の主語の上に動作主が「乗てい」るため、受身文の主語は事態の当事者であると捉えられるが、受身文として表現する際の視点は当事者ではない、事態の外側にあると考えられる（事態の当事者として、受け手の視点から表現した場合、「られてい」が選択されるはずである）。つまり、アスペクトを前接する受身文の発達は、非当

事者の受身と同様、非当事者の視点から事態を描く受身文の発達として理解でき、構造的に被害を表すものである。受身文の発達を捉えるうえでは、この非当事者の視点からも受身文によって表現可能になるという点が重要である。

以上を踏まえると、近世後期以降、事態を非当事者の視点から捉えた場合も受身文で表現できるようになったといえる。さらに、(21a,b)は、受身文が前接動詞の語彙的意味からではなく、構造的に被害を表すという点で、レル・ラレル自体が被害の意味を担っている。受身文の主語の意志に反して強制される事態（させられ感）を表す使役受身文が近世後期に見られるようになること(21c)も、この理解に立てば、レル・ラレル自体が被害の意味を担い始めることによる一現象面として捉えられる¹⁶。つまり、(21)は、偶然同時期に起きたのではなく、包括的に説明できる現象であるといえる。

ここまでで近世後期に確認された現象についての理解を行った。そこで、はじめに挙げた問い(8)に答えておく(22)。

(22) 近世後期までと近世前期以前では、大きく以下の点が異なる。すなわち、近世後期以降は、非当事者の視点から受身文として事態を表現できるようになることである。これまでの研究において、受身文の区分は直接・間接を基本としていたが、歴史的に見た場合、受身文の主語が事態の当事者か否かが重要な区分の一つであると考えられる。この非当事者の受身の区分に伴って、受身助動詞自体が被害性を帯びることになる。従って、非当事者の受身の発達は、受身文全体の歴史の中でも、被害構文としての確立の一現象面として位置づけられる。

では、なぜその発達は近世後期という時期であったのだろうか(7)。

前述したように、堀口(1983,1990)では、本稿における非当事者の受身発達の下地として競合の受身を位置づける。しかし、(7)で述べたように、競合の受身を下地としたならば、発達時期が近世後期まで遅れることへ説明ができない。また、本稿の基準では、競合の受身は当事者の受身である。競合の受身を非当事者の受身が発達する過程として捉えることはできないと考える。それでは、なぜ非当事者の受身は近世後期に突如として登場するのだろうか。

この受身文発達の背景について、時期的な整合性を考えるにあたって、本研究では受身文と同じく、広義の受影を表すテモラウ文の成立～発達が関わっているとみる¹⁷。現代共

通語においてテモラウは受身助動詞と対照的な関係にある，利害性を表す生産的な形式であることは夙に指摘されている（寺村 1982，加藤 2013 他）。例えば，以下の(23)のように，格体制が共通しており，受益・受害の意味で対立している。

- (23)a. (私は) 娘に彼氏を連れて来てもらった。[利害性：受益]
b. (私は) 娘に彼氏を連れて来られた。[利害性：受害]

このテモラウが成立したのは中世末期であり，近世以降，顕著な発達を見せる。とりわけ，近世前期において，テモラウでは，非当事者の視点から受身の事態を表現する例(24)が見られることが注目される（山口 2015）。

- (24)a. とつとと退いてもらはう（近松，山崎与次兵衛壽の門松，491）
b. 一もん共も笑ふである其上に娘に迄すねもらふはぜひがない。（紀海音，八百やお七，217）

テモラウ文では，受身文よりも先に非当事者の視点から受身の事態を描く方法を確立するのである。これらのことを踏まえると，近世後期において，受身文がテモラウ文へ類推したと考えれば，非当事者の視点から受身の事態を描くことが受身文内部の要因のみでは説明できないこと（中古の受身文において表現可能な領域と近世前期の受身文において表現可能な領域が変わらないこと）も合理的に理解できるのではないだろうか。このことが問い(7)への回答となるが，より詳細な検討が必要とされることは言うまでもない。その検討については，次章で述べることとする。

4. まとめ

本章では，堀口(1983)が指摘する受身文の主語が前接動詞の項成分に含まれず，物理的影響も受けない用法（非当事者の受身）の発達時期を，前接語の観察から近世後期であると捉えなおした。この先行研究の検証に加え，新たに受身文の発達として近世後期において，アスペクトの前接，受害を表す使役受身文が見られるようになることを観察した。これらの非当事者の受身の発達も含めた受身文の発達は，近世後期において，レル・ラレル自体が利害性の形式として構造的に受害の意味を担うという変化の中に位置付けられることを述べた。

さらに、堀口(1983,1990)が非当事者の受身の発達に際して「下地」とした競合の受身が発達過程としては捉えられないことを示し、背景としてテモラウの成立～発達があることを示唆した。

注

- 1 動詞の自他については、ヲ格を要求するか否かで分けた。
- 2 不明の例は、以下の間接疑問文の例である。
 - ・さてもいかなる事をせられて、かくはいふぞ (宇治拾遺, 231)
- 3 動作対象がヲ格、 ϕ 格表示の場合を所有物、関係者、競合物、その他の例とした。ハやモ等で表示されている場合は、受身文の主語とした。なお、所有物、関係者、競合物の例は、いわゆる持ち主の受身、関係者の受身、競合の受身(堀口1990)に相当する。
- 4 堀口(1990)では、競合の受身を「CI型」(動詞の表す事態が主語の望まない事態のもの)と「CII型」(動詞の表す事態は主語の望む事態ではあるものの、他者に先を越される類のもの)に分ける。本稿では、この二つを区別することはしない。後述のように、いずれも事態の「当事者」として捉えられるためである。
- 5 「当事者の受害」では、「当事者の受身」の表す受害であるため、これまで直接受身、持ち主の受身、関係者の受身、競合の受身として区分されてきた例の受害を含む。このことに伴って、堀口(1990)では競合の受身が「はた迷惑」を表すとするが、この「はた迷惑」の一部も「当事者の受害」に含まれる。例えば、「太郎は次郎にけなされた。」や「太郎は次郎に先に花子に告白された。」のような例である。
- 6 前接自動詞は、以下の例が見られた。中古「先立つ」「騒ぐ」「立ち込む」「吹く」「降り込む」「かしこむ」「恥づ」、中世「しぶく」「立ち込む」「乗る」「吹く」「芳心す」「す(這い出るの意)」、中世末期「抱きつく」、近世前期「飽く」「添ふ」「惚れる」「怒る」、近世後期「飽きる」「いいようにする」「浮気な沙汰をする」「気が付く」「自由をする」「親切にする」「たちかかる」「積もる」「つらあてがましくする」「出る」「毒づく」「閉じる」「泣く」「寝る」「刃物三昧する」「吹く」「降る」「寄る」「我儘いっぱいする」
- 7 仁科(2011)では、佐佐木(2007)が上代に〈全体一部分〉の関係にもとづいた「二重対格構文」を指摘していることを踏まえ、いわゆる持ち主の受身が「不可分離所有物の例を出発点に直接受身から成立した」可能性を述べる。仁科(2011)は、不可分離所有物の例では、対格への働きかけが受身文の主語にも及ぶという点に、直接受身と持ち主の受身の連続性を見出している。本稿の見方も仁科(2011)に近い。
- 8 ここでのアスペクトは工藤(1995)における「アスペクト」「準アスペクト」とする。
- 9 小田(2008)では、竹取物語・土佐日記・伊勢物語・大和物語・蜻蛉日記・落窪物語・枕草子・源氏物語・紫式部日記・和泉式部日記の10作品を調査し、中古のル・ラルの前にアスペクト(ツ、ヌ、タリ)、使役助動詞が接続しないことを述べている。
- 10 近世後期には、(20a)のように「サ変動詞+ス・サス」の短縮形が見られる。本研究では、この種の例も使役助動詞の例として含めている。なお、この種の例を除いても本論に影響はない。
- 11 使役助動詞については、四段化の進行しない近世前期までは下二段型のみを対象とした。なお、四段型の使役助動詞前接例は中世、近世前期にも4例見られるものの、無意志動詞が使役助動詞に前接する例や「知らす」のように明らかに一語化している例に限られる。少なくとも「させられ感」を表す例は見られない。
- 12 例えば、(17)の「色気がある」という事態は、受害を表さない。しかし、受身文にし

た時には受害読みになる。従って、レル・ラレルが受害の意味を担っていると考えられる。非当事者の受身相当のレル・ラレルが受害の意味を帯びることは、現代語研究においても指摘がある（山田 2000,2001, 宮腰 2014 他）。

¹³ (3)への記述に見られるように、川村(2012)では、「見る」「聞く」のように知覚行為による受身文の一部も「はた迷惑」を表すとする（「はた迷惑」とは、動詞の語彙的意味ではなく、受身文が表す受害の意味。能動文の場合は害を表さないものの、受身文にすると受害の意味が読み取れるもの）。しかし、川村(2012)の指摘する例では、「主語ヲ見る／主語ノことヲ聞く」など、前接動詞の項成分に受身文の主語が想定可能なものに限られる。

¹⁴ 中古には、(9)のように文脈・語彙的意味から受益を表す例も見られる。

¹⁵ 「私は長い間先生に息子を褒められていた。」のように受益読みになる事態もテイルを前接する受身文「私は長い間先生に息子を褒めていられた。」では必ず受害読みになる。

¹⁶ 但し、当事者の受身は変わらず存在するので当然ながら近世後期（から現代）におけるすべての受身文が受害を表すというわけではない。レル・ラレルの基本的な機能は、項の交替による事態当事者間の受影関係を表すことであると考えられる。

¹⁷ 現代語研究の見地からもテモラウとレル・ラレルが関わり合って発達してきたという見方が示されている（村上 1986, 加藤 2013 他）。但し、歴史的な実証はされていない。

第5章 近世後期における受身文発達の背景

1. はじめに—考察の方針—

第4章で述べたように、近世後期から受身文において非当事者の視点から捉えた被害を表す用法が見られた。一方で、「なぜ近世後期において非当事者の受身（及びアスペクト形式、使役助動詞の前接例）が発達するのか」という時期の問題（第4章(7)）には答えられていなかった。そこで、本章では、この問いについて答えることを目的とする。第4章で述べたように、受身文の発達にはテモラウ文の成立～発達が関わっていると考えられる。本章では、テモラウ文と受身文の発達がどのように関わり合ってきたのかを観察することで、受身文発達の背景（時期の問題）について考察する。

2. 受身文とテモラウ文の比較

2.1 前接語の発達

2.1.1 概観

第4章で受身文に見られた発達は、主として前接語に関するものであった。そこで、本章でも、主としてテモラウ文、受身文について前接語の観点から比較を行う。比較に際しては、テモラウが成立する中世末期から行う。前接語の調査の結果を以下に示す（表1、次頁）。

この表1から主として読み取れるのは、以下の点(1)である。なお、(1)の概観的な把握に際しては、表1中の網掛け部分に着目している。

- (1)a. テモラウ文、受身文のいずれも近世後期から状態動詞の前接例が見られるようになる。
- b. テモラウ文、受身文のいずれも近世後期からアスペクトの前接例が見られるようになる。
- c. テモラウ文では近世後期から使役助動詞の前接例が見られるようになり、受身文では近世後期から受害読みの使役助動詞の前接例が多く見られるようになる。

表 1 中世末期から近世後期におけるテモラウ、受身助動詞の前接語

		動作動詞				状態動詞		アスペクト		使役 助動詞 ^{1, 2}		
		他動詞		自動詞								
		(ラ) レル	テモ ラウ	(ラ) レル	テモ ラウ	(ラ) レル	テモ ラウ	(ラ) レル	テモ ラウ	(ラ) レル	テモ ラウ	
中世 末期	狂言資料	343	18	1								
近世 前期	絵入狂言本	44										
	近松浄瑠璃	726	32	7	2							
	紀海音浄瑠璃	171	5	2	2							
近世 後期	洒落本	上方	97	9	1	1					1	1
		江戸	59	14	4					1	1	
	噺本	上方	90	14	1	2					1	5
		江戸	57	31	4						(1)	
	滑稽本	上方	162	47		5		1	2	1	10+	1
		江戸	130	41	6	8	1	1	1	3	(1)	
人情本	江戸	256	30	7	7				2	1(2)	1	

(1)より、テモラウとレル・ラレルの発達が同時期（近世後期）に起きていることが分かる。前述したように、テモラウとレル・ラレルは現代共通語において対照的な関係を成している。近世後期においてその関係が顕著に構築され始めたと考えられる。(1)に対応する用例を以下の(2)～(7)に示す。

- (2) 庄兵衛ちよと下に居て貰かい（江戸，滑稽本，浮世床，294）[テモラウ，状態動詞]
- (3) しっかりしてゐてもらはぬと，今がわたしの大事のところでもり升ぜ。（上方，滑稽本，諺躰の宿替，65）[テモラウ，アスペクト]

- (4) あまりねぶたさに、妾宅にてしばらくねさしてもろふてゐる所へ（上方，噺本，落噺千里藪，134）〔テモラウ，使役助動詞〕
- (5) 其顔で色気があられちやア糞色だ（江戸，滑稽本，浮世床，304）〔レル・ラレル，状態動詞〕
- (6) こう上に乗ていられては、とふも下くゞつたかゝみがないは。（上方，滑稽本，諺臍の宿替，80）〔レル・ラレル，アスペクト〕
- (7) ア、やれ\／けふハ終日源氏物語を講じされてほとんど俺はてたが其酬ひとしてしる金一分一枚をまふけた（上方，滑稽本，穴さがし，460）〔レル・ラレル，使役助動詞〕

表1の概観的な把握（表1網掛け部分）からは(1)を述べた。しかし、表1の動作動詞については触れられていない。そこで、さらに表1の内実を観察するため、テモラウ、レル・ラレルのいずれも多く見られる動作動詞の例に着目しよう。

2.1.2 動作動詞前接例

この領域においては、第4章で述べたように、近世後期以降レル・ラレルにおいて動詞の項成分に受身文の主語を含まず、物理的影響の認められない例（(8)、非当事者の受身）が見られるようになることが分かっている。非当事者の受身は、自動詞、他動詞³のいずれの例も近世後期に見られる。

- (8)a. わたしの寐るのハ勝手次第だが、茶やでねられてたまるものか（江戸，噺本，春色三題噺初編，249）
- b. その面で啼れちやア，密柑船の地震だ（江戸，滑稽本，浮世床，285）
- c. 内外の事をおれ独でしてヨ，それで不足におもはれちやア割にあはねへ。（江戸，滑稽本，浮世床，309）

さらに、この近世後期における（状態動詞の前接例も含めた⁴）非当事者の受身を詳しく観察すると、以下の例(9)のように、複文の従属節内（とりわけ条件節内）に現れやすいという特徴が観察できる（17例中15例）。

- (9) コレサ\／，足下のやうに，さう意地悪く出られては，どうもかなはぬ（滑稽

本, 浮世風呂, 226)

非当事者の受身は、全例で被害を表すという意味的な特徴を持っている。複文の例の場合、その被害の意味は主節において明示される。

この受身文の発達を踏まえ、テモラウに目を向けてみよう。第1章で確認したように、テモラウでは動作動詞の例の中でも、非当事者の受身相当の迷惑タイプの例(10)が近世前期の段階で見られるようになる。

(10) 一もん共も笑ふである其上に娘に迄すねてもらふはぜひがない。(紀海音, 八百やお七, 217)

従って、テモラウのほうが早く非当事者の受身相当の表現を発達させているといえる。さらに、非当事者の受身は被害の意味を表すという点で、テモラウにおける B'タイプ⁵ (主語が事態に対して事前に働きかけない用法) に相当する。そこで、近世前期における B'タイプの例を見てみよう。B'タイプは、上記の迷惑タイプの例(10)を含め 4 例見られるが、そのうち 3 例(10)(11)が複文の従属節内での使用例である。先に見たように、テモラウにおける迷惑タイプも従属節内に現れていた。つまり、迷惑タイプが B'タイプに含まれることを考慮すると、テモラウでは近世前期において、受益、被害のいずれの場合も、B'タイプが従属節内に現れやすいという特徴を有しているといえる。これは、近世前期のテモラウ文の中でも、主語が事前に事態に働きかけない (B'タイプ) という点で受身文に近い用法が、従属節内に現れるという特徴を有していると理解できる。第1章で述べたように、テモラウは成立当初 (中世末期)、意志・願望表現との結びつきが強く、主語が事前に事態に働きかける用法 (A'タイプ) に限られていた。近世前期における B'タイプへの拡張は、テモラウにおける広義の受影形式への機能拡大を意味し、日本語文法史において狭義の受益構文 (受益専用形) が確立したこととして捉えられる。

(11)a. ア、仰山な。涼みがてらに紙鳶見に出た、太鼓、鉦が入らうとは、朔日

早々、祝うてもらうて忝い (近松, 心中刃は氷の朔日, 266)

b. いたづららしぬげいふりにうつゝて男こま付て。京大坂にうきな立身の行すへを八葱桐が。きやうげんにしてもらふたら泣であらふとつぶやくを。(紀海

以上を踏まえると、近世前期におけるテモラウ文の中でも受身文と類似した用法（B'タイプ）と近世後期以降発達する非当事者の受身は、類似した出現位置（従属節内に現れる）であったことが指摘できる。

2.2 前接語の観察のまとめ—テモラウ文への類推の可能性—

2.1 節の冒頭で述べたように、近世後期のテモラウと受身助動詞の前接語について比較すると、まず概観的把握から(1)の観察結果が得られた。(1)を踏まえると、テモラウの発達する近世以降、とりわけ、近世後期において、現代共通語に見えるテモラウとレル・ラレルの対照的な関係が急速に構築されたと考えられる（第4章）。

さらに、テモラウ文が受身文よりも早く（近世前期）に、非当事者の受身に相当する表現を発達させていたことを見た。この近世前期におけるテモラウ文の非当事者の受身に相当する表現は、複文の従属節にテモラウ文が現れるという出現環境にあった。そして、この非当事者の受身に相当するテモラウ文の例が含まれる B'タイプも、同様の出現環境にあった。加えて、近世後期以降見られる受身文の非当事者の受身も同様、複文の従属節内に現れやすいという類似した出現環境が観察された。これらのことを踏まえると、近世後期における受身助動詞の前接語拡大の背景には、受身文がテモラウ文へ類推して前接語を拡大させた可能性が考えられる。

この可能性をさらに具体的に捉えるために、次節以降の観察では、近世後期におけるテモラウ文と受身文の東西差に着目する。既に第2章で述べたように、テモラウ文においては、近世後期における東西差を確認している。受身文の発達が見られる近世後期において、東西差に着目して観察することで、先に述べた類推の可能性をより詳細に検討することができると思う。

2.3 東西差

2.3.1 非当事者の受身（上方語）

第2章では、近世後期のテモラウにおいて、主として以下の点(12)に東西差が見られることを述べた。

- (12)a. 前接動詞の表す事態がテモラウ文の主語にとって望ましくない事態である用法（以下、迷惑タイプ）は、江戸語では僅かにしか見られず、上方語にまとまった例が見られる。
- b. 使役助動詞の前接例は、江戸語では僅かにしか見られず、上方語にまとまった例が見られる。

本節では、これらの点を踏まえ、迷惑タイプと使役助動詞を主な観点として観察を行う。

まずは上方語にテモラウの迷惑タイプが偏ること(12a)について見てみよう。上方語に見られるテモラウの迷惑タイプを受身文の発達という観点でさらに詳しく見ると、主語が動詞の項成分に含まれない（非当事者の受身相当の）例に偏ることが指摘できる。以下に近世後期上方語における非当事者の受身相当の迷惑タイプの例（全3例）を示す(13)。

- (13)a. モシ茄子一つでも夢に見てもらふたら、大事の代ものに疵が付。(上方、噺本、時勢話綱目、85)
- b. おまへらがひよろ\／してもらふと、わたしの身が立ところがないよつて(上方、滑稽本、諺躰の宿替、65)
- c. モシお家さん、あんたからサウくづれてもらい升と、内証の事が世けんへしれて、わたしの身にかゝり升。(上方、滑稽本、諺躰の宿替、65)

非当事者の受身相当の迷惑タイプの例(13)は、「夢に見る(13a)」「ひよろひよろする(13b)」「崩れる(13c)」といった動詞を前接する。これらの例のうち、状態動詞(13b)、変化動詞(13c)の前接例は、動作主以外の項を要求しない。また、動作動詞「見る」を前接する(13a)は、「茄子」「夢」を項とするものの、これらの項はテモラウ文の主語に関わりのあるものではない。従って、非当事者の受身相当のテモラウの迷惑タイプ(13)では、統語的な観点で見ると主語が動詞の項成分に含まれないことに加え、各項の名詞と主語との意味的な関係においてもテモラウ文の主語が事態に対して全く関わりのない用法であるといえる⁶。

一方で、上方語におけるレル・ラレルの非当事者の受身(14)を見てみると、前接する動詞の種類は動作動詞に限られる。

- (14)a. コリヤ。きく様子が間男のせりふとミゆる。(お腹の中で) 刃物ざんばいなど
しられたら、なんぼはらを痛めんならんやらしれぬ。(上方、噺本、落噺千里
藪, 153)
- b. ひよつと内へしれてしくじつてじやと又此方へ食客にきられても其時にこと
はりがいへぬといふてゝおましたシ (上方、滑稽本、穴さがし, 440)
- c. 大きな穴をもつてきられちや、どふもじつとしていられめへから、かう薬代
をもつて、早く誤りなせエ。(上方、滑稽本、諺臍の宿替, 171)
- d. 今さらおまへに肩かへられて、どふなるもので。まア往所迄しんぼうしてく
れ。(上方、滑稽本、諺臍の宿替, 131)
- e. 此頃の金相場に無茶那仕かけをしられてハ問やものぼつかりしてたら御かげ
で菰をかぶらんならん片店で夫力細工でもせにやならんやうになつた (上方、
滑稽本、穴さがし, 482)

上例(14)は、非当事者の受身である。但し、(14a)は受身文の主語のお腹の中で生起する事態、(14b,c)は受身文の主語の方へ動作主が来る事態、(14d)は受身文の主語と動作主が同じ荷物を持っている場面で、動作主が「肩を代える(荷物持ちを他者と交代する)」事態である。これらの例では、前接動詞の表す事態に「事態の生起場所の所有者(14a)」「移動事態の到達点(14b,c)」「荷物の共有者(14d)」として受身文の主語が事態との関係を有しているとも捉えられる。唯一、(14e)は、先に見たテモラウの例(13)と同様、主語が一切事態に関わらないと考えられる例である⁷。つまり、上方語におけるレル・ラレルの非当事者の受身は、非当事者の受身相当のテモラウの迷惑タイプに比べると、主語に関わりのある事態を表す傾向があったと考えられる。

以上で述べたことを踏まえると、上方語においては、被害を表す非当事者の受身相当の表現をテモラウとレル・ラレルの二つの形式が担っているといえる。とりわけ、テモラウがレル・ラレルに比して、より主語が事態の当事者ではないと捉えられる事態を表していることは注目される。上方語において主語が「事態の当事者ではない」と確実に言えるのはテモラウの例(13)であるといえる。

2.3.2 非当事者の受身(江戸語)

次に江戸語の様相を観察する。先に見たように、江戸語では迷惑タイプのテモラウがほぼ見られない⁸。そこで、レル・ラレルの非当事者の受身を中心に観察する。江戸語の非

当事者の受身では、上方語に比すると多くの例が見られる（全 12 例）。中でも、以下の (15a) のような状態動詞の接続例を顕著な例として、受身文の主語が一切事態に関わらない例が見られることは注目される。

- (15)a. 其顔で色気があられちやア糞色だ（江戸，滑稽本，浮世床，304）
- b. その面で啼れちやア，密柑船の地震だ（江戸，滑稽本，浮世床，285）
- c. わたしの寐るのハ勝手次第だが，茶やでねられてたまるものか（江戸，噺本，春色三題噺初編，249）

先に述べたように、江戸語ではテモラウにおいて迷惑タイプが僅かにしか見られず、受益に偏る制約が強かった。つまり、江戸語では、動詞の項成分に主語が含まれない受影を表す表現において、「受益：テモラウ」「受害：レル・ラレル，（テモラウ）」という対立が明確であると言える。一方で、上方語では、受害の領域をテモラウとレル・ラレルのいずれもが表していた。つまり、テモラウが受益も受害も表していたことになる（「受益：テモラウ」「受害：テモラウ，レル・ラレル」）。

2.3.3 使役助動詞の前接

次に使役助動詞の前接例について見てみよう。使役助動詞の前接例について、近世後期の受益、受害（「させられ感」）を表す用例数を以下の表 2 に再整理する。

表 2 近世後期における「使役助動詞+テモラウ（受益）／レル・ラレル（受害）」

	上方		江戸	
	テモラウ	レル・ラレル	テモラウ	レル・ラレル
洒落本	1	1		1
噺本	5	1		
滑稽本	1	10		
人情本	/		1	1
総計	7	11	1	3

表2を見れば分かるように、使役の助動詞の前接例(16)(17)は、テモラウ、レル・ラレルのいずれも上方に偏る（テモラウ、レル・ラレルいずれも全用例数は江戸語が多い（表1））。

- (16)a. わたしハとらやのおまんやへよめ入さしてもらひますハへ。（上方、噺本、臍の宿かへ、289）
- b. アノ私しや妾宅になりましたらのせの妙見さんや春は伊勢参りもさしてもらふはへ（上方、洒落本、十界和尚話、192）
- c. コレ手めへを骨を折てそだてたのはな、老躰て寐酒の一盃づゝも吞してもらはふと思ふから（江戸、人情本、辰巳園、405）
- (17)a. モフこんな重たいめをさると、どふやら肩かへたいわいなア。（上方、滑稽本、諺臍の宿替、131）
- b. ア、やれ\／けふハ終日源氏物語を講じされてほとんど倦はてたが其酬ひとしてしろ金一分一枚をまふけた（上方、滑稽本、穴さがし、460）
- c. どうしたこつて増吉さ°んと心易くするのだへ 丹「エ、ナニ何ヨ、此間豊屋横町で本を借てゐる時、増吉さんの旦那が善孝さん処に居て、それから一所につれていかれて、増吉さ°んの宅で酒を吞せられて、其時から一二度行たツけ。（江戸、人情本、辰巳園、282）

レル・ラレルの新用法である、「させられ感」を表す使役助動詞の前接例が、テモラウの使役助動詞の前接例と対応するように上方語に分布している。近世後期の受益・受害構文において、使役助動詞の前接が発達したのは上方語であったと言える。

2.4 東西差まとめ

2.4.1 現象のまとめ

以上、テモラウ文、受身文の東西差に着目したところ、以下の(18)の違いが観察できた。それでは、この東西差(18)は、どのように理解できるのだろうか。

- (18)a. 非当事者の受身相当の表現について以下のような分布が見られる。
- ・上方語

受益：テモラウ 受害：テモラウ，レル・ラレル

・江戸語

受益：テモラウ 受害：レル・ラレル，(テモラウ)

b. 使役助動詞の前接例について以下のような分布が見られる。

・上方語…サセテモラウ文，使役受身文のいずれもまとまった例が見られる

・江戸語…上方語に比べ，サセテモラウ文，使役受身文のいずれも多くない

2.4.2 非当事者の受身における東西差の理解

非当事者の受身相当の表現における東西差(18a)に見られるように，近世後期江戸語において顕著に受身文（非当事者の受身）が発達していた。また，近世後期江戸語では，テモラウ文において受益タイプであることの制約が強く，テモラウ文の迷惑タイプはほとんど見られなかった。すなわち，江戸語では，「テモラウ文：受益」「受身文：受害」という対照的な関係がより明確になる（形式の差という）形で発達したと見ることができる。

一方で，近世後期上方語では，テモラウ文でも受身文でも非当事者の受身相当の被害の表現を表していた。とりわけ，テモラウ文では，受身文による非当事者の受身よりも，主語と事態との関わりが低いと考えられる領域を担っていた。さらに言えば，このテモラウ文における非当事者の受身相当の迷惑タイプは近世前期上方語（中央語）にも見られる現象であった。

以上を踏まえると，近世前期に成立したテモラウ文における非当事者の受身相当の迷惑タイプが表していた領域は，東西によって歴史的な展開を異にしたと見ることができる。すなわち，江戸語ではテモラウ文の迷惑タイプを発達させず，非当事者の受身の領域は受身文が担うようになり，上方語ではテモラウ文の迷惑タイプを引き続き使用し続けながらも，受身文もその領域を一部担うようになったと考えられる。それでは，非当事者の受身相当の領域において，なぜ江戸語では受身文を顕著に発達させる方法を取り，上方語ではテモラウ文の迷惑タイプを引き続き用い続ける方法をとったのだろうか。

この問いを考えるにあたって，江戸語のテモラウが受益タイプに限られていたことを再度確認しておく。江戸語では，テモラウ文が受益専用形として確立しており，被害の領域は受身文が一身に担うという点において，受益・被害における形式の分担が明確であった。このことを踏まえると，江戸語ではテモラウにおいて受益タイプの制約が強かったために，受身文がより被害の形式として顕著に確立していったと考えられる⁹。

2.4.3 「使役助動詞+テモラウ／レル・ラレル」における東西差の理解

次に、使役助動詞の前接例における東西差についての理解を行う。使役助動詞の前接例では、サセテモラウの用例の出現と、使役受身文（サセラレル）が受害解釈となる、「させられ感」を表す用法が上方語に偏っていた(18b)。つまり、使役受身文が「させられ感」を表すこと背景にはサセテモラウの存在との関係性が窺われるのである。そもそも、使役受身文は非当事者の受身のように構造的に被害を表さない当事者の受身である。従って、理論上、使役受身文は必ずしも「させられ感」を表す（被害を担う）必要はなく、サセテモラウが表すような受益の用法¹⁰があってもよいはずである。しかし、近世後期上方語において（現代共通語においても）使役受身文は「させられ感」を表す。それでは、なぜ、近世後期上方語でのみ使役受身文は「させられ感」を表すのだろうか。

先に述べたように、使役受身文に加えサセテモラウも近世後期上方語に偏在する。さらに、近世後期上方語のサセテモラウは全例で受益を表す。つまり、近世後期上方語においては、「サセテモラウ文：受益」「使役受身文：受害」という対照的な関係が観察できる。これらことを踏まえ、本研究では、上方語でのみ使役受身文が「させられ感」を表すことを、サセテモラウとの対照的な関係の中で、被害の形式として位置づけられた結果と見る。この見方であれば、上方語でのみ使役受身文が「させられ感」を表すことを、サセテモラウ、使役受身文の遍在から合理的に理解できる。

2.4.4 テモラウへの類推と東西差

以上、近世後期におけるテモラウ文、受身文に見られる東西差についての理解を行った。この理解の中で、江戸語ではテモラウにおける受益タイプの制限が強かったために、受身文において顕著に非当事者の受身が発達したことを述べた。また、上方語でのみ使役受身文の「させられ感」を表す用法が発達したことを、同じく上方語に偏在するサセテモラウとの関係の中で位置づけた。これらのことを、2.2節で述べたテモラウ文への類推の中で捉えてみよう。

先にも述べたように、江戸語ではテモラウ文の迷惑タイプを受容しなかった。一方で、テモラウ文として近世後期にかけて前接語も拡大し、受益表現としての発達を遂げた。受身文においても、非当事者の受身は発達し、アスペクトの前接も見られた。つまり、江戸語において、受身文の発達にはテモラウ文の受益タイプの発達と並行的であったのである。これらのことを踏まえると、受身文が非当事者の受身を発達させる際に、テモラウ文を類推モデルとした可能性は十分に考え得る。また、その際、類推のモデルは受益タイプであ

ったと考えられる。江戸語における類推モデルを受益タイプのテモラウ文と見ることで、使役助動詞の東西差も合理的に理解できる。すなわち、受害解釈に限られる使役受身文はサセテモラウ文と共に上方語に偏在していた。江戸語でテモラウ文の受益タイプが類推のモデルとなったならば、江戸語において受害解釈の使役受身文が顕著に発達しなかったこと、逆に上方語においては、受益・受害ともに表す受影表現としてのテモラウ文が類推モデルとなって、受益に偏るサセテモラウ文に対して受害に偏る使役受身文が顕著に発達したことを、サセテモラウの未発達（や発達）と連動して起きた現象として捉えることができる。

3. まとめ

以上、本章では第4章で見た受身文発達の背景について、テモラウ、受身助動詞の前接語の発達の対応から、テモラウ文への類推を考察した。この類推においては、非当事者の受身相当の領域の「受影」の意味について、テモラウ文が受身文よりも先行して表していたこと、意味（主語が事前に事態に働きかけない（B'タイプである）こと）、出現環境（複文の従属節内に現れること）、構造（テモラウ文と受身文が共通の格体制を持つこと）の面でテモラウ文と受身文が類似していたことから、まず、非当事者の受身相当の領域から進んだことを述べた。さらにその後、アスペクトの前接にまで進んだことを述べた。一方、上方語の使役受身文において、いわゆる「させられ感」を表すようになることについては、同じくテモラウ文からの類推によって、相対的に受害の形式として位置づけられていった可能性を考察した。受身文のテモラウ文への類推過程を以下の(19)ように示すことができる。

(19) 受身文のテモラウ文への類推過程

- ① テモラウが B'タイプへ拡張する。

意味すること：広義の受影形式（受益構文）として確立する。

特徴：複文の従属節内に現れやすい。

- ② テモラウ文において、非当事者の受身相当の表現（受益・受害のいずれも）が可能になる。

- ③ 受身文においてテモラウ文への類推が起き、受身助動詞の前接語が拡大する。

意味すること：結果として受身文は、非当事者の受身を表すようになる（この

時、非当事者の受身は複文の従属節内に現れやすいという、テモラウ文の B'タイプと同じ特徴を持つ)。

③における上方語・江戸語での違い：上方語では、テモラウ文の複文型迷惑タイプ（非当事者の受身相当の領域も含む）を引き続き使用し続ける方法を使った。一方で、江戸語ではテモラウ文の複文型迷惑タイプは受容しなかった。

④ テモラウ文が基本的に受益を表すため、受身文が相対的に受害構文として位置づけられていく。

④における上方語・江戸語での違い：上方語ではサセテモラウが発達していたため、使役受身文が受害の形式として位置づけられる（「させられ感」を表す）ようになり、用例数を増やす。

注

- 1 受害（使役者が受身文の主語の意志に反して事態の成立を仕向ける事態）を表すとは考えられない例は括弧で示した。
- 2 第2章では形態的な特徴を重視して、明らかに他動詞的なふるまいをする（被使役者と対象物が一致する）使役助動詞の前接例を使役助動詞の前接例として数えたが、分かりやすさの便宜上、本稿では他動詞として数えた。含めた例は以下の人情本の1例のみ。
・只三吉が可愛そうで戻るよりならもどらしてお貰ひ申たいとぞんじました（江戸，人情本，春色恋廻染分解，初 53 お 8）
- 3 動詞の自他については，ヲ格を要求するか否かで分けた。
- 4 第4章で述べたように，状態動詞の前接例は，前接動詞の項成分に含まれないという点で，非当事者の受身に含まれる。
- 5 第1章で述べたように，主語が事前に働きかける事態が望ましい事態となるとは考え難い。近世後期の事例の観察においても，迷惑タイプは全て主語が事前に事態に働きかけない，B'タイプとなる。
- 6 テモラウ文の主語を対象物とする迷惑タイプの例も見られる。
・あんたに（主語ヲ）なめてもらふたら，お家さんに言わけがムリ升ぬ（上方，滑稽本，諺臍の宿替，86）
- 7 但し，(14e)も，「金相場」は主語にとって無茶な仕掛けをして欲しくないと考えているものであり，第4章で述べた「競合物」とも捉え得る例である。
- 8 江戸語で見られるのは，以下の人情本の1例のみ。第2章では，人情本の例であることから，江戸語における迷惑タイプの萌芽と位置づけた。
・コウよしねへ延喜がわりいわな。泣てもらつちやア近頃気の毒だ。（江戸，人情本，春色梅児誉美，81）
- 9 なぜ江戸語で受益タイプの制約が強かったのかについては，第2章で述べたように矢島(2016)の指摘するような表現指向を視野に入れる必要があるかもしれない。詳細な検討は今後の課題としたい。
- 10 「私はコーチに優勝させられて，嬉しかった。」のような例があってもよいはずであるが，少なくとも現代共通語では，意志動詞を前接する使役受身文は受害の解釈に偏る。

第6章 中古～近世における受身文の受益用法

1. はじめに

前章までで取り上げたのは、受身文の被害を表す用法であった。しかし、第4章で述べたように受身文には文脈や語彙的意味から受益を表すと考えられる用法が中古においても見られる(1)。

(1) このあひだに、使はれむとて、つきて来る童あり。(土佐, 934)

(1)は、「使ってもらおう(?使われよう)と、付いてくる子供がいる」と解釈できる。第1章で確認した通り、中世末期においてテモラウが成立する。その成立までの中古～中世において、また、テモラウが成立した後の中世末期～近世において、受身文の受益用法が歴史的にどのような様相であったのかは注目される。受身文の受益用法の歴史的な様相をテモラウの成立初期の様相と比較することで、受益構文の歴史についてさらなる詳細な把握が可能になると考える。そこで、本章では、受身文の受益用法の歴史的な様相について観察し、各時代の様相をテモラウの様相を視野に入れつつ記述・考察する。

2. 中古～近世における受益の意味を表す受身文

2.1 意志・願望表現の接続例概観

受身文の受益用法を観察するにあたって、歴史的に解釈から判定するのは難しい。そこでまずは、形態的に判別可能な受益の用法に着目する。すなわち、意志・願望表現をル・ラル(レル・ラレル)に後接する例である。意志・願望表現を接続する例では、受身文の主語が事前に事態へ働きかけている。従って、原則として、受身文の主語にとって望ましい事態から影響を受ける例として捉えられる。

以上を踏まえ、第5章までの調査範囲と同様、中古～近世における受身文の意志・願望表現を接続する受身文の用例を調査した。まずは、意志・願望表現を接続する用例を概観的に把握するため、受身文全体の用例数の中での数を以下の表1に示す。

表1から分かるように、意志・願望表現を接続する例は、中古～近世の受身文全体の中で極めて少ない。とりわけ、近世後期にはほとんどみられなくなっている(但し、現代共通語において、意志・願望表現の接続例は見られる¹⁾)。

表1 意志・願望表現を後接する用例数

	意志表現	願望表現
中古	12/416 (2.9%)	3/416 (0.7%)
中世	11/1117 (1.0%)	3/1117 (0.3%)
中世末期	5/344 (1.5%)	1/344 (0.3%)
近世前期	6/950 (0.6%)	1/950 (0.1%)
近世後期	1/898 (0.1%)	0/898 (0%)

※表中の数字は「当該用例の数/受身文全体の数（当該用例の割合）」

ここで見方を変えて、この表1をテモラウとの関係で見よう。第1章で見たように、成立初期（中世末期）のテモラウでは、意志・願望表現の接続例が80%以上を占めていた。近世以降も、約10～20%は意志・願望表現の接続例が占めていたことを踏まえると、テモラウ文では、受身文よりも意志・願望表現を接続しやすかったことが窺われる（意志・願望表現を接続しやすかった理由については、本動詞モラウが元来「乞い求める」意味を表していたからだと考えられる、第1章で詳述）。

2.2 意志表現の接続例

2.2.1 前接動詞

本節では、先の表1に見た意志・願望表現の接続例の中で、意志表現の接続例についてさらに詳しく観察する。まずは、受身文において、用法の決定に深く関わる前接動詞を観点とする。中古～近世における意志表現の接続例の前接動詞を観察したところ、以下の結果が得られた（表2）。以下に各時代の用例も示す(2)～(6)。

- (2)a. [典侍（話者）ガ] 人たちによしと思はれんとて参ることならばこそあらめ（中古，讃岐典侍日記，435）
- b. なほさるいみじかりしをりに来たりし，など，人にも語りつがせ，ほめられむと思ふ人のしわざにや。（中古，枕草子，426）
- c. あさましさに，[道綱母ガ] 見てけりとだに知られむと思ひて，書きつく。（中古，蜻蛉日記，99）

- (3)a. [宇治殿ガ] 心誉僧正に祈られんとて召しに遣はす程に (中世, 宇治拾遺物語, 42)
- b. あの隣の女にはまさりて, [隣の女 (話者) ガ] 子どもにほめられん (中世, 宇治拾遺物語, 135)
- c. [入道相国夫婦ガ] 外祖父, 外祖母とあふがれんとぞねがはれける (中世, 平家物語, 上 151)
- (4)a. とてもたすけさせられまひならば, [為朝 (話者) ハ] おひめさまにくはれませう (中世末期, 虎明本, 上 492)
- b. おのれちやうちやくせられうと思ふて, そのつれな事をいふか (中世末期, 虎明本, 下 55)
- (5)a. 太郎兵衛が朝夕を。此内でやしなはれん (近世前期, 紀海音, ふたつ腹帯, 329)
- b. [蘭 (話者) ハ] 衣を墨に, 頭を丸め, 恋ひ慕はれうと思はねば (近世前期, 近松, 薩摩歌, 309)
- (6) [増吉ハ] またおれに惚られやうと思つて, 化粧でもして居るだろう。(近世後期, 人情本, 春色辰巳園, 328)

表2 中古～近世受身文における意志表現接続例の前接動詞

中古	思ひ出づ 1, 思ふ 4, 知る 3, 使ふ 1, 取る 1, 褒む 1, 笑ふ 1
中世	あふぐ 1, 祈る 1, 打つ 1 射る 1, 具す 1, 食ふ 2, 助ける 2, 使ふ 1, ほめる 1,
中世末期	食う 4, 打擲する 1
近世前期	討つ 1, 舁く 1, 切る 1, 恋ひ慕う 1, 取る 1, 養う 1
近世後期	惚れる 1

表2より, 中古から近世後期までの意志表現の接続例において, 前接動詞には, 他動詞が多いといえる。これは, 受身文全体の様相 (第4章) に沿う様相であるといえよう。近世後期に唯一, 自動詞の例が見られるが, ニ格に受身文の主語を想定可能な例である。動作対象を想定できるという点で, 近世前期以前の例と大きく変わるものではない。

2.2.2 動作対象

それでは、これらの動詞はどのような動作対象をとっているのだろうか。これらの動詞の動作対象に着目すると、中古、近世前期に見られる以下の2例(7)を除く全てが、受身文の主語を動作対象とする(いわゆる直接受身)の例であった(なお、(7)も「(主語者の)名残(7)」であり、対象物と受身文の主語を同一視することも可能である)。このことも、第4章で見た受身文の様相に沿う特徴であるといえよう。

- (7)a. 有明のいみじう霧り満ちておもしろきに、[ある男ハ] 名残思ひ出でられむと、ことばをつくして出づるに、今はいぬらむと、遠く見送るほど、えも言はず艶なり。(中古、枕草子、302)
- b. [徳兵衛(話者)ハ] 他人の野送り百人より.兄弟の男子に先輿、後輿昇かれて.あつぱれ死光やらうと思うたに(近世前期、近松、女殺油地獄、244)

2.3 願望表現の接続例

次に願望表現の接続例を見る。願望表現の接続例は、中古～近世で8例しか見られない。以下に全8例を示す。

- (8)a. あはれ、[せうとなる人(話者)ハ] 男の身にてかくいはれまゐらせばや。(中古、讃岐典侍日記、433)
- b. [落窪の君ハ] いかでよろしく思はれにしがな(中古、落窪物語、86)
- c. [道綱母ハ] さて心にもあらず引かれいなばやと思ふ。(中古、蜻蛉日記、208)
- d. 他国にいかなる善根をもして、[大臣(話者)ハ] 後世を訪はればや(中世、平家物語、上177)
- e. [頼朝と義仲(話者)ハ] たとへば日本国二人の將軍と言はればや(中世、平家物語、上340)
- f. [中将(話者)ハ] 仏ををがみたてまッてきらればやと思ふはいかゞせんずる。(中世、平家物語、下336)
- g. [女(話者)ハ] おそろしけれども、くはれたうはおりなひほどに(中世末期、虎明本、上490)
- h. 今死に口に寄り人が語りたうぞや、[亀(話者)ハ] 問はれたやなう(近世前期、

これら願望表現を接続する例は，他動詞を接続し，動作対象は受身文の主語である。意志表現の接続例と同様の特徴が見られる。また，願望表現で注目されるのは，心内文，独り言に限られるという点である。聞き手を想定していない場面で使用されている。

2.4 意志・願望表現を接続しない受益を表すと目される例

受身文の受益用法を歴史的に観察するにあたって，前節まででは，受益を明示的に示す意志・願望表現の接続例に着目した。一方で，歴史的に見た場合，意志・願望表現を接続しない場合でも受益を表すと目される例は存する。但し，先にも述べたように，歴史的に見た場合，明示的な表現を接続しなければ，受益かどうかを判定するにあたっては，解釈に拠るしかない。そこで，本節では，参考程度に例を挙げるに留める。

例えば，以下の例では，受身文の後に受益述語を伴っており，受益用法と目される。

- (9) 思ふ人の，人にほめらるるは，いみじううれしき (中古，枕草子，246)
- (10) 去五月より今まで，[妹尾太郎 (話者) ハ] 甲斐なき命を助られまいらせて候をの\／の御芳志には，是をこそ用意仕て候へ (中世，平家物語，下 96)
- (11) [伯父 (話者) ハ] そうじて人には，のせらるるとは思ひながら，ほめられたはうれしひ物じや (中世末期，虎明本，下 414)
- (12) 其口やめてやりたけれど [忠兵衛 (話者) ハ] 片時もやしなはれた。おんが有ゆへのめ\／とは出て行。(近世前期，紀海音，傾城三度笠，184)
- (13) [極上てりの西瓜ハ] 結こうなる座しきへ出て賞歡せらるを自まんし (近世後期，嘶本，臍の宿かえ，301)

中古から近世後期にかけて，一貫して受益用法は存在する。また，(10)のように，主語の所有物を対象物とする例も見られる。但し，どの例も事態当事者間の受影関係の枠内で捉えられる例である。一方で，小田(2015)の挙げる中古の例では，事態当事者間の受影関係から外れる例ではないものの，注目される例が存する。例えば，以下の(14)は，主語である「源氏」が故意に動作主である「右大臣」を待たせた例である。

- (14) いたう暮るるほどに、待たれてぞ [源氏ハ右大臣邸ニ] 渡り給ふ。(源氏・花宴,
小田 2015p.99)

この例(14)は、上記の(9)～(13)と異なり、源氏（主語）が意志的に右大臣（動作主）を待たせている場面である。従って、現代語ならば、使役表現やテモラウが選択される場面である。本稿の調査では得られなかったため、その用例数は僅かではあると考えられるものの、(14)のような主語の事態への意志的な関わりのある例が見られることは注目される。

3. まとめ

以上、受身文における受益タイプの例を意志・願望表現を接続する例を中心に観察した。意志・願望表現を接続する例について確認したことを以下の(15)(16)にまとめる。

- (15) 意志表現を接続する例において、他動詞を接続する例が多く、ほとんどの例は受身文の主語を対象とする、いわゆる直接受身文である。
- (16) 願望表現を接続する例において、他動詞を接続し、全例で受身文の主語を対象とする、いわゆる直接受身文である。また、聞き手を想定しない、心内語や独白文で用いられる。

(15)(16)のまとめを踏まえ、次節ではテモラウとの歴史的な関係について見る。

4. テモラウから見た受身文の受益用法

第1章で見たように、成立初期のテモラウは、意志・願望表現を接続する例が多く見られた（18例中15例(83.3%)）。また、動作対象にテモラウ文の主語を含まない「派生関係」の例に限られていた(17)。

- (17)a. よささうなお仏をつくつてもらはふと存る（狂言、虎明本、下 135）
- b. 某は物覚がなひ物じやほどに、かき付て下されひと申て、是も衣の、右の程に（名前ヲ）書付てもらふた（狂言、虎明本、中 331）
- c. いや人に（牛ヲ）みてもらふたが、きずはなひといふ（狂言、虎明本、下 136）

一方で、先に見たように、受身文の受益用法では主語を動作対象とする例が多くを占めていた。成立初期のテモラウ文と受身文の受益用法とで、大きく異なる点を確認できる。すなわち、受身文の受益用法は主語が直接の動作対象となり、テモラウ文では主語の関係事物が動作対象となっていた。

さらに、成立初期のテモラウ文と受身文の受益用法を比べてみると、願望表現を接続する例において違いが見られる。例えば、以下のテモラウ文の例(18)では、聞き手への行為指示を表している。

(18)a. こなたに付てもらひたう御ざある (狂言, 虎明本, 上 114)

b. 名をかへてもらいたひと申に付て (狂言, 虎明本, 上 114)

先に見たように、受身文の願望表現を接続する例では、聞き手を想定しない場面に限られていた。テモラウ文の願望表現を接続する例では、聞き手への働きかけを行うという点で異なる。

以上、成立初期のテモラウと受身文の受益用法では、同じ意志・願望表現を接続してもその機能は異なることが確認できた。受身文の受益用法は、受身文が原則として表す事態当事者間の受影関係を表すことから逸脱することは基本的にはなく、元来「(物を) 乞い求める」意味を表していたテモラウとは重なる用法が少なかったものと考えられる。一方で、受身文の受益用法における中古、中世の用例に着目すると、以下の例(19)のように謙讓表現を接続し、事前に動作主に働きかけようとする例が見られる。

(19) 今は、いかで、殿に知られたてまつらむ。(中古, 落窪物語, 199)

現代共通語において、受身文と授受補助動詞以外の謙讓表現は共起し難い(例、私は命を(*お助けられした/*お助けられ致した))。(19)は通常、現代共通語においてテモラウや謙讓語形のテイタダクで表現する場面であり、「今はどうかして父中納言にこの邸にいるということを知っていただきたいのです」と訳出できる。つまり、(19)は働きかけ性の強い例である。従って、セル・サセルを用いて「お知らせ申し上げたいのです」とも訳出できる例でもある。先に見た(14)のように、主語の意志的な関与がある事態の例が見られることも踏まえると、古代語の受身文は、現代共通語におけるテモラウやテイタダクで表

されるべき領域を担っていた可能性がある。一方で、当該用法は、全体的に用例数が少なく、受身文においては周辺的な用法であった。あくまで、事態当事者間の受影関係を表すという受身文の基本的な用法からは逸脱しない形で、現代共通語におけるテモラウ、テイタダクの表現領域の一部を表していたと考えられる。但し、テモラウ文の表す領域においては、使役文も意味的、統語的に近い特徴を示す（寺村 1982）。使役文は基本的に受影を表す形式ではないものの、テモラウ文・受身文と同じ格体制を持ち、類似した意味を表すことから、置き換え可能な用法を有する(20)。例えば、意図的な使役と、テモラウ文の表す受益が同時に成り立つ場合(20a)や、使役者の意図しない事態を表す用法が、受身文の表す受影関係に重なる場合(20b)である。

(20)a. 彼に宿題を手伝（つてもらっ／わせ）た。

b. 彼にボールを蹴ら（れる／せる）な。

さらに、この関係は歴史的にも確認できる（第7章）。使役文の歴史を把握することで、テモラウ文を含めた受益構文の歴史について、さらに精確な把握が可能になると考える。今後の課題としたい。

最後に、受身文の受益用法について、方言記述においても示唆的な現象を見ることができると注意を向けたい。日高(2007)では、『全国方言資料』（第1巻～第9巻）の調査において、「標準語でテモラウ（テイタダク）表現が行われる文脈で、受動表現が行われている例」を見出している。以下に日高(2007)の挙げる例の一部を示す。

(21) m ドー シラネー フトデモ ネーンダモノ サンビャクゴジュエエンニ
シテヤルベ

（まあ、知らない人でもないんだからね。350円にしてあげましょう。）

f ジューエン マケデカエ

（10円まけてくださるんですか。）

m フン ジューエン

（ええ、10円。）

f ヤヤ ヘダラ ジューエン マゲライテ ハー コノ ジェネコアハ サン
ビャクゴジュエエン

(まあまあ。それでは 10 円まけてもらって [cf.?まけられて], このお金は, 350 円。)

(m1896 生/f1894 生・青森県三戸郡五戸町 (全1②): 72-73, 日高 2007,p.60)

(22) キョー ナントカステ ミンナニ スケラッテート オモッテキタンダ

(今日, 何とかしてみんなに手伝ってもらいたい [cf.?手伝わりたい] と思って来たんだ。)

(m1876 生・宮城県宮城郡根白石村 (全1⑤): 157, 日高 2007p.61)

(23) タマゴ コサレニ (※) キタンダツツキニ トーバカリ タマッテ ネーカヤ

(卵をゆずってもらいに [cf.?ゆずられに] 来たのだが, 10 個ばかりたまっていませんか)

※「コス」=寄越す。「頼まれて譲ったり売ったりする。分ける。」(『日本方言辞典』)

(m1879 生・宮城県宮城郡根白石村 (全1⑤): 162, 日高 2007p.61)

日高(2007)は, これらの用例から, 「かつての中央語が授受表現発達以前に持っていた表現体系の残存であると考えられることができる。」と述べる。さらに, 「これらの地域においてもテモラウ表現と受動表現は, 標準語的な表現体系に一致した運用も行われている。しかしながら, 上にあげたような用例の存在は, 標準語の受動表現には付随しやすい迷惑の意味がこれらの地域の受動表現には薄いということを示して」いることを述べる。先に第4章で挙げた沖縄首里方言の記述(當山 2014)と同様, 受身文に受害の意味が伴わない方言の記述・考察である。本章で見た古代語の様相においても, テモラウ, テイタダクが予想される場面でル・ラルが使用されている例が見られた。このことが, 古代語においても受害の意味が伴わないことを示す一現象面として捉えられるならば, 古代語の受身文が受害構文として確立しておらず, あくまで利害性に関しては中立的な事態当事者間の受影関係を表していたと考える本稿の見方を補うだろう。

注

- 1 現代においても, 意志表現, 願望表現の接続例は見られる。
 - ・もっと気に入られよう, 好かれよう, 喜んでもらおうといろいろなことをし始める。

(小谷野洋子, 『マイム』)

- あややの『Y e a h ! めっちゃホリデイ』を完璧にマスターしてカラオケで拍手喝采されたい。(市原咲絵・辻由美子, 『with』2005年9月号 (No.288, 第25巻第9号))

【第Ⅲ部】

ス・サスにおける非意図的用法

第7章 ス・サスにおける非意図的用法の変遷

1. はじめに

中世の軍記物には、現代共通語においてレル・ラレルが用いられやすい場面でス・サスが用いられている例（以下、非意図的用法¹）が多く見られる。

- (1) 馬の腹射させ、力及ばで引き退く（平家物語,下 354）

また、このような用例は、中古にも見られるという指摘がある（伊坂 1999,2000）。

- (2) いかで、かうは盗ませしぞ。いとわろかりける女房たちかな。（枕草子）

- (3) 白散をあるものよのまとてふなやかたにさしはさめりければ、風にふきならさせて海にいれてえのまずなりぬ。（土佐日記）

この非意図的用法は、受身文やテモラウ文と同じく、事態から影響を受ける者（受け手）を認めることができる。また、受け手が主語に立つという点でもテモラウ文、受身文と共通している。そもそも、使役文は、テモラウ文、受身文と同じ格体制を持つ生産的な形式であり（共通した格体制を構成する生産的な形式はこれらの三形式のみ）、類似した用法も見られることが夙に指摘されている（寺村 1982 他）。また、第4章で見たように、現代共通語から見て中古～近世前期の受身文には未発達の用法があった（主として非当事者の受身）。その未発達であった用法が、補うべき欠であるのかは別として、現代共通語の様相と異なる、中古～近世前期における受害構文の中で、ル・ラル（受身用法）以外の形式に目を向けることは、本研究の見方を補うことに繋がる。そこで、本章ではス・サスの非意図的用法について、歴史的な様相を観察する。

2. 先行研究

まず、先行研究を確認する。非意図的用法の先駆的研究には、松下(1930)がある。松下(1930)は、ス・サス、セル・サセル、シムで表される使動（使役）を「拘束的意義」と「許容的意義」に分ける。これは、いわゆる使役者の意志に基づく「強制」と使役者の意志を条件としない「許可・放任」とに分ける見方として解釈できる。この中で、松下(1930)は、非

意図的用法の用例を「許容的意義」の例として挙げる。すなわち、非意図的用法を使動（使役）の一種として捉えている。以後、橋本(1969)では松下(1930)と同様、「これは受身ではなく、使役の中の一つの許可する意味」として使役の一種とする。この見方では、金田一(1959)の述べる「(うっかりして)心ならずも・・・の結果をひき起す」という意味で解釈でき、「現代の「子供をチフスで死なせた。」と同趣のものである」と考えることができよう。

一方で、いわゆる「負け惜しみ」や「強がり」といった解釈もなされてきた(中田 1972, 浜田 1957 他)。中でも、中田(1972)では、「敵方から「…せられた」というのは、主動力を失った敗色を表わすものであるから、それを相手に「させてやった」として主動力を味方に持ち来った言い方である」と述べる。また、他にも「行動主体の一貫した行動として集約的に表現することで、表現を円滑にし、作中人物の心情などを効果的に描き出す表現である。」という見方を示した相原(1986)が存する。

以上のように、非意図的用法は、使役の中の「許可」用法の中で捉える見方、「負け惜しみ」としての解釈、表現上の役割等の説が挙げられている。これらの説の中で、近年では、「負け惜しみ」の解釈に批判的な見方が多い(柳田 1994, 伊坂 2000 他)。但し、多くの先行研究が支持する「許可」用法の中で捉える見方に関しても、さらに議論がなされている。長谷川(1964)では「随順用法」²としての解釈を提案する。これは、「～のままになる」と解釈するものである。さらに、この長谷川(1964)を下地にして発展させた柳田(1994)がさらなる解釈を提案している。簡潔に述べれば、柳田(1994)では、先学において確認された現象を踏まえ、意志動詞の無意志的用法と同趣のものであると述べる。つまり「電車で財布を落とした。」のように、本来「電車で財布が落ちた。」と捉え表現すべき出来事を意志動詞(「落とす」)で表すのと同じ類の表現であるということである。長谷川(1964)においても同様の主張があったが、柳田(1994)ではさらに助動詞ス・サスを「動詞を含めた全体が意志動詞となって」いるとして、非意図的用法と他動詞との関係を明確にしている(動詞にス・サスが後接したものと他動詞との連続性の高さを考慮して両者を同じ無意志的用法の枠組みに入れている)。さらに柳田(1994)では、意志的表現としての非意図的用法に対応する無意志的表現として受身表現を挙げる³。確かに、柳田(1994)の解釈は、ス・サスとス語尾他動詞との連続性を考慮に入れた点において非意図的用法の表現価値を捉える上では説得的であり、首肯すべき点が多い。しかし、現代でも非意図的用法が意志表現の無意志的用法の一つとして運用されていてもおかしくはないはずであるが、同じ場面を表現するのに現代ではレル・ラレルが選択されやすい。従って、非意図的用法

の理論的な問題設定を考える際、柳田(1994)の提示する他動詞の無意志的用法との連続性は重要な観点であるが、「使役」を表す生産的形式であるス・サスの非意図的用法を日本語史において適切に位置づけるには、なぜ現代では受身文が予想されるのかについても答えなければならぬだろう。

以上、非意図的用法の表現価値に関する先行研究の概観から、非意図的用法を中世の軍記ものに限られた用法ではなく、中古の例や、中世末期～近世の例と連続的なものとして捉えて調査すべきだと考える。

3. 研究方法

観察の前に、研究方法を確認しておく。まずもって、本稿の観察対象となるのは、形式・構文的側面において文脈上、使役者 X が存し、V+ス・サスの形式を持つス・サスの使役文でなければならない。

I 使役者 X が被使役者 Y ニ／ヲ (対象 Z ヲ) V-ス・サス

歴史的な用例においては、すべての項が明示されているとは限らないので、助動詞ス・サスの為す文⁴が対象となる。但し、その際には抽出方法を注意せねばならない。ス・サスの使役文は主としてス語尾他動詞文と意味的・形態的連続性が認められるため、判別が困難な用例が存する (ex. 飛ばす, 照らす等)。本稿では、「未然形+ス・サス」と分析できるもの(四(五)段活用型, 下一段(二段)活用型いずれも含む)を抽出し、明らかに他動詞として認められるものは除外する方法をとった。

次に意味的な条件として、非意図的用法の抽出基準を確認しておく。例えば、相原(1986)では、「本来は受身の表現が用いられて然るべき個所に使役の表現が使われる」と述べる様に、先行研究ではル・ラルとの交換可能性を重視している場合が多い。その点で、近藤・池村(1995)では、「実際には主語の意志が介入していないと判断したもの」という基準によっており、使役者を必須の主語とする使役文のあり方からの規定によって抽出している。本稿でもまずはこの近藤・池村(1995)の基準に準じて以下の基準を設定した。

II 前接動詞の表す事態が意志を持つ使役者の意図しないものであること

但し、この基準で抽出すると以下の(4)~(6)のような一部の用法は、通時的に捉える場合に区別しなくてはならない。

- (4) 兄が頸をとらせ^じとよッびいてひやうど射る。(平家物語, 下 272)
- (5) 此子をくはせ^まらす事はゑいたす^{まひ} (狂言, 虎明本, 上 489)
- (6) 踊子どもに怪我さ^すな^な (近松浄瑠璃, 鐘の権三重帷子, 635)

これらの用例では、主として、打消し意志を表すジやマイ、禁止を表すナを後接しており、使役者が意志的に事態の生起を防ごうとしている。相原(1986)が、「うたせじ」などは普通の使役に近いものである。現代語で言う「相手にまわしを取らせるな」「相手に自由に蹴らせるな」などと同類の用法と思われる。」と述べるように、現代共通語でも使役表現が使用されて違和感のない用法である。以上を考慮すると、非意図的用法の歴史的な変遷を考える場合、(4)~(6)のような事態生起を意志的に防ごうとする例は区別する必要がある。本稿での考察の対象からは除外しておく。一方、自動詞を前接動詞とする場合、古代語においてル・ラルによる類似の表現は存するものの、対象物の格表示がス・サス文ではヲ格、ル・ラル文ではニ格となるため置換はできない⁵。しかし(7a)は、形式面、意味面で先に見た基準 I II に適う。本稿では観察の対象となる。そこで、動詞の自他も考慮して観察していく。

- (7a) 子供^を死な^せた。(子供^に死な^れた。／*子供^を死な^れた。)(自動詞)
- b. 敵^に味方を討^たせた。(敵^に味方を討^たれた。)(他動詞)

以上より、現代共通語で受身表現が予想される用法は、以下の発話時から見て既実現の他動詞の例(8)や、事態生起を防げないものとして捉えている他動詞の例(9)と言えよう。ここまでに見た用例(1)~(3)もこれに該当する。

- (8) 大事の男を打ち叩かせ^せ.濡れしをるゝを見てみながら、我が身は駕籠に乗ることか (近松浄瑠璃, 生玉心中, 355)
- (9) エ、無念な妹に名跡継が^せては口惜し (近松浄瑠璃, 女殺油地獄, 235)

つまり、歴史的な問題として非意図的用法を捉えた場合には、「(8)(9)のような用例にはなぜ受身表現が用いられないのか」を考える必要がある。そこで、次節以降ではこの領域を中心に用例の観察を行う。

4. 非意図的用法の観察

4.1 中世末期～近世期の様相（承接関係）

4.1.1 概観

先行研究では、中世の記述の蓄積が多く、既に様々な現象の把握がなされている。そこで、本節では中世の様相に関する先行研究の記述を踏まえ、既に特徴の観察されている承接関係、文構造から非意図的用法の中世末期～近世期の様相の把握を試みる。

調査資料において確認できる非意図的用法の承接形式は以下の通り（表1）。なお、以下の表中の数字は用例数を表す。

表1 「非意図的用法」承接形式別用例数

	自動詞前接例		他動詞前接例	
	前接動詞	後接表現	前接動詞	後接表現
中世	死ぬ1	たり1	射る14, 討つ7, 取る1, 焼く1, 切りひるぐ1	て15, 中止5, 候ぬ1, たり1, ては1, り1,
中世末期～近世	添う3, 往ぬ1, 死ぬ1, 袖乞する1	ては3, て1, まして1, ん1,	斬る3, 言う2, たたく2, 笑う2, 請ける1, 失う1, 歌う1, 疑う1, 打ちたたく1, 売る1, 勘当する1, 聞く1, 沈める1, 助太刀する1, 捨てる1, 継ぐ1, つける1, 流す1, 投げる1, 憎む1, はく1, 踏みつけにする1, まぶる1, 見限る1, 討つ1	中止7, て1, ては10, た3, が2, は2, も2, こと1, ように1, の1

4.1.2 前接動詞

まず、前接動詞について観察する。非意図的用法の前接動詞には、中古・中世の用例について以下のように、他動詞に偏るという指摘が先行研究でなされている。

- ・中古⁶の用例では「知らず」「聞かす」が多い（伊坂 1999,2000⁷）
- ・中世の軍記物では、「討つ」「射る」が圧倒的に多く、他動詞に偏る（相原 1986, 井藤 1985, 近藤 1972,1973, 近藤・池村 1995）

上記の指摘を踏まえ、表 1 を見ると、先行研究の指摘の通り他動詞の用例(10)が多いものの、自動詞の用例も中世から見出させる(11)。

- (10)a. 内裏を焼かせつる事こそやすからね。（平家物語，下 270）
 b. 友達投げさせ見てみぬ男。（近松浄瑠璃，女殺油地獄，216）
- (11)a. さて，子をば死なせたれども，脇にかいはさみて（宇治拾遺物語，353）
 b. 男死なせて見てみられうか（近松浄瑠璃，心中二枚絵草紙，77）

上例(7a,b)で見たようにル・ラル受身文と格体制の異なりは存するものの、先の基準から見たス・サスの用法としては、少なくとも中世以降、自他どちらも存すると考えられる。

4.1.3 後接表現

次に、後接表現を観察していく。後接表現の特徴については以下の指摘が存する。

- ・テの後接や中止が多く、複数の行為が継起的に起こることを表す複文形式をとるものが多い。（近藤 1972,1973, 近藤・池村 1995, 相原 1986）

表 1 を見ると、中世末期～近世の非意図的用法の用例にも上記の中世の指摘と同様、テの後接や中止が多く、複文形式をとる例(12)が多いことが分かる。

- (12)a. 其男を見る前で只今のやうに草履でたゝかしておれが堪忍ならふか（絵入り狂言，けいせい浅間嶽，66）
 b. 女房の弟に助太刀させ，妻敵討つては本望でもあるまいか（近松，鐘の権三重帷子，627）

これらの複文の用例では、後続節に目を向けると、使役者にとって望ましくない帰結を表す文が続きやすいことが特徴として挙げられる。つまり、「V (サ) セ (て) + 〈使役者にと

って望ましくない帰結)」という形式が多いという特徴が指摘できる。

4.2 文構造

最後に文構造について観察する。中世以前の文の構造には、以下の指摘がある。

- ・語結合の型から見ると、同じ上接語の場合、「す」「さす」は間接受身相当の表現を原則とする（「使役者 X ガ被使役者 Y ニ（(対象物≠使役者) Z ヲ） V（サ） ス」の構造をとる⁸⁾（近藤 1972,1973, 近藤・池村 1995, 山内 1977, 井藤 1985）
- ・動作の対象物に使役者の「身体の一部」「所有物」「関係者（と関係者の所有物⁹⁾）が見られる。（近藤 1972,1973, 近藤・池村 1995）

これらの指摘は、ル・ラルの受身の考え方を援用したものと言える。ス・サスの非意図的用法は、主語 X に一致しない動作の対象物 Z をヲ格に持つ点で、確かに間接受身文と並行的であり、どのような点でル・ラル受身文と異なるのかを明らかにする上で重要な指摘である。中世末期～近世期の非意図的用法でも、全例で中世以前と同様、「使役者 X ガ被使役者 Y ニ（(対象物≠使役者) Z ヲ） V（サ） ス」という構造を持っていることが確認できる。例えば、次例(13)では「X（話者¹⁰⁾ ガ（Y（海賊）ニ） Z（家来）ヲ V（沈める）サス」という構造を持つ。

- (13) 家来は眼前海へ沈めさせ。我が命さへはふ／＼の仕合せにて、この所まで逃げのび（近松，博多小女郎波枕，168）

一方、動作の対象物の内実を目を向けると、「関係者(14)（と関係者の所有物）」の例は中世同様見られるものの、「身体の一部」「所有物」の例は見られなくなっている¹¹⁾（他動詞前接の中で、中世は 24 例中 14 例，中世末期～近世は 29 例中 0 例）。

- (14) 貧の病に肩身もすぼり，かはいや気弱な甥，姪を踏みつけにさせたよなあ。
（近松，卯月の潤色，137）

4.3 まとめ

以上、中世末期～近世期におけるス・サスの非意図的用法の特徴を見てきた。以下に特徴をまとめる(15)。

- (15)a. 前接動詞は自他のいずれも見られるが、他動詞が多く種類も豊富である。
- b. 後接表現ではテを後接したり、中止したりする例が多く、複文の例が多い。
その際、主節には使役者にとって望ましくない帰結が続く。
- c. 文構造では、「使役者≠対象物」を原則とする。その対象物は「身体の一部」「所有物」は見られず、「関係者」の例が多い。

それでは、これらの特徴はどのように理解できるのだろうか。まずは、先行研究における解釈を再確認するためにも、非意図的用法がどのような表現であるのかをさらに詳しく見ていこう。そのうえで、これらの現象(15)がどのように位置づけられるのかを考察する。

5. 非意図的用法の解釈

先行研究では、非意図的用法の解釈について、「許可」用法の一種として捉える見方が示されていた。さらに、柳田(1994)では、他動詞も含めた意志動詞の無意志的用法として捉えた。これらの説は、いずれもテシマウを接続した場合に明示されるような、主語の「後悔」を含めた解釈であるといえる。一方で、「～させてやった」と解せるような、いわゆる「負け惜しみ」の解釈も提案されていた。この解釈は、あくまで主語者の意図的な事態といえるものである。

ここまでの非意図的用法を見てみると、(15b)に示したように明らかに主語者にとって望ましくない事態を表していた。とりわけ、複文を構成し、従属節において望ましくない帰結となることが明示されている例も見られた。このような例では、いわゆる「負け惜しみ」の解釈を適用すると、解釈が難しくなる。とりわけ、先に示した非情物が動作主となる中古の例(3)では、明らかに負け惜しみの解釈によっては理解し難い。

- (3) 白散をあるものよのまとてふなやかたにさしはさめりければ、風にふきならさせて海にいれてえのまずなりぬ。(土佐日記, 再掲) (白散(粉薬)をある者が夜の間だけと船屋形に差し挟んだところ、風(?吹かせてやって)海に入ってしまい、

飲めなくなってしまった。)

やはり、いわゆる「負け惜しみ」の解釈は支持し難い。

それでは、「後悔」を認める解釈はどうだろうか。先にみたように、柳田(1994)では、意志動詞の無意志的用法としての解釈を提案していた。確かに、「使役」と言えば、いわゆる他動詞も含めた見方があり、ス・サスで表される使役の事態と他動詞で表される事態の連続性を考慮すれば、理論的な用法の位置づけを考える場合、他動詞も含めて考えることは合理的である。

そこで、この柳田(1994)の説をさらに詳しく見てみよう。柳田(1994)では、以下の例(16)(17)を挙げて、上代にも意志動詞が無意志的に用いられる例があることを指摘する。さらに、それらの例は、「不注意事態表現」と「不可避事態表現」に分けられると述べる。「不注意事態表現」とは、「行為者が不注意でうっかりとその行為をしてしまった場合に用いられている例」(16) (例、ジョンは、思わず窓に手をついて、窓をこわしてしまった。)であり、「不可避事態表現」とは「行為者がその行為を行うことを望んでいないにもかかわらず、どうしても避けることができず、行ってしまった場合にもちいられている例」(17) (例、私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。)である。

(16) (将来を楽しみにしていた、かわいらしい私たちの子どもの古日が、病気のために、神への祈りもむなしく死んでしまったので、私は) 立ち踊り足摩り叫び伏し仰ぎ胸うち嘆き手に持てる吾が児飛ばしつ (安我古登婆之都) よのなかの道 (万葉集、五・九〇四、柳田 1994p.331) [不注意事態表現]

(17) 時はしも何時もあらむをころろいたく去にし吾妹かみどりこを置きて (若子乎置而) (万葉集、三・四六七、柳田 1994p.331) [不可避事態表現]

さらに、柳田(1994)は、「不注意事態表現」には、行為者(主語)に「責任」のある表現であるのに対し、「不可避事態表現」にはそれがないことを述べる。しかし、「不可避事態表現」も「注意深く、手を打てることはすべて打って、もうこれ以上注意のしようがないという極限の事態である」ために、「その極限の状態をどこと認めるかは、立っている立場によって異なる」ことから、両用法が連続していることを主張する。そして、本稿で見えてきた使役文の非意図的用法も、この意志動詞が無意志的に用いられた例と同種のものであ

ると述べる（柳田 1994 は、対応する無意志表現として受身文を挙げる（注3））。すなわち、「第三者から見ても、当事者から見ても不可避であったと思われる事態でありながら、なお、なんとかその事態を防ぐことができなかつたものかというくやしい気持ちを表現している」表現であるとする。

この柳田(1994)の説に関して、非意図的事態がなぜ他動詞文で表されるのかに関わる現代語研究に目を向けてみよう¹²。鄭(2009,2013)では、語彙的に「損失（非恩恵）」の事態を表す動詞（失う、忘れる、損なう等）の表す「語彙的タイプ」を典型として、他動詞で表される非意図的事態は、「足を折った。」「血を流した。」のような「CAUSE タイプ」、
「医者が患者から風邪をもらった。」のような「GET タイプ」に分けられることを述べる¹³。中でも CAUSE タイプは、柳田(1994)の述べる意志動詞の無意志的用法に相当する。鄭(2013)では、これらのタイプのうち、CAUSE タイプと GET タイプは、「名詞句が表す語用論的な意味解釈も含め、文全体が表す意味を通してその主語に何らかの損失があると理解されたときに、非意図的な出来事として理解されるものである」と述べる。「つまり、主語に損失がないと理解されれば意図的とされ、主語に損失があると理解されれば非意図的とされる、という意味メカニズムが働いていることがわかる」とする。

この指摘を踏まえ、再度、使役文の非意図的用法の特徴を見てみよう。非意図的用法では、従属節に現れやすく、その際、主節には使役者にとって望ましくない帰結が続くという特徴(15b)が見られた。先に見たように、他動詞文による非意図的事態を表す場合、文全体で「損失（非恩恵）」を表すことで、非意図的であるという解釈が得られるのであった。従って、使役文の非意図的用法も、他動詞文による非意図的事態を表す用法と同じように捉えられるのではないだろうか。つまり、先の特徴(15b)は、使役文の非意図的用法が、他動詞文の非意図的事態を表す用法と同じ構造を持ち、そのことに由来して、文全体で「損失（非恩恵）」を表すことが多かったことを示していると考えられる。

それでは、他の特徴はどうだろうか。動詞の自他(15a)については、自他のいずれも見られたためひとまず措いておき、まずは、「使役者≠対象物」を原則とすること(15c)について見てみよう。他動詞文の非意図的事態を表す用法では、当然のことながら、基本的に「動作主≠対象物」という構造を持つ（例、私は風で帽子を飛ばした。）。あくまで、主語の動作であるという構造を持つためである（但し、主語の身体の一部を対象とする場合はある「指を切った。）。使役文の非意図的用法もこの種の表現として捉えるならば、「使役者（主語）≠対象物」という構造を持つのは、あくまで「使役者」の動作であるために、

対象物とならないといえる。

以上より、使役文の非意図的用法を非意図事態を表す他動詞の一種（意志動詞の無意志的用法）として捉える柳田(1994)の説は支持できるものと考えられる。しかし、2節でも述べたように、非意図的用法において、なぜ現代語では受身表現が予想されるのか、については説明できていない。そこで、次節では、この問題について考察する。

6. なぜ受身表現が想定されるのか

上記の問題を考察するにあたって、まずは、使役文の非意図的用法がどのような場面の事態を表しているのかについて、さらに詳しく見ておく。使役文の非意図的用法は、先のまとめ(15c)で見たように、「使役者≠対象物」という構造を持つ。また、当然のことながら、使役文であるために、被使役者が存在する。一方で、先に見たように、非意図的用法は使役者の「後悔」を表すと考えられるものであった。この時、非意図的用法における被使役者と対象物の役割をさらに詳しく捉えると、被使役者は、使役者が防ぎたい事態の行為者であり、対象物は使役者が保持したいモノ・ヒトであるといえる。例えば、以下の(18)を見てみよう。

(18)a. 友達投げさせ見てみぬ男（近松浄瑠璃，女殺油地獄，216）

b. エ、無念な妹に名跡継がせては口惜し（近松浄瑠璃，女殺油地獄，235）

(18a)は、対象物である「友達」を被使役者が投げる事態を表す。この時、使役者は、この事態の成立を防ぎたいのにも関わらず、被使役者が事態を実現してしまっている。(18b)も同様である。使役者は、対象物である「名跡」を被使役者である「妹」が継ぐという事態を成立させては「口惜し(残念だ)」と考えるだろうという場面である。上記の(18)のように、使役文の非意図的用法は、「使役者の占有、保持したいモノ・ヒトを被使役者に占有、保持、損壊される」事態を表す。従って、受身文にした際には、文脈上「受害」読みとなる（第4章で述べた「競合の受身」に近い¹⁴⁾。

以上のことを踏まえ、再度、非意図的用法において、なぜ現代語では受身表現が予想されるのかについて考えよう。既に注12でも例を挙げたように、柳田(1994)において、使役文の非意図的用法が現代語でも使用されることが述べられている(19)。

(19) バック陣の不注意で、敵に正面からシュートを打たせてしまった。

しかし、この例では、「バック陣の不注意で」という従属節と主節における補助動詞「てしまう」を除くと、非意図的用法の解釈にはならない（このことは前節で見たように、非意図的用法は文全体で「損失（不利益性）」が示される必要があることに由来すると考えられる）。つまり、「敵に正面からシュートを打たせた。」ならば、特別な文脈がない限り、使役者の何らかの意図（シュートコースを限定する等）がある使役行為として読み取ることができる。しかし、使役文の非意図的用法では、これら使役者にとっての「損失（不利益）」であることが表示されない例が見られる(20)。

(20) 熊谷は、馬のふと腹射させてはぬれば、足を越えており立ったり。(平家物語、下 157)

まず、この不利益性の不明示が使役文の非意図的用法の解釈を受身表現に偏らせるに至っていると考えられる。一方で、さらに意味的な要因も考えられる。先に見た現代語の例(19)のように、現代語の使役文の非意図的用法は、使役者に何等かの過失（(19)ならば「バック陣の不注意」）がある場合に用いられる。しかし、古代語における使役文の非意図的用法には、現代語の観点からは、あまり使役者に過失が認められない場面で用いられる例がある(21)。(21)は、敵に一方的に弓手の膝口を射られた場面である。主語の過失は特に明示されてはいない。

(21) 三位入道七十にあまって、いくさして弓手のひざ口を射させ、いたでなれば心しづかに自害せんとて(平家物語、下 246)

現代語では、上記(21)のような、主語に過失がないと捉えられる場面では、受身文が選択されやすい。つまり、古代語においては、使役文の非意図的用法が、現代語の見地からは使役者に過失がないと捉えられる場面も受身文より積極的に使用される場合があった可能性がある¹⁵。但し、このような場面では、古代語においても受身表現が選択されてもよかつたはずである。なぜ、古代語では受身表現が選択されないのだろうか。

ここで、第4章で既に述べたように、中古～近世前期までの受身助動詞（レル・ラレル（ル・ラル））が受害性を帯びないことを確認しておこう。先にも述べたように、使役文の非意図的用法は受害性を表示すべき文脈で使用されていた。当時の受身文が利害性に関し

で中立であったならば、使役文の非意図的用法のみがより積極的に受害性を表示できる。つまり、古代語において、受身助動詞の受害性の不獲得が、使役文の非意図的用法の運用範囲の幅を広げていた背景として捉えられる可能性がある¹⁶。現代語では、受身文が被害を含意するため、同じ場面でも、格体制の共通する受身文が選択されやすいのであろう。

7. まとめ

本章では、使役文の非意図的用法において、中世末期～近世においても用例が見られることを指摘した。また、それらの特徴が中世の用例と同様の特徴（他動詞を前接動詞とする例が多い、複文の従属節に現れやすい、間接受身相当の文構造を原則とする）を有していることを確認した。これらの特徴から、柳田(1994)の解釈（「～させてしまった」）である意志動詞の無意志的用法とする説を支持した。加えて、現代ではなぜ受身文が想定されるのかについては、テシマウのような「後悔」を明示する形式が表示されない場合があること、主語に責任がない場合にも用いられている例があることを挙げた。とりわけ、主語に責任がない場合にも用いられることについては、その背景も考察した。その考察においては、中古～近世前期の受身文が、利害性に関して中立であり、より受害性を明示できる使役文の非意図的用法が選択されやすい環境にあった可能性を述べた。

注

- 1 伊坂(1999)も述べるように、この種の用法には先行研究によって様々な呼称が存する。長谷川(1964)では「随順用法」、山内(1977)では「所為」、相原(1986)では「自責の使役」等である。この種の用法では、呼称の再検討も重要な課題の一つではある。本研究では使役者が事態の生起を意図していない用法であることから「非意図的用法」と呼ぶ。
- 2 長谷川(1963)では、「随従用法」としたが、長谷川(1964)で「随順用法」に改めている。
- 3 柳田(1994)では、以下のような例を挙げている。
 - ・ 馬の腹（が）射られて（無意志的表現の例）
 - ・ 馬の腹（を）射させて（意志的表現の例）
- 4 今回は現代のセル・サセルとの繋がりを考慮してシムの用例を除いている。
- 5 小田(2003)では、古代語のス・サスにおいて、自動詞を前接する場合、被使役者の項はヲ格に限られることを述べる。
- 6 伊坂(1999)では『源氏物語』を、伊坂(2000)の調査では『土佐日記』『蜻蛉日記』『和泉式部日記』『紫式部日記』『枕草子』『更級日記』『伊勢物語』『大和物語』を対象としている。
- 7 伊坂(2000)では、「知らず」「聞かす」以外の用例も挙げられている(2)(3)。
- 8 この構造は、必ずヲ格（Y）が想定可能ということであり、常に明示されることを表しているわけではない。

- 9 関係者の所有物が見られるのは『太平記』のみ（近藤・池村 1995）。
- 10 ここでは話者としたが、話者が使役したわけでもないため意味的には不明確とも言える。
- 11 林(2004)では、『天草版平家物語』と原拠本との比較を行っており、原拠本でス・サスの非意図的用法が用いられていた箇所在天草版ではル・ラルが用いられている箇所を挙げている。該当箇所はいずれも「身体の一部」「所有物」の例である。第4章で述べたように中古にも関係者の受身は見られるため、なぜいわゆる持ち主の受身に相当する使役文の受身的用法のみが受身文に変更されているのかは、未だ理解が及んでいない。さらなる検証を今後の課題としたい。
- 12 柳田(1994)では、この用法が現代語にも存することを指摘する。
・バック陣の不注意で、敵に正面からシュートを打たせてしまった。
- 13 非意図的事態がなぜ他動詞文で表現できるのかについては、責任説、所有説、損失説がある。ここでは、その現れ方が問題となるので、各説の検証については深く入り込まない。
- 14 但し、第4章で述べたように、使役文の非意図的用法が表す事態を受身文で表現する場合、それらの事態は、「持ち主の受身」「関係者の受身」として捉えられる。「競合の受身」は対象物が受身文の主語にとって所有・保持が不明確なヒト・モノである場合を指すためである。このことを別角度から見れば、「競合の受身」は主語の所有物、関係者が確定的に占有しているかどうか不明な「持ち主の受身」「関係者の受身」といえる。
- 15 鄭(2009)では、Pardeshi(2002)の研究を取り上げ、どこまで非意図的事態を他動詞文で表せるのかについては「言語によって異なっても不思議ではないだろう」と述べる。以下、鄭(2009)の注9を引用する。
Pardeshi(2002)によれば、インド諸言語では日本語に比べると非常に狭い範囲だけ許される。例えば、「宿題を忘れた」や「財布をなくした」のような語彙的タイプは可能であるが、「うっかり皿を割った」や「腕を折った」のような CAUSE タイプは、他動詞文としてのコード化は許されないようである。
- 16 當山(2014)では、沖縄首里方言において、いわゆる「第三者の受身」「(はた) 迷惑の受身」と呼ばれる領域を、使役文が担っていることを指摘する。また、首里方言では受身助動詞が受害性を帯びないことも指摘している。

終章 本研究のまとめと今後の課題

1. モラウ系補助動詞に起きた変化と文法史上の位置づけ

1.1 テモラウの成立と発達

第I部では、モラウ系補助動詞の成立～展開について記述・考察を行った。

第1章で述べたように、テモラウが中世末期に成立し、近世後期にかけてその用法を拡げていく。まず注意すべきは、テモラウの成立が、日本語文法史における、受け手を主語として受益を表す、いわば「受益専用形」の成立を意味することである。テモラウ成立までの日本語には受身文の受益用法（第II部第6章）があったものの、それはあくまで事態の当事者間の受影関係を表す形式であった。当該形式自体が受益を表し、非当事者・当事者のいずれの立場においても受け手を主語として述べるのは、日本語文法史上、テモラウが先駆けであるといえる。

テモラウの発達過程に目を向けよう。テモラウ成立当初（中世末期）は、用法が限られていたものの、近世前期頃には現代共通語に見える多くの用法が見られるようになる。とりわけ、テモラウ文の主語が事前に事態に働きかけない「B'タイプ」や、テモラウ文の主語が動詞の対象物となる「交替関係」の例が見られるようになっていた。さらには、受け手にとって動詞の表す事態が望ましくないものである「迷惑タイプ」の萌芽が見られる時期でもあった。近世後期頃になると、条件節に現れる迷惑タイプの例が比較的豊富に見られるようになり、使役助動詞を接続したサセテモラウも見られるようになる。現代共通語に見られるテモラウの用法は、近世後期頃にほぼ出揃ったとみられる。

これらテモラウの発達には、第4章で見たような、典型的な受身文（主語の事前の働きかけがない（B'タイプ）、主語を動作対象とする（交替関係））に接近するという方向性を認めた。すなわち、テモラウは近世後期頃、それまで受身文が一身に担ってきた広義の「受影」（序章注2）の領域を担うようになったといえる。

さて、以上のようなテモラウの成立と発達について、本研究では、第1章で述べたように、モラウに起きた意味変化が結果的に文法的な形式になったとする見方を支持している。例えば、授受補助動詞の地理的な分布を見ても、テモラウ相当形式が存在しない地域も見られる（當山 2014 他）。また、日本語文法史上においても、第II部第6章で述べたように、受身文の受益用法がテモラウの表す領域を補っていたとは考え難い。そもそも、先に述べたように、中世末期までは、テモラウに相当する形式はなかった。すなわち、日本語文法史の中

で、受け手を主語として受益を表す用法は、埋めるべき欠落ではなかったのではないだろうか。狭義の受益構文の成立は、恣意的なものであったと考える。

1.2 近世後期におけるテモラウの東西差

第1章で述べたテモラウの成立と展開は、資料の制約もあって上方語に限られたものであった。そこで、第2章では、近世後期において中央語としての地位が上方語から江戸語に移るにあたって、江戸語資料も豊富に見られるようになることから、上方語と江戸語との様相の比較を行った。ここでは、主として、「迷惑タイプ」「サセテモラウ」が上方語に偏在する用法であることを確認した。サセテモラウは近代において、京阪語から東京語に流入したことが指摘されている（大石 1973, 岩淵 1978 他）。また、上方語の迷惑タイプは現代共通語にみえる迷惑タイプの現れ方よりも、比較的自由度の高い用いられ方をしてきた。資料的な制約があるため、観察は叶わないものの、テモラウが上方語において育まれた形式であることが窺われる。

1.3 テイタダクの成立と展開

上記のテモラウの発達とは別に、現代共通語には敬語形であるテイタダクが存する。第3章では、このテイタダクの成立と展開について述べた。その中で、テイタダクが近世後期頃見られるようになり、近代に入ってからそれまでテオモライモウスが担っていたテモラウの敬語形としての地位を占めるようになることを確認した。

テイタダクとテモラウは別語形であり、テイタダクがテモラウの敬語形として捉えられるのは両者が意味的、統語的に類似したふるまいを見せるためである。ただ、歴史的に見た場合、やはり、イタダクの個別の変化が授受の意味と結び付いたときに、テイタダクが成立し、結果としてテモラウの敬語形となったとみるべきであろう。但し、テイタダクがテモラウの敬語形としての地位を占めるようになる近代には、他の授受補助動詞は既に出揃っている（宮地 1975）。イタダク個別の変化と授受補助動詞体系における要請を相互に考える必要もありそうである。

1.4 モラウ系補助動詞の歴史が意味すること

以上でまとめたモラウ系補助動詞の歴史において、記述・考察の内容としては、一つの具体的な語（動詞）が補助動詞化するというプロセスを提示したことになる。個別の語の変化

が受益構文（や授受補助動詞体系の一角）として定着したという見方ができるだろう。

先にも述べたように、テモラウの成立以前は、広義の「受影」の形式を受身文が一身に担っていた。但し、第4章で述べたように、受身文は近世前期以前において、あくまで事態当事者間の受影関係を表す形式であった。つまり、テモラウの成立以前において、受け手を主語とする文を構成する生産的な形式では、受け手の事態への見方（利害性）を問う形式が見られなかったといえよう。テモラウの成立は、日本語文法史上、受け手の事態への見方（利害性）を問う形式の出現を意味する。まさに、受益構文の成立として捉えられる。

加えて、先に見たように、日本語文法史上、初めて現れた利害性を問う形式が個別の語の恣意的な変化の結果として捉えられるならば、狭義の受益構文の成立も恣意的な変化の結果としてみることもできるのかもしれない。日本語文法史の記述には必然性が求められるものの、テモラウの成立（及び、文法形式としての確立）に関しては、偶然性を排除しきらないことも重要なのではないかと考える。

2. 受身文における受害構文としての確立

2.1 非当事者の視点から事態を捉えるようになること

第I部に続く第II部では、受身文の発達について記述・考察を行った。

第4章で見たように、動詞の項成分に主語が含まれず、物理的な影響も受けない用法（非当事者の受身）は、近世後期頃成立する。つまり、近世前期までは、受身文の主語は必ず事態の当事者であった。一方で、アスペクトの前接例も近世後期まで見られなかった。このアスペクトを前接する受身文においては、事態を非当事者の視点から捉える用法として把握できた。すなわち、近世後期以降、事態を当事者ではない視点から捉える用法が発達していくのである。さらに、これら非当事者の視点から描く受身文では、構造的（必然的）に受害を表す用法でもあった。従って、近世後期以降、受身文は受害構文として確立した（受身助動詞が受害を担うようになった）とみることができる。

この近世後期という時期には、使役受身文がいわゆる「させられ感」を表すようになる時期でもあった。すなわち、使役受身文における変化も、「受害」という点で近世後期以降見られるようになる他の用法と共通の理解が得られるものであった。

2.2 受身文発達の背景

上記のように、近世後期において受身文は受害構文としての確立をみせるが、その時期の

把握にはテモラウの存在が無視できない。

第5章で見たように、近世後期には、テモラウと受身助動詞の前接動詞が対応するように発達していく。さらに、当時の東西差に着目すると、動詞の項成分に主語が含まれない（非当事者の受身相当の）用法の受身の領域において、上方語はテモラウ文、江戸語は受身文が主として担っているという違いが見られる。また、使役助動詞の前接例においては、テモラウ文、受身文のいずれも上方語に遍在する。これらの発達や東西差は、テモラウ文と受身文が近世後期において、構造的・意味的な類似を示していることを意味する。

一方で見方を変えて、歴史的な発達の順序に目を向けると、テモラウ文のほうが受身文よりも早くに、非当事者の受身相当の表現を発達させていた。先に述べたように、テモラウは、もとより利害性に関わる形式であり（そもそも受益の意味を持つ）、利害性に関する見方を補う必要のある非当事者の受身相当の表現を獲得できたのも首肯できる。これらのことを踏まえ、本研究では、テモラウ文から受身文への類推が起きたという可能性を示したのであった。そして、この類推が、近世後期における受身文発達の背景として捉えられると考えた。

3. 受益・受害構文の歴史的展開

以上、述べたことから、本節では、テモラウ文と受身文の歴史を結び付け、受益・受害構文の観点から文法史としての展開を叙述してみたい。

狭義の受益・受害構文の歴史上、テモラウの成立する中世末期までは、主として受身文しか存在しなかった。しかし、少なくとも中古～近世前期の受身文では、その受益・受害の意味は文脈や前接動詞の語彙の意味から補われるものであって、レル・ラレル（ル・ラル）という形式自体は利害性に関して中立であった（基本的に事態当事者間の受影関係を表していた）と考えられる。

中世末期になると、テモラウが成立する。近世後期頃には、テモラウの諸用法が見られるようになる。このことは、狭義の受益構文の成立を意味するだけでなく、受け手を主語として述べる文を構成する生産的な形式において、利害性に関わる（受益の）形式が成立したことをも意味する。

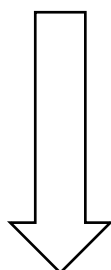
さらに、このテモラウの成立～発達を背景として、近世後期において受身文が発達していく。この受身文の発達において見られるようになる各用法は、受害を表すものであった。とりわけ、構造的に受害を表す、非当事者の視点から表現する用法は、レル・ラレル自体が受害の意味を担っていると理解できた。この受身文の発達は、狭義の受害構文における大きな

変化を意味する。すなわち、テモラウと同様に、レル・ラレル自体が利害性に関わる意味を帯びる（受害の）形式になったということである。

以上を踏まえ、受け手を主語として述べる、狭義の受益・受害構文の歴史を巨視的に捉えてみよう。古代語において、受益・受害構文は、利害性に関して文脈や前接動詞の語彙的意味から補っており、当該形式（ル・ラル）自体は、利害性を問わない、事態当事者間の受影関係を表す文を構成する形式であった。一方で、近世後期以降の近代語では、受益・受害構文を構成する当該形式自体が利害性を表すようになる。つまり、古代語から近代語にかけて、受益・受害の意味が当該形式に移っていったという変遷を描くことができるだろう。そして、その変遷においては、受益形式の成立が先立って、受害形式化を促したと考えられる。ここまでに述べたことを以下の図1にまとめる。

図1 狭義の受益・受害構文の歴史的展開

古代語	該当形式：レル・ラレル	利害性：文脈や前接動詞の語彙的意味から補う方法
-----	-------------	-------------------------



- ・ 中世末期における受益専用形（テモラウ）の成立
- 当該形式（テモラウ）自体が受益を表す受益構文の発達
- ・ 受益専用形（テモラウ文）への類推によって受身文の受害の用法が発達
- 当該形式（レル・ラレル）自体が受害を表す受害構文の発達

近世後期以降	該当形式： レル・ラレル， テモラウ	利害性：当該形式自体が利害性を表す方法
--------	-----------------------	---------------------

4. 今後の課題—受益構文・受害構文の射程—

最後に、本研究で述べきれなかったことの中で、重要だと考えることを取り出して、課題として示す。とりわけ、各時代における広義の受益・受害構文を視野に入れつつ、受益・受害構文の射程を生産的な形式に着目して取り上げてみる。

本稿では狭義の受益・受害構文としてテモラウ文、受身文を取り上げた。一方で、広義の受益・受害構文には、歴史的に見ても様々な形式が観察できる。例えば、待遇表現としての

位置づけが強いものの、「給ふ」「賜ぶ」が挙げられる。既に荻野(2011)において述べられているように、これらの語は現代語の「下さる」に相当する。これらの語の補助動詞形がすなわち「て下さる」に相当するわけではないと考えられるものの、古代語の受益構文を捉える上では看過できない語である。

授受動詞という点では、先に挙げた「てくれる」「て下さる」も受益構文の射程に入る語である。とりわけ、これらの語は、現代共通語においてテモラウ、テイタダクと授受補助動詞の体系を成す。テモラウ、テイタダクとは与え手を主語とする点で異なるものの、受益構文の一種として注目される。

一方で、受害構文については、「てくる」が注目される。「てくる」は、現代共通語において「てくれる」と同様の格体制を持ち、受け手への影響を述べる文を構成する。中でも「てくる」は受害を表す場合がある(例、彼が変なメールを送りつけてきた。)

以上、受益・受害構文の歴史において注目すべきだと考える形式と挙げた。一方で、各章でも述べたように、本稿で挙げたテモラウ、テイタダク、レル・ラレル(受身用法)、ス・サス(非意図的用法)についても、未だ多くの課題が残されている。とりわけ、第5章で述べたテモラウ文と受身文の歴史的展開の精査をすることは欠かせない。近代以降の様相を記述し、現代共通語に至るまでの過程を、地域差を考慮に入れつつ、記述する必要がある。加えて、第4章で述べたように、方言研究に目を向けると、示唆的な記述観察がある。受益構文と受害構文の関係について、地理的な変異を探ることも、理解を深めることに繋がるだろう。

まだまだ多くの課題を残した研究であることを確認しつつ、ここで稿を閉じたい。

【使用資料】

各形式の調査に用いた資料を以下に示す。なお、以下の資料の示し方は、各章の時代・地域区分に対応している。調査資料の一部には、国立国語研究所(2017)『日本語歴史コーパス』バージョン 2017.3 <https://chunagon.ninjal.ac.jp/>を用いた。

〈テモラウ〉

●**中世末期**：*大塚光信・岡見正雄編『抄物資料集成』清文堂出版*大塚光信編『続抄物資料集成』清文堂出版*土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』岩波書店*大塚光信・来田隆編『エソポのハブラス 本文と総索引』清文堂*福島邦道解題『天草版平家物語(上)

(下)』勉誠社*北原保雄・池田廣司『大蔵虎明本狂言集の研究〈本文篇上・中・下〉』表現社*北原保雄他『狂言記の研究』勉誠社

●**近世前期**：歌舞伎台帳研究会編『歌舞伎台帳集成第1巻』勉誠社(心中鬼門角)*海音研究会編『紀海音全集』清文堂(おそめ久松袂の白しぼり, 傾城三度笠, 心中ニッ腹帯)*武藤禎夫・岡雅彦編『噺本大系』東京堂出版(軽口出宝台, 軽口機嫌囊, 軽口瓢金苗, 軽口浮瓢単, 軽口腹太鼓, 軽口福徳利, 軽口はるの山)*鳥越文蔵・山根為雄・長友千代治・大橋正叔・阪口弘之校注訳『新編日本古典文学全集 近松門左衛門集①・②』小学館(世話物 24編)

●**近世後期上方語**：*武藤禎夫・岡雅彦編『噺本大系』東京堂出版(軽口片頬笑, 軽口大黒柱, 時勢話綱目, 新撰勧進話, 臍の宿かへ, 落噺千里藪, 噺の魁二編)*洒落本大成編集委員会編『洒落本大成』(新月花余情, 郭中奇譚(異本), 短華蘂葉, 眸のすじ書, 十界和尚話, 南遊記, 北川蜷殻, 色深狭睡夢)中央公論社*近代語学会編『近代語研究 第四集』武蔵野書院(穴さがし心の内そと)*武藤禎夫編『江戸明治百面相絵本八種』大平書屋*武藤禎夫校訂解説『諺臍の宿替』大平書屋

●**近世後期江戸語***水野稔校注『日本古典文学大系 59 黄表紙洒落本集』岩波書店(遊子方言, 辰巳之園, 軽井茶話道中粹語録, 卯地臭意, 通言総籙, 傾城買四十八手, 青楼昼之世界錦の裏, 傾城買二筋道)*武藤禎夫・岡雅彦編『噺本大系』東京堂出版(御伽噺, 仕形噺, 富来話有智, 気のくすり, 寿々葉羅井, 千年草, 詞葉の花, 無事志有意, 塩梅余史, 馬鹿大林, 福種蒔, 落咄臍くり金, 東都真衛, 無塩諸美味, 一雅話三笑, 駄路馬士唄二篇, 身振噺寿賀多八景, 落咄熟志柿, 落咄屠蘇機嫌, 落噺屠蘇喜言, 東海道中滑稽譚, はなしの種, 新作可楽即考, 百面相仕方ばなし, しんさくおとしばなし, 落噺笑種蒔, 春色三題噺初編, 梅

屋集) * 中村幸彦校注『日本古典文学大系 64 春色梅児誉美』岩波書店(春色梅児誉美, 春色辰巳園) * 浅川哲也編『春色恋廻染分解翻刻と総索引』おうふう(春色恋廻染分解) * 稲垣正幸・山口豊編『柳髪新話浮世床総索引』武蔵野書院, 中野三敏・神保五彌・前田愛校注『日本古典文学全集〈47〉洒落本・滑稽本・人情本』小学館(浮世床) * 中野三敏・神保五彌・前田愛校注『新編日本古典文学全集 80 洒落本・滑稽本・人情本』小学館(酩酊気質) * 神保五彌校注『新日本古典文学大系 86』岩波書店(浮世風呂) * 日本名著全集刊行會編『滑稽本集』(妙竹林話七偏人) * 小池藤五郎校訂『花暦八笑人』岩波書店(花暦八笑人)

●**その他**: * 田山方南校閲北野克写『名語記』勉誠社 * 遠藤嘉基・春日和男校注『日本古典文学大系日本霊異記』岩波書店 * 日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典 第二版』小学館 * 日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典 第二版』小学館 * 国立国語研究所コーパス開発センター編『現代日本語書き言葉均衡コーパス』(中納言バージョン 2.2.2.1) (2017年3月18日確認)

〈テイタダク〉

●**18世紀**: * 鳥越文蔵・山根為雄・長友千代治・大橋正叔・阪口弘之校注訳『新編日本古典文学全集 近松門左衛門集①・②』小学館(世話物 24 編) * 歌舞伎台帳研究会編『歌舞伎台帳集成第1巻』勉誠社(心中鬼門角) * 『絵入狂言本集上・下』般庵野間光辰先生華甲記念会 * 武藤禎夫・岡雅彦編『噺本大系』東京堂出版(露休置土産, 軽口福蔵主, 軽口機嫌囊, 軽口初売買, 軽口福おかし, 軽口笑布袋, 御伽噺, 仕形噺, 富来話有智, 気のくすり, 寿・葉羅井, 塩梅余史, 新製欣・雅話, 曲雑話) * 洒落本大成編集委員会編『洒落本大成』中央公論社(聖遊郭, 短華薬葉, 傾城買二筋道, 南客先生文集, 松登妓話)

●**19世紀**: * 武藤禎夫・岡雅彦編『噺本大系』東京堂出版(しんさくおとしばなし, 馬鹿大林, 駅路馬士唄二篇, 花競二卷噺, 戯忠臣蔵噺, 玉尽一九噺, 身振噺寿賀多八景, 大寄噺の尻馬初編, 百面相仕方ばなし, 福種蒔, 無塩諸美味, 落噺千里菽, 落噺懸鎖, 落咄熟志柿, 落咄屠蘇機嫌, 落咄臍くり金) * 洒落本大成編集委員会編『洒落本大成』中央公論社(粹の曙, 色深狹睡夢, 北川蜆殻) * 早稲田大学図書館蔵本, 古典籍総合データベース(假名文章娘節用, 秋色絞朝顔, 湊の月, 處女七種), 立命館ARC蔵本, 立命館 Art Research Center 古典籍閲覧ポータルデータベース(戀の若竹), 浅川哲也(2011)『毬唄三人娘』初編～三編(翻刻)『人文学報』第四四三号(2012)『毬唄三人娘』四編～五編(翻刻)『人文学報』第四五八号(毬唄三人娘), 浅川哲也(2013)『春色江戸紫』初編～

三編（翻刻）』『人文学報』第四七二号（春色江戸紫），浅川哲也(2015)『春色玉擽』初編～三編（翻刻）』『人文学報』第五〇三号（春色玉擽），中村幸彦校注『日本古典文学大系』岩波書店（春色梅児誉美，春色辰巳園），浅川哲也編『春色恋廻染分解 翻刻と総索引』おうふう（春色恋廻染分解）＊日本名著全集刊行會編『滑稽本集』（妙竹林話七偏人），小池藤五郎校訂『花暦八笑人』岩波書店（花暦八笑人），武藤禎夫校訂解説『諺濟の宿替』大平書屋，近代語学会編『近代語研究 第四集』武蔵野書院（穴さがし心の内そと），中野三敏・神保五彌・前田愛校注『新編日本古典文学全集 80 洒落本・滑稽本・人情本』小学館（酩酊気質）＊神保五彌校注『新日本古典文学大系』岩波書店（浮世風呂）

●**明治～大正期**：＊真田信治・金沢裕之(1991)『二十世紀初頭大阪口語の実態：落語SPレコードを資料として』文部省科学研究費補助金「幕末以降の大阪口語変遷の研究」研究成果報告書，課題番号：01450061，研究代表者：真田信治＊矢島正浩(2007)『近代関西言語における条件表現の変遷原理に関する研究』平成十七年度～平成十八年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書＊矢島正浩編(2007)『(稿本) 近現代東京落語・録音文字化資料』＊曾呂利新左衛門口演『噺の種』駈々堂＊丸山平次郎編『速記の花』関西速記学会＊曾呂利新左衛門口演『於玉牛』駈々堂＊曾呂利新左衛門口演『解やらぬ下関水』駈々堂＊笑福亭福松口演『胴乱の幸助』駈々堂＊曾呂利新左衛門等口演『滑稽曾呂利叢話』駈々堂＊桂文三口演『改良落語』駈々堂〈その他〉＊土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』岩波書店＊中田祝夫編『古語大辞典』小学館＊日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典 第二版』小学館＊飛田良文・松井栄一・境田稔信編(第一期，1997—2003・第二期 2008)『明治期国語辞書大系』大空社＊現代書き言葉均衡コーパス少納言（中納言バージョン 2.2.2.1）

〈レル・ラレル（ル・ラル）〉

●**中古**：＊『新編日本古典文学全集』小学館（伊勢物語，讃岐典侍日記，紫式部日記，大和物語，竹取物語，堤中納言物語，土佐日記，平中物語，枕草子，落窪物語，和泉式部日記，蜻蛉日記）

●**中世**：＊小林保治・増古和子訳『新編日本古典文学全集 50 宇治拾遺物語』小学館＊近藤政美・武山隆昭・近藤三佐子編『平家物語〈高野本〉語彙用例総索引』勉誠社，梶原正昭・山下宏明・佐竹昭広『新日本古典文学大系 44・45 平家物語上・下』岩波書店

●**中世末期**：＊大塚光信編『大蔵虎明能狂言集 翻刻 註解』清文堂出版

●**近世前期**：＊横山正校注『日本古典文学全集 45 浄瑠璃集』小学館（椀久末松山，袂の白しぼり，傾城三度笠，八百やお七，三勝半七二十五年忌，ふたつ腹帯）＊鳥越文蔵・山根為雄・長友千代治・大橋正叔・阪口弘之校注訳『新編日本古典文学全集 近松門左衛門集①・②』小学館（世話物 24 編）＊土田衛・河合眞澄校注『新日本古典文学大系 95 上方歌舞伎集』岩波書店（けいせい浅間嶽，おしゆん伝兵衛十七年忌）

●**近世後期上方語**：＊洒落本大成編集委員会編『洒落本大成』中央公論社（新月花余情，聖遊郭，陽台遺編・妣閣秘言，陽台遺編（異本），月花余情，郭中奇譚（異本），短華蘂葉，眸のすじ書，十界和尚話，南遊記，粋の曙，色深狹睡夢，北川蜆殻）＊武藤禎夫・岡雅彦編『噺本大系』東京堂出版（落噺千里藪，噺の魁二編，新撰勸進話，麻疹話，玉尽一九噺，臍の宿かえ）＊武藤禎夫校訂解説『諺臍の宿替』大平書屋（臍の宿替），近代語学会編『近代語研究 第四集』武蔵野書院（穴さがし心の内そと）

●**近世後期江戸語**：＊水野稔校注『日本古典文学大系 59 黄表紙洒落本集』岩波書店（遊子方言，辰巳之園，軽井茶話道中粋語録，卯地臭意，通言総籙，傾城買四十八手，青楼昼之世界錦の裏，傾城買二筋道）＊武藤禎夫・岡雅彦編『噺本大系』東京堂出版（はなしの種，新作可楽即考，古今秀句落し噺，落しばなし，落噺笑種蒔，春色三題噺初編）＊稲垣正幸・山口豊編『柳髪新話浮世床総索引』武蔵野書院，中野三敏・神保五彌・前田愛校注『日本古典文学全集〈47〉洒落本・滑稽本・人情本』小学館（浮世床），神保五彌校注『新日本古典文学大系』岩波書店（浮世風呂）＊中村幸彦校注『日本古典文学大系 64 春色梅児誉美』岩波書店（春色梅児誉美，春色辰巳園）

〈セル・サセル（ス・サス）〉

●**中世**：＊渡邊綱也・西尾光一校注『日本古典文学大系 27 宇治拾遺物語』岩波書店＊近藤政美・武山隆昭・近藤三佐子編『平家物語〈高野本〉語彙用例総索引』勉誠社，梶原正昭・山下宏明・佐竹昭広『新日本古典文学大系 44・45 平家物語上・下』岩波書店

●**中世末期**：＊大塚光信・来田隆編『エソポのハブラス本文と総索引』清文堂＊大塚光信編『大蔵虎明能狂言集 翻刻 註解』清文堂出版

●**近世前期**：＊横山正校注『日本古典文学全集 45 浄瑠璃集』小学館（椀久末松山，袂の白しぼり，傾城三度笠，八百やお七，三勝半七二十五年忌，ふたつ腹帯）＊鳥越文蔵・山根為雄・長友千代治・大橋正叔・阪口弘之校注訳『新編日本古典文学全集 近松門左衛門集①・②』小学館（世話物 24 編）＊土田衛・河合眞澄校注『新日本古典文学大系 95 上方

歌舞伎集』岩波書店（けいせい浅間嶽，おしゆん伝兵衛十七年忌）

●**近世後期上方語**：＊洒落本大成編集委員会編『洒落本大成』中央公論社（新月花余情，聖遊郭，陽台遺編・妣閣秘言，陽台遺編（異本），月花余情，郭中奇譚（異本），短華蘂葉，睥のすじ書，十界和尚話，南遊記，粋の曙，色深狹睡夢，北川蜆殻）＊武藤禎夫・岡雅彦編『噺本大系』岩波書店（落噺千里藪，噺の魁二編，新撰勸進話，麻疹話，玉尽一九噺，臍の宿かえ）＊武藤禎夫校訂解説『諺臍の宿替』大平書屋（諺臍の宿替），近代語学会編『近代語研究 第四集』武蔵野書院（穴さがし心の内そと）

●**近世後期江戸語**：＊水野稔校注『日本古典文学大系 59 黄表紙洒落本集』岩波書店（遊子方言，辰巳之園，軽井茶話道中粋語録，卯地臭意，通言総籬，傾城買四十八手，青楼昼之世界錦の裏，傾城買二筋道）＊武藤禎夫・岡雅彦編『噺本大系』東京堂出版（はなしの種，新作可楽即考，古今秀句落し噺，落しばなし，落噺笑種蒔，春色三題噺初編）＊稲垣正幸・山口豊編『柳髪新話浮世床総索引』武蔵野書院（浮世床），神保五彌校注『新日本古典文学大系』岩波書店（浮世風呂）＊中村幸彦校注『日本古典文学大系 64 春色梅児誉美』岩波書店（春色梅児誉美，春色辰巳園），浅川哲也編『春色恋廻染分解翻刻と総索引』おうふう（春色恋廻染分解）

●**その他**：＊国立国語研究所コーパス開発センター編『現代日本語書き言葉均衡コーパス』（中納言バージョン 2.2.0）（2016年12月13日確認）

【参考文献】

- 相原林司（1986）「戦記物語における自責の使役」『文芸言語研究・言語篇』10 pp.99-120.
- 浅川哲也（2014）「江戸時代末期人情本の活字化資料にみられる諸問題—「あるのです」は「あるです」—」『日本語研究』34 pp.1-14.
- 池田英喜（2001）「「サセル」と「ラレル」の比較—機能の類似点と相違点についての覚え書き—」『新潟大学留学生センター紀要』4 pp.65-69.
- 伊坂淳一（1999）「中古和文の使役文に関する覚え書き」『千葉大学教育学部研究紀要』47-II pp.1-11.
- （2000）「中古和文の使役文について」『千葉大学教育学部研究紀要』48-II pp.1-7.
- 伊藤博美（2013）「「お／ご～申す」と「お／ご～する」—働きかけのあり方とその消長—」『近代語研究十七集』武蔵野書院 pp.57-73.
- （2015）「近代以降の謙讓表現における受影性配慮について—「お／ご～申す」

- 「お／ご～する」「させていただく」—『近代語研究第十八集』武蔵野書院 pp.165-185.
- 井藤幹雄 (1985)「軍記物における特殊な使役態「討タス」「射サス」」『国学院雑誌』 86 pp.46-60.
- 岩淵悦太郎 (1978)『日本語対談』筑摩書房.
- 大石初太郎 (1973)座談会「現代敬語の問題点と敬語の将来」『現代の敬語 敬語講座 6』明治書院 pp.228-229.
- 荻野千砂子 (2007)「授受動詞の視点の成立」『日本語の研究』 3(3)pp.1-16.
- (2009)「授受動詞イタダクの成立に関して」『東アジア日本語教育・日本文化研究』第十二輯 pp.83-92.
- (2011)「八重山地方の授受動詞タボールンと中世語「給はる」：敬意優先の授受動詞体系」『日本語の研究』 7(4)pp.39-54.
- 尾崎喜光 (2013)「“道理に合わない”授受表現の使用と動態」『現代日本語の動態研究』お
うふう pp.104-126.
- 小田勝 (2003)「古典文における使役文・受身文の格表示—『今昔物語集』を資料として—」『岐阜聖徳学園大学紀要. 外国語学部編』 42 pp.23-32.
- (2008)「中古和文における助動詞の相互承接について」『岐阜聖徳学園大学紀要.外国語学部編』 47 pp.85-93.
- (2015)『実例詳解古典文法総覧』和泉書院.
- 加藤重広 (2013)『日本語統語特性論』北海道大学出版会.
- 韓静妍 (2010)「近代以降の日本語における非情の受身の発達」『日本語の研究』 6(4)pp.47-62 武蔵野書院.
- 金澤裕之 (2011)「時代を超えた言語変化の特性：動態の普遍性を考える」『近世語研究のパー
ースペクティブ—言語文化をどう捉えるか』笠間書院 pp.11-33.
- 川村大 (2012)『ラル形述語文の研究』くろしお出版.
- 北原保雄 (1981)『日本語助動詞の研究』大修館.
- 金水敏 (1991)「受動文の歴史についての一考察」『国語学』 164 pp.1-13.
- 金田一晴彦 (1957)「時・態・相および法」『日本文法講座 1 総論』 pp.223-245 明治書院.
- (1959)『日本古典文学大系 32 平家物語上』岩波書店.
- 工藤真由美 (1995)『アスペクト・テンス体系とテクスト—現代日本語の時間の表現』ひつじ
書房.

- 久野暉 (1978)『談話の文法』大修館書店.
- 熊取谷哲夫 (1995)「発話行為理論から見た依頼表現—発話行為から談話行為へ—」『日本語学』14(11)明治書院 pp.12-21.
- 小松寿雄 (1967)「「お...する」の成立」『国語と国文学』44(4)至文堂 pp.93-102.
- (1968)「「お...する」「お...いたす」「お...申しあげる」の用法」『近代語研究二』武蔵野書院 pp.313-328.
- 近藤政美 (1972,1973)「平家物語における助動詞「す」「さす」について—受動的状態を表わす用法を中心に—」『説林』21 pp.86-94,22 pp.56-71.
- 近藤政美・池村奈代美 (1995)「太平記における武士言葉「～す」「～さす」について」『解学』13pp.36-46.
- 近藤泰弘 (2000)『日本語記述文法の理論』ひつじ書房.
- 佐久間鼎 (1936)『現代日本語の表現と語法』厚生閣.
- 佐佐木隆 (2007)「目的語を細説する上代語の構文:「佐保川を朝河渡り」の類」『国語国文』76(10) pp.40-54 中央図書出版社.
- 高見健一・久野暉 (2002)『日英語の自動詞構文—生成文法分析の批判と機能的分析—』研究社.
- 鄭聖汝 (2009)「非意図的事象と他動詞構文—「所有」か「責任」か、それとも?—」『日本語文法』8(2)pp.71-87.
- (2013)「非意図的な出来事と「損失構文」—使役構文との相違について—」『大阪大学大学院文学研究科紀要 53』 pp.105-122.
- 寺村秀夫 (1982)『日本語のシンタクスと意味Ⅰ』くろしお出版.
- (1984)『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』くろしお出版.
- 當山奈那 (2014)「首里方言における受動文の意味構造とベネファクティブ」『国際琉球沖縄論集』(3)pp.11-25.
- 仁科明 (2011)「「受身」と「自発」—万葉集の「(ら)ゆ」「(ら)る」について—」『日本語文法の歴史と変化』 pp.25-44 くろしお出版.
- 仁田義雄 (1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房.
- 日本語記述文法研究会編 (2009)『現代日本語文法 2 第3部格と構文 第4部ヴォイス』くろしお出版.
- 橋本進吉 (1969)『助詞・助動詞の研究』岩波書店.
- 長谷川清喜 (1969)「す・さす—使役〈古典語〉」『古典語現代語助詞助動詞詳説』学燈社

pp.79-86

- 林大三 (2004) 「平家物語における使役と受身の表現」『表現と創造』 5pp.17-40.
- 浜田敦 (1957) 「中世の文法」『日本文法講座 3 文法史』 明治書院 pp.175-224.
- 早津恵美子 (2015) 「日本語における使役文と受身文の似通い:使役文からの考察」『日中言語対照研究論集 17』 pp.1-21.
- 日高水穂 (2007) 『授与動詞の対照方言学的研究』 ひつじ書房.
- 堀口和吉 (1983) 「〈はた迷惑の受身〉考」『山辺道』 27pp.37-48.
- (1990) 「競合の受身」『山辺道』 34pp.31-40.
- 益岡隆志 (1991) 「受動表現と主観性」『日本語のヴォイスと他動性』 pp.105-121 くろしお出版.
- 松下大三郎 (1924) 『標準日本文法』 紀元社.
- (1930) 『増補校訂改選標準日本口語法』 勉誠社.
- 南不二男 (1974) 『現代日本語の構造』 大修館書店.
- 宮腰幸一 (2014) 「日本語ヴォイスの統合的・系列的多重構造:予備的考察」『論叢:現代語・現代文化』 12pp.1-85.
- 宮地裕 (1975) 「「やる・くれる・もらう」の発達の意味について」『鈴木知太郎博士古稀記念 国語学論攷』 桜楓社 pp.1-25.
- 村上三寿 (1986) 「やりもらい構造の文」『教育国語』 84pp.2-43.むぎ書房.
- 矢島正浩 (2016) 「否定疑問文の検討を通じて考える近世語文法史研究」『日本語史叙述の方法』 ひつじ書房 pp.187-213
- 梁井久江 (2009) 「テシマウ相当形式の意味機能拡張」『日本語の研究』 5(1)pp.15-30
- 柳田征司 (1994) 「意志動詞の無意志的用法—あわせて使役表現のいわゆる許容・放任・随順用法について—」『国語論究 5 中世語の研究』 明治書院 pp.327-361.
- 山内洋一郎 (1977) 「軍記における受身表現と使役表現と」『奈良教育大学国文研究と教育 I』 pp.63-67
- 山口響史 (2015) 「補助動詞テモラウの機能拡張」『日本語の研究』 11(4)pp.1-16 武蔵野書院.
- (2016) 「テイタダクの成立と展開」『国語国文』 85(7)pp.34-51 臨川書店 (京都大学文学部国語学国文学研究室) .
- (2017) 「近世後期における補助動詞テモラウ—上方語・江戸語の対照—」『名古屋大学国語国文学』 110 pp.133-148.
- 山田敏弘 (2000) 「ウチの受身とソトの受身~受身文の意味と構造の対応再考」『現代日本語

研究』(7)pp.98-111.

———— (2001)「日本語におけるベネファクティブの記述的研究第8回 事態の捉え方と直接構造・間接構造(1)」『日本語学』2001年6月号 pp.106-115 明治書院.

———— (2004)『日本語のベネファクティブ―「てやる」「てくれる」「てもらう」の文法―』明治書院.

米澤昌子 (1996)「受給動詞の史的変遷」『同志社国文学』45,pp.73-87.

Chamberlain, Basil Hall (1898) A Handbook of Colloquial Japanese, Third Edition.

London: SampsonLow, Marston.

Pardeshi, Prashant (2002) “Responsible” Japanese vs. “Intentional” Indic: A Cognitive Contrast of Non-intentional Events. 『世界の日本語教育 12』 pp.113-144

謝辞

本研究の一部は科研費 JP17J02230 の助成を受けたものである。謝意を表す。